令和3年2月藤沢市議会定例会 厚生環境常任委員会 資料2

ふじさわ障がい者プラン 2026

(案)

ふ じ さ わ 障 が い 者 計 画 第 6 期 ふじさわ障がい福祉計画 第 2 期 ふじさわ障がい児福祉計画

2021年(令和3年)3月

藤沢市

- ※ 課名につきましては、組織改正後の仮称を記載しています。
- ※ 本計画書の完成版につきましては、ユニバーサルデザインフォントを採用し、印刷 します。

はじめに

日次

はじめに

| 第 1 | 章 計画の | の概要1 | |
|-----|---------|-------------------------------|----|
| 1. | 計画策定の制 | 趣旨1 | |
| 2. | 計画の位置の | 付け3 | |
| 3. | 計画の期間. | 6 | |
| | | | |
| | | さわ障がい者計画7 | |
| 1. | | 方7 | |
| | | 基本的な考え方 | |
| | | 念 | |
| | | 社会像 | |
| | | 整理 | |
| | | 標 | |
| | | のポイント | |
| 2. | | 者の現状と今後の動向 14 | |
| | | がい者手帳所持者数の推移 | |
| | | 者数の推計 | |
| 3. | | 策の課題24 | |
| | | 者施策の課題抽出のプロセス | |
| | | 整理 | |
| | | 個人の尊厳や権利に関すること】 | |
| | | 障がいのある人への支援に関すること】 | |
| | | 地域生活を支えるための支援に関すること】 | |
| | | 療育や教育に関すること】 | |
| | | 社会参加や活躍の支援に関すること】 | |
| | | 安心した日常生活を送るための基盤に関すること】 | |
| | | ら基本目標へ | |
| | | の視点を踏まえた基本目標 | |
| 4. | | 生と展開 | |
| | | 設定について | |
| | | 展舅 | |
| | | 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】 | |
| | | 支援体制の強化【支援の基盤づくり】 | |
| | | 地域での生活を支える支援の充実【日常生活の支援】 | |
| | | - 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】 | |
| | | 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】 | |
| | 其木日煙の | - 生活の安心を支える社会づくりの推進【安心の甚般づくり】 | 87 |

| 第3 | 3章 第6期ふじさわ障がい福祉計画 | 90 |
|-----|-----------------------------------|---------|
| | 第 6 期ふじさわ障がい福祉計画の基本的な考え方 | |
| | (1)位置付け | 90 |
| | (2) 基本的な考え方 | 90 |
| 2. | 地域共生社会づくりの目標値 | 92 |
| | (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 92 |
| | (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 93 |
| | (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | 94 |
| | (4)福祉施設利用者から一般就労への移行等 | 95 |
| | (5) 相談支援体制の充実・強化等 | 98 |
| 3. | 障がい福祉サービスの見込み量 | 99 |
| | (1)訪問系サービス | 99 |
| | (2) 日中活動系サービス | 100 |
| | (3) 居住系サービス | 103 |
| | (4)相談支援 | 104 |
| | (5) 障がい福祉サービスの量と質の確保のための方策 | 105 |
| 4. | 地域生活支援事業の見込み量 | 107 |
| | (1)必須事業 | 107 |
| | (2)任意事業 | 113 |
| | (3)地域生活支援事業の量と質の確保のための方策 | 115 |
| 第 4 | - 章 第2期ふじさわ障がい児福祉計画 | 118 |
| | 第2期ふじさわ障がい児福祉計画の基本的な考え方 | |
| | (1)位置付け | 118 |
| | (2) 基本的な考え方 | 118 |
| 2. | 障がい児支援の提供体制整備の目標 | 120 |
| | (1) 児童発達支援センターについて | 120 |
| | (2) 保育所等訪問支援について | 120 |
| | (3) 重症心身障がい児等へのサービス提供体制について | 121 |
| | (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について | 121 |
| 3. | 障がい児支援サービスの見込み量(令和 3 年度~令和 5 年度) | 122 |
| | (1) 障がい児通所支援サービス | 122 |
| | (2) 障がい児相談支援 | 123 |
| | (3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネータ | ーの配置124 |
| | (4) 障がい児支援サービスの量と質の確保のための方策 | 124 |

| 第5章 計画推進のために | 127 |
|--|-----|
| 1. 計画の推進体制について | 127 |
| (1) 庁内における横断的な取組の推進 | 127 |
| (2) モニタリング指標の設定と PDCA サイクルによる進行管理 | 127 |
| (3) モニタリングの実施体制 | 128 |
| (4)モニタリングの実施スケジュール | 128 |
| (5)計画の進捗状況等の公表 | 128 |
| | |
| 資料編 | 129 |
| 1.前計画の実施状況(平成 30 年度~令和 2 年度) | 129 |
| 2. 第5期ふじさわ障がい福祉計画・第1期ふじさわ障がい児福祉計画の進捗状況 | 132 |
| 3. 計画策定体制 | 135 |
| 4. 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会 委員名簿 | 136 |
| 5. 藤沢市障がい者総合支援協議会 委員名簿 | 138 |
| 6. 藤沢市障がい者総合支援協議会 設置要綱 | 140 |
| 7.「ふじさわ障がい者プラン 2026」策定経過 | 143 |
| 8. ヒアリング調査 実施概要 | 148 |
| 9. アンケート調査 実施概要 | 150 |
| 10. パブリックコメント(市民意見公募)の実施概要 | 152 |
| 11. 用語解説 | 155 |

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

●「ふじさわ障がい者プラン 2026」の策定の経緯

本市では、2015年(平成27年)3月に「ふじさわ障がい者計画」と「第4期ふじさわ障がい福祉計画」を一体化した「ふじさわ障がい者プラン2020『きらりふじさわ』」(以下「当初計画」という。)を策定し、両計画の基本理念である「すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに助け合い、自分らしく生活できるまちへ」の実現に向け、障がいのある人とその支援者等を対象とする施策を総合的に推進してきました。

2018年(平成30年)3月には、中間見直しを行った「ふじさわ障がい者計画」、「第5期ふじさわ障がい福祉計画」、児童福祉法の改正により新たに加えられた「第1期ふじさわ障がい児福祉計画」の3計画を一体化した「ふじさわ障がい者プラン2020『きらりふじさわ』中間見直し」(以下「前計画」という。)を策定し、藤沢型地域包括ケアシステムの構築を視野に入れた取組を進めてまいりました。

この前計画の計画期間が、2021年(令和3年)3月末日をもって、終了することから、今後の障がい福祉施策の動向を見据え、新たに「ふじさわ障がい者プラン2026」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

●障がい者施策・社会福祉施策の動向

わが国では、2006年(平成 18年) 12月に国際連合において採択された「障害者の権利に関する条約」(以下「権利条約」という。)について、2007年(平成 19年)9月に署名しました。その後 2011年(平成 23年)8月に改正「障害者基本法」を施行した後、2014年(平成 26年)1月に権利条約を批准しました。

このような流れを経て、2016年(平成28年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「差別解消法」という。)を施行し、教育、医療、福祉、公共交通、雇用等の障がいのある人の自立と社会参加にかかわるあらゆる分野において、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が進められています。

しかしながら、2016年(平成28年)7月、神奈川県立の障がい者支援施設「津久井やまゆり園」において、障がいのある人に対する偏見や差別的思考を背景とした事件が発生しました。この事件を受け、2016年(平成28年)10月、神奈川県では、「ともに生きる社会かながわ憲章」を制定し、同様の事件の再発防止や「ともに生きる社会」の実現に向けた施策を進めています。

本市においても、差別解消への取組を進めており、知的障がい、精神障がい、発達 障がい等のために、日常生活を送る上で十分な判断ができない方が、地域等で安心し て暮らせるよう、成年後見制度の利用促進に向けた周知・啓発等の取組や藤沢市権利 擁護ネットワーク連絡会等を活用して、障がいのある人の権利擁護のための地域連携 ネットワークづくりを進めてきました。

また、「藤沢市障がい者総合支援協議会」(以下「総合支援協議会」という。)では調査活動を実施し、2019年(平成31年)3月には「『本人の意思決定を尊重した支援』に関するアンケート及び実践事例報告書」を公表するなど、本市独自の取組を実施してきました。

●本計画の策定趣旨 ~これまでの足跡を踏まえて新たな時代へ~

本計画は、前計画に引き続き、権利条約の理念・趣旨を踏まえ、同条約に記載されている「コミュニケーション」や「障がいに基づく差別」「合理的配慮」等の概念を継承・発展させ、地域共生社会の実現をめざす「藤沢型地域包括ケアシステム」の推進とともに「すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに助け合い、自分らしく生活できるまちへ」の歩みをより確かなものとしたいと考えています。

更に 2021 年(令和 3 年) 4 月には、社会福祉法が改正され、子ども、高齢者、 障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことがで きる「地域共生社会」の実現に向けた様々な取組が始まります。

本市においても、地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制の整備をすることにより、複雑化・複合化した支援ニーズに対応していきます。

近年は、風水害だけでなく感染症など、様々な災害や危機から命を守るための対策が公共・民間の様々な分野で求められています。

人材不足などにも対応するため、情報通信技術やロボットなど新たな技術の活用も 必要となります。

このことを踏まえ、社会情勢の変化に対し、障がい者を取り巻く課題を整理した上で、「人と人」との「つながり」を大切にし、障がい分野における支援や市民生活を 創造していくことをめざして本計画を策定するものです。

2. 計画の位置付け

●本計画の構成と法的な位置付け

本計画は、法律により市町村による策定が求められている「障害者計画」に該当する「ふじさわ障がい者計画」と「障害福祉計画」に該当する「第6期ふじさわ障がい福祉計画」、「障害児福祉計画」に該当する「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」という3つの計画により構成されています。

「ふじさわ障がい者計画」は、障がいのある人を取り巻く幅広い分野にわたる施策について総合的に推進していくことを目的に、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定による市町村障害者計画として、国の「障害者基本計画(第 4 次)」や県の「かながわ障がい者計画」を踏まえた上で策定します。

「第6期ふじさわ障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「総合支援法」という。)第88条に基づく市町村障害福祉計画として、必要な障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を、地域の実情に応じて具体的かつ計画的に提供することを目的に、数値目標やサービス見込み量等を定めるものです。

「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として、障がい児通所支援、及び障がい児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施を目的に、数値目標やサービス見込み量等を定めるものです。

●庁内諸計画との関係

本計画は、福祉分野の総合的な計画である「藤沢市地域福祉計画 2026」に基づく 障がい福祉分野の個別計画として、他の個別分野計画との整合性を図りながら策定・ 推進するものです。

図表 1-1 計画の構成

ふじさわ障がい者プラン2026

ふじさわ障がい者計画
【根拠法:障害者基本法】

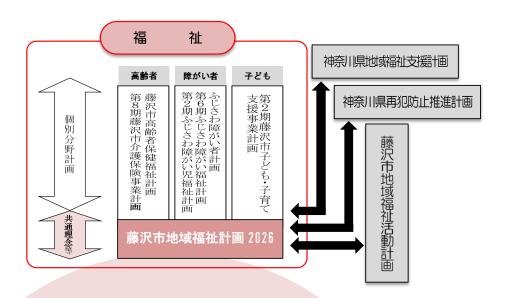
障がいのある人を取り巻く幅広い分野にわたる施策を総合的に推進する計画

第6期 ふじさわ障がい福祉計画 【根拠法:総合支援法】

第2期 ふじさわ障がい児福祉計画 【根拠法:児童福祉法】

福祉サービスや支援体制の確保を目的に、数値目標やサービス見込量等を定めた計画

図表 1-2 庁内諸計画との関係



人権 • 男女共同参画

藤沢市人権施策推進指針
ふじさわ男女共同参画プラン

保健•医療

藤沢市健康増進計画ふじさわ自殺対策計画

防 災

藤 沢 市 地 域 防 災 計 画 藤沢市地震・津波対策アクション プラン、藤沢市津波避難計画 藤沢市避難行動要支援者 避難支援プラン全体計画 〜立場や分野を超えて 支えあう考え方や仕組み〜

藤沢型地域包括ケアシステム

教 育

藤沢市教育振興基本計画 生涯学習ふじさわプラン 藤沢市スポーツ推進計画 藤沢市文化芸術振興計画

都市計画

藤沢市都市マスタープラン藤沢市交通バリアフリー化基本方針藤沢市交通マスタープラン住宅マスタープラン

゙ 東京オリンピック パ ラ リ ン ピ ッ ク

東京2020オリンピック・ パラリンピック競技大会に向けた ①庁内アクションプラン

②藤沢市大会関連 ボランティア等推進計画

市民自治

藤沢市市民活動推進計画

●持続可能な開発目標 (SDGs) を踏まえた取組

2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを めざし、17のゴールと169のターゲットを設定しています。

日本においても、SDGs の実施のため、2016 年(平成 28 年)12 月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が打ち出され、2019 年(令和元年)12 月に実施指針を改定し、その後「SDGs アクションプラン 2020」が策定されました。

「SDGs アクションプラン 2020」では、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会の実現につなげる政府の具体的な取組が盛り込まれています。市町村においても SDGs の達成に向けて各種取組の促進が求められています。

図表 1-3 持続可能な開発目標(SDGs) 17のゴール



出所: 内閣府 SDGs 推進本部「SDGs アクションプラン 2020~2030 年の目標達成に向けた 『行動の 10 年』の始まり~」(令和元年 12 月)より

3. 計画の期間

各計画の期間については、根拠法に基づき「ふじさわ障がい者計画」は6年間、「第6期ふじさわ障がい福祉計画」、及び「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」は3年間となっています。

このことを踏まえ、本計画の期間は6年間とし、中間年度である令和5年度には、「ふじさわ障がい者計画」の中間見直しと「第6期ふじさわ障がい福祉計画」、及び「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」の次期計画策定を行います。

図表 1-4 計画の期間

| | 2021年度 令和3年度 | 2022年度 令和4年度 | 2023年度 令和5年度 | 2024年度 令和6年度 | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | |
|---|-----------------|----------------------|--|-----------------|-----------------|-----------------|--|
| | 13/10/1/2 | 1516112 | 13/10/0 / 12 | 1 15111 5 1 12 | 1345112 | 15/18/5/1/2 | |
| | 蔣 | 象沢市市政運営の | 総合指針202 | 4 | | | |
| | | | 藤沢市地域福祉 | ⊪計画2026 | | | |
| | | | 中間見直し | | | | |
| | | ふじ | さわ障がいる | 5プラン20 | 26 | | |
| | | | ふじさわ障 | がい者計画 | | | |
| | | | 中間見直し | | | | |
| | 第6期点 | ふじさわ障がい福 | a祉計画 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | 第7期ふじさわ障がい福祉計画 | | | |
| | 第2期ぶ | いじさわ障がい児 | 福祉計画 | 第3期心じさわ障がい児福祉計画 | | | |
| L | | | | <mark></mark> | | | |
| | 第2 | 期藤沢市子ども | ・子育て支援事業 | 計画 | | | |
| | 4 | | | | | | |
| | 藤沢ī 第8期頭 | 市高齢者保健福祉 籐沢市介護保険事 | L計画 琴業計画 | | | | |

第2章 ふじさわ障がい者計画

1. 計画の考え方

(1) 計画の基本的な考え方

本市の障がい福祉施策を推進するにあたり基本となるものであり、社会福祉法等との整合性が図られていることから、前計画の「基本理念」を継承します。

「めざす社会像」については、「藤沢市地域福祉計画 2026 における~めざすべき将来像~」の「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」に基づき、改定します。

基本目標については、当事者や支援者等のニーズと障がい者施策や社会施策の動向を踏まえ、障がい者を取り巻く課題を6項目に整理するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、発展的に見直し、6本の基本目標を設定しました。

図表 2-1-1 ふじさわ障がい者プラン 2026 の基本理念・めざす社会像・基本目標

| 基本理念 | すべての人が、障がいの有無にかかわらず、 お互いに助け合い、自分らしく、生活できるまちへ |
|--------|---|
| めざす社会像 | ●一人ひとりが、地域の中で、共に理解し、つながることができる社会●一人ひとりが、地域の中で、安心して生活できる社会●一人ひとりが、地域の中で、生きがいをもって生活できる社会 |
| 基本目標 | 1 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】 2 支援体制の強化【支援の基盤づくり】 3 地域での生活を支える支援の充実【日常生活の支援】 4 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】 5 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】 6 生活の安心を支える社会づくりの推進【安心の基盤づくり】 |

(2) 基本理念

基本理念

すべての人が、障がいの有無にかかわらず、 お互いに助け合い、自分らしく、生活できるまちへ

この社会のすべての人には自分らしく生きていく権利があります。権利条約では、 障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がいのある人の自立した生活と地域社会へ の包容等について定められています。また、2011年(平成23年)に障害者基本法 が改正され、2016年(平成28年)には差別解消法が施行されるなど、地域で生 活している一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、お互いを支え合う共生社会の 実現が求められています。

しかし、障がいのある人は、障がいを理由とする不当な差別や、障がいに関する理解の不足等により、社会の中で様々な制限や制約(以下「社会的障壁」という。)を受けています。この社会的障壁を除去するためには、障がいに関する理解を広め、必要な支援や合理的配慮の提供等により、障がいのある人の本人の心身の状態等に起因する不自由な状況を改善し、一人ひとりの尊厳と自立を保障する必要があります。また、社会生活を行う上での様々な選択の機会において、障がいのある人の意思決定が尊重されるように配慮する必要があります。

本市は、インクルーシブな社会の概念を踏まえ、お互いに助け合い、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが自分自身の意思や決定に基づき、自分らしく生活できるまちづくりに向けた取組を推進します。

障がいの概念は、本人の医学的な診断や判定によってのみ規定されるものではなく、 社会の側に、様々な心身状況の人々と共に過ごすことを前提とする環境や関係づくり が十分でないことから生じる様々な障壁を課題視するものです。

本市では、「障がいは、個人の心身機能の障がいと社会的障壁により生じている」 ということや個人の意思決定を尊重するという考えのもと、障がいの有無にかかわら ず、お互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、一人ひとりが自分らしく生活できる 社会の実現をめざしていきます。

(3) めざす社会像

●一人ひとりが、地域の中で、共に理解し、つながることができる社会

私たちは、生活の様々な場面において他者との協力やつながりが必要であり、一人の力だけで地域に住み続けることは困難な場合があります。また、障がいのある人やその家族が、ピアカウンセリングやボランティア活動等、広く地域社会に対して参画・協力できることが多くあります。そして、一人ひとりのつながりと地域参加を進めるためには、障がいに関する差別や偏見、生活環境等の社会的障壁の除去を地域において進めることが必要です。

本市では、これまで障がいのある人が地域に住み続けるために、地域に密着した相談支援体制や、発達に課題のある方に対する支援の強化・充実とともに障がいに関する理解を広め、社会的障壁を取り除くための取組を進めてきました。

こうした公助と地域の方々が支え合う共助の仕組みづくりを通じて、障がいのある 人も市民として地域社会に参加し、一人ひとりが、地域の中で、共に理解し、つなが ることができる社会をめざします。

●一人ひとりが、地域の中で、安心して生活できる社会

私たちが、地域で安心して暮らし続けていくためには、本人や家族の状況に応じた 保健・医療などの支援が地域において切れ目なく提供される仕組みが必要です。また、 風水害や感染症などの災害対策や見守り等の安全対策も重要となります。

本市では、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、 その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、13 地区ごとの地域特性を活かし、市民や地域で活動する団体、関係機関等と連携した「支え合いの地域づくり」 を進めています。更に災害時に支援が必要な方々に対する地域での防災支援や、見守り・パトロールなどの地域での防犯対策を進めています。

今後更に、保健・医療との連携や福祉・医療の緊急時や災害時対策を推進し、一人ひとりを支える仕組みを構築する中で、一人ひとりが、地域の中で、安心して生活できる社会をめざします。

●一人ひとりが、地域の中で、生きがいをもって生活できる社会

私たちが、生きがいをもって生活するためには、自分自身の意思決定に基づき、自分らしく生活できる地域が必要となります。同時に社会生活での様々な選択の機会において、一人ひとりの意思決定が尊重されるような環境設定が求められます。

本市においては、今後更に就学や就労、地域活動への参加等を通じて、障がいのある人が、積極的に社会や地域にかかわり、様々な活動に取り組んでいけるような環境の整備を推進していきます。

このことを踏まえ、本市では、地域や社会において、一人ひとりが、地域の中で、 生きがいをもって生活できる社会をめざします。

(4) 課題の整理

本計画の策定に向け、2019 年度(令和元年度)は、市内の当事者・家族団体、 及び障がい福祉サービス事業者への聞き取り調査(以下、「ヒアリング調査」とい う。)、2020 年度(令和 2 年度)は、当事者、及び障がい児の保護者向けアンケート調査(以下、「アンケート調査」という。)を実施しました。

その結果を踏まえ、障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会(以下、「計画検討委員会」という。)での協議を重ねた結果、障がい者を取り巻く 29 の課題を 6 項目に整理しました。

図表 2-1-2 課題の整理

課題1 個人の尊厳や権利に関すること

- 1. 障がいへの理解の必要性
- 2. 合理的配慮・バリアフリー環境の推進の必要性
- 3. 差別・偏見の解消に関する取組の必要性
- 4. 虐待防止に関する取組の必要性
- 5. 権利擁護のための制度利用の推進の必要性

課題2 障がいのある人への支援に関すること

- 6. 情報入手に関する取組の必要性
- 7. 相談支援の拡充の必要性
- 8. 障がいのある人の支援体制に関する取組の必要性
- 9. 支援者間の連携・協働体制に関する取組の必要性
- 10. 福祉人材の確保と育成の必要性

課題3 地域生活を支えるための支援に関すること

- 11. 福祉サービスの充足の必要性
- 12. 障がいのある人の高齢化及び重度化への対応の必要性
- 13. 支援者の高齢化等に対応した支援体制の必要性
- 14. 本人の希望や障がい特性に応じた生活の場の確保に関する取組の必要性

課題4 療育や教育に関すること

- 15. 障がいの早期発見に関する取組の必要性
- 16. 障がい児支援のニーズに対応する取組の必要性
- 17. 障がい児療育・教育の充足に関する取組の必要性
- 18. 障がい児の成長に対応した切れ目のない支援に関する取組の必要性
- 19. インクルーシブ教育に関する取組の必要性
- 20. 放課後等の過ごし方に関する取組の必要性
- 21. 家族の就労支援に関する取組の必要性

課題5 社会参加や活躍の支援に関すること

- 22. 就労支援に関する取組の必要性
- 23. 文化・スポーツに関する取組の必要性
- 24. 地域への参加に関する取組の必要性
- 25. 障がい者団体等の活動に関する取組の必要性
- 26. 外出支援の必要性

課題6 安心した日常生活を送るための基盤に関すること

- 27. 保健医療との連携に関する取組の必要性
- 28. 福祉・医療の緊急時や災害時対応に関する取組の必要性
- 29. 経済的な支援の継続の必要性

(5) 基本目標

障がい者を取り巻く 6 項目の課題に対応するとともに、ライフステージに応じた 切れ目のない支援と日常生活における支援について着目し、基本目標の柱を前計画の 5 本から 6 本としました。

基本目標 1 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】

地域における障がいへの理解や心のバリアフリー、一人ひとりの必要に応じた合理 的配慮を促進することにより、共生のための環境づくりを推進します。

虐待や差別のない社会づくりに注力し、障がいのある人への日常生活支援において、 本人の意思を聞き出し、引き出す支援をめざすことにより、権利擁護を推進します。

基本目標2 支援体制の強化【支援の基盤づくり】

福祉情報・相談窓口の利便性の向上や重層的支援を見据えた相談支援体制の拡充、計画相談支援・障がい児相談支援を推進させることにより、相談支援の強化を図ります。

総合支援協議会をはじめとした分野横断的な協議の体制を確保するとともに、地域生活支援拠点の効果的な運用を進め、連携による協議、及び地域における支援体制の強化を図ります。

身近な場所で障がい福祉サービスを利用することへのニーズに対応し、障がい福祉 サービス事業所の拡充を進めるとともに、人材不足への補完的対応として、介護ロボットやリモートシステム、先端技術を取り入れた生活環境づくりなどの検討を進める ことにより、支援・サービス提供体制の確保を図ります。

基本目標3 地域での生活を支える支援の充実【日常生活の支援】

重度障がいや医療的ケアを含めた様々な障がいの状況に対応した支援体制の充実 や本人・家族の高齢化に伴う心身状況の変化に対応するための環境づくりを進め、一 人ひとりの必要に応じた支援を推進します。

地域のニーズを把握した上で、障がい福祉サービスやその他の福祉サービス、支え合い活動を充実させるとともに、障がいのある人を支える家族等の負担を軽減できるよう、障がい福祉サービス等の充実を図ります。

多様な障がい特性に応じることができるよう住宅改良の支援や住まい、居住系サービスなど暮らしの場の確保を支援します。

基本目標 4 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】

障がいや発達の心配、児童発達支援センターにおける療育、保育園・幼稚園における対応など、一人ひとりの状況に応じた発達支援に取り組み、障がいの早期発見と乳幼児期における発育・発達支援の充実を図ります。

一人ひとりに対応した学習と、個性を認め合う関係づくりを育む教育環境づくりを 進めるとともに、民間の事業所や団体等と連携して、放課後等を過ごす場所、様々な 学びや体験の機会を通じて、学齢期における支援体制の充実を図ります。

成長に応じた発達支援や障がい児支援サービスを充実させ、保護者の支援も推進することにより、乳幼児期から成人期まで、切れ目のない支援の充実を図ります。

基本目標 5 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】

就労支援の体制や通所施設における生産・創作活動の充実など、障がいのある人が 仕事を通じて参加・活躍できる機会の拡充を図ることにより、就労等による自立・活 躍支援を推進します。

文化・スポーツ活動や生涯学習などを充実させ、様々な活動へ参加しやすい環境づくりを推進するとともに、当事者・家族団体活動等への支援を推進します。

外出・移動支援の充実や手話や点訳などを含む情報の受発信支援を進め、活動の手段や環境を確保します。

基本目標6 生活の安心を支える社会づくりの推進【安心の基盤づくり】

障がいのある人の健康づくりや安心して受診ができるようにするための助成を行うなど、保健医療体制の確保を図ります。

けがや急な体調変化等への緊急対応体制の確保を図るとともに、災害や感染症対策を充実させることにより、緊急時対応・災害対策等の強化を図ります。

年金・手当、給付金、各種減免制度など、生活の安心を支える経済的な支援について 継続して取り組みます。

(6) 新計画のポイント

- ●本計画は、前計画まで引き継がれてきた本市の障がい福祉の考え方や、これまでの 取組を発展的に継承し、制度や社会情勢の変化、ニーズや課題の動向を踏まえて、 課題解消に向けた取組をより効果的に展開していけるよう構成しました。
- ●「権利条約」や「藤沢型地域包括ケアシステムの理念」に基づき、人のつながりを 重視した障がい理解の促進による地域共生社会の実現をめざしていきます。
- ●人材不足への対応強化を見据え、ICT や IoT、AI などのシステムの導入を検討し、 新たな時代に向けた先端技術の活用を視野に入れた計画としました。
- ●障がい者を取り巻く課題 6 項目に対応し、ライフステージに応じた切れ目のない 支援と日常生活における支援について着目し、基本目標の柱を、前計画の5本から 6本としました。

図表 2-1-3 前計画の基本目標と本計画の基本目標

前計画の基本目標

- 1. 一人ひとりの障がいの状態や生活状況に応じた支援の充実
- 2. 障がいのある人とその家族を地域の中で支える仕組みの充実
- 3. 障がい福祉施策の充実に向けた基盤整備と人材育成の推進
- 4. 安心して生活するための保健医療の体制や災害・緊急時支援の充実
- 5. 一人ひとりの尊厳が守られる社会づくりの推進



本計画の基本目標

- 1. 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】
- 2. 支援体制の強化【支援の基盤づくり】
- 3. 地域での生活を支える支援の充実【日常生活の支援】
- 4. 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】
- 5. 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】
- 6. 生活の安心を支える社会づくりの推進【安心の基盤づくり】

2. 本市障がい者の現状と今後の動向

(1) 本市障がい者手帳所持者数の推移

1) 全体の推移

- ●2020年(令和2年)の本市における障がい者手帳所持者数(身体、知的、精神各障がい者手帳所持者数の合計)は 18,268人と、2015年(平成27年)に比べて 11.5%増加しました。特に、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は38.1%、療育手帳所持者数は26.9%と大きく増加しています。
- ●2020年(令和2年)の自立支援医療(精神通院)受給者数は6,462人と、2015年(平成27年)に比べて25.1%増加しました。
- ●2020 年(令和 2 年)の指定難病医療受給者数は 2,528 人と、2018 年(平成 30 年)に一旦減少しましたが、その後は再び増加し、2015 年(平成 27 年)に 比べて 2.7%増加しました。

図表 2-2-1 総人口、及び障がい者手帳所持者数の推移

(単位:人)

| 区分 | 2015 年 (平成 27 年) | 2016 年 (平成 28 年) | 2017 年 (平成 29 年) | 2018 年 (平成 30 年) | 2019 年 (令和元年) | 2020年(令和2年) | 5 年間の 伸び率 |
|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|-------------|--------------|
| 総人口 | 420,619 | 425,105 | 427,501 | 429,317 | 433,080 | 435,121 | 3.4% |
| 身体障がい者 手帳所持者数 | 10,910 | 10,896 | 10,918 | 10,939 | 11,032 | 11,005 | 0.9% |
| 療育手帳所持者数 | 2,579 | 2,679 | 2,895 | 3,027 | 3,143 | 3,272 | 26.9% |
| 精神障がい者保健福祉 手帳所持者数 | 2,889 | 3,071 | 3,275 | 3,519 | 3,744 | 3,991 | 38.1% |
| 障がい者手帳所持者数 | 16,378 | 16,646 | 17,088 | 17,485 | 17,919 | 18,268 | 11.5% |

- 注1. 総人口は、平成27年国勢調査を基準とした推計値。
- 注2. 障がい者手帳所持者数は、身体障がい者手帳所持者数、療育手帳所持者数、精神障がい者保健福祉手帳所持者数の合計値。
- 注3.5年間の伸び率(%)=(2020年の数値-2015年の数値)/2015年の数値×100(以下同様)
- 注4. 難病、発達障がい、高次脳機能障がいを含め、障がい者手帳を所持していない人も一定数いると考えられ、 実際に障がいのある人の総数は上記の数値よりも多いと考えられます。

出所:障がい福祉課資料、藤沢市「藤沢市の人口と世帯数」(各年4月1日現在)

図表 2-2-2 自立支援医療(精神通院)の推移

(単位:人)

| 区分 | 2015 年 (平成 27 年) | 2016 年 (平成 28 年) | 2017 年 (平成 29 年) | 2018 年 (平成 30 年) | 2019 年 (令和元年) | 2020 年 (令和 2 年) | 5 年間の 伸び率 |
|------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|-----------------|--------------|
| 自立支援医療受給者数 | 5,164 | 5,435 | 5,683 | 5,913 | 6,170 | 6,462 | 25.1% |

出所:障がい福祉課資料(各年4月1日現在)

図表 2-2-3 指定難病医療受給者数の推移

(単位:人)

| 区分 | 2015年 (平成 27年) | 2016 年 (平成 28 年) | 2017年 (平成 29年) | 2018年 (平成30年) | 2019 年 (令和元年) | 2020 年 (令和 2 年) | 5 年間の 伸び率 |
|------------|-------------------|---------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|--------------|
| 指定難病医療受給者数 | 2,451 | 2,663 | 2,784 | 2,354 | 2,430 | 2,518 | 2.7% |

出所:保健予防課資料(各年3月31日現在)

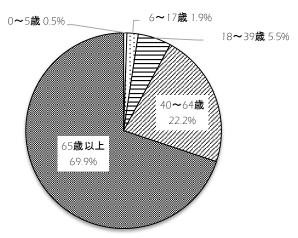
2) 身体障がい者手帳所持者数

●2020年(令和2年)の身体障がい者手帳所持者数は11,005人で、最近5年間は、ほぼ横ばいで推移しています。

【年齢別の状況】

- ●2020年(令和2年)の年齢別構成比を見ると、65歳以上が69.9%と約7割に 上っています。
- ●最近 5 年間の年齢別推移を見ると、0~5 歳、6~17 歳、65 歳以上が増加傾向、18~39 歳、40~64 歳は減少傾向にあります。

図表 2-2-4 身体障がい者手帳所持者数の年齢別構成比 【2020年(令和2年)4月1日現在】



出所:障がい福祉課資料

図表 2-2-5 身体障がい者手帳所持者数の年齢別推移

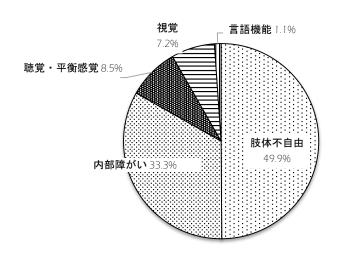
(単位:人)

| | | | | | | | (+ III · / / / |
|---------|-------------------|------------------|-------------------|---------------------|------------------|--------------|----------------|
| 区分 | 2015年 (平成 27年) | 2016年 (平成28年) | 2017年 (平成 29年) | 2018 年 (平成 30 年) | 2019 年 (令和元年) | 2020年 (令和2年) | 5 年間の 伸び率 |
| 総数 | 10,910 | 10,896 | 10,918 | 10,939 | 11,032 | 11,005 | 0.9% |
| 0~5 歳 | 50 | 44 | 52 | 51 | 54 | 60 | 20.0% |
| 6~17歳 | 202 | 220 | 216 | 209 | 208 | 205 | 1.5% |
| 18~39 歳 | 642 | 608 | 628 | 608 | 608 | 605 | -5.8% |
| 40~64 歳 | 2,504 | 2,473 | 2,450 | 2,441 | 2,449 | 2,446 | -2.3% |
| 65 歳以上 | 7,512 | 7,551 | 7,572 | 7,630 | 7,713 | 7,689 | 2.4% |

【障がい種別の状況】

- ●2020年(令和2年)の障がい種別構成比を見ると、「肢体不自由」が49.9%と 約5割を占め、次いで「内部障がい」が33.3%と多くなっています。「聴覚・平 衡機能」は8.5%、「視覚」は7.2%、「言語機能」は1.1%となっています。
- ●最近5年間の障がい種別推移を見ると、「肢体不自由」は減少傾向にあり、「内部障がい」、及び「聴覚」が増加してきています。「視覚」は概ね横ばいの傾向にあります。

図表 2-2-6 身体障がい者手帳所持者数の障がい種別構成比 【2020年(令和2年)4月1日現在】



出所:障がい福祉課資料

図表 2-2-7 身体障がい者手帳所持者数の障がい種別推移

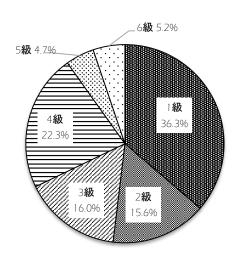
(単位:人)

| 区分 | 2015 年 (平成 27 年) | 2016 年 (平成 28 年) | 2017 年 (平成 29 年) | 2018年 (平成30年) | 2019 年 (令和元年) | 2020年 (令和2年) | 5 年間の 伸び率 |
|---------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|------------------|--------------|--------------|
| 総数 | 10,910 | 10,896 | 10,918 | 10,939 | 11,032 | 11,005 | 0.9% |
| 視覚 | 789 | 771 | 777 | 771 | 791 | 791 | 0.3% |
| 聴覚 | 849 | 874 | 880 | 891 | 923 | 935 | 10.1% |
| 平衡機能 | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 | -20.0% |
| 言語機能 | 132 | 134 | 115 | 117 | 126 | 120 | -9.1% |
| 肢体不自由 | 5,886 | 5,766 | 5,732 | 5,678 | 5,606 | 5,494 | -6.7% |
| 内部障がい | 3,249 | 3,347 | 3,411 | 3,478 | 3,582 | 3,661 | 12.7% |
| 心臓 | 1,746 | 1,786 | 1,847 | 1,869 | 1,922 | 1,941 | 11.2% |
| 腎臓 | 754 | 798 | 803 | 839 | 873 | 917 | 21.6% |
| 呼吸器 | 141 | 147 | 149 | 134 | 135 | 133 | -5.7% |
| ぼうこう・直腸 | 510 | 510 | 499 | 512 | 530 | 549 | 7.6% |
| 小腸 | 11 | 12 | 11 | 11 | 10 | 8 | -27.3% |
| 免疫 | 66 | 74 | 80 | 85 | 86 | 86 | 30.3% |
| 肝臓 | 21 | 20 | 22 | 28 | 26 | 27 | 28.6% |

【等級別の状況】

- ●2020年(令和2年)の等級別構成比を見ると、「1級」が36.3%、「2級」が15.6%と、重度の方が半数以上を占めています。
- ●最近5年間の等級別推移を見ると、「2級」が微減傾向、「6級」が増加傾向にある以外では、1級、及び3級~5級において微増又は横ばいの傾向にあります。

図表 2-2-8 身体障がい者手帳所持者数の等級別構成比 【2020年(令和2年)4月1日現在】



出所:障がい福祉課資料

図表 2-2-9 身体障がい者手帳所持者数の等級別推移

(単位:人)

| 区分 | 2015 年 (平成 27 年) | 2016 年 (平成 28 年) | 2017 年 (平成 29 年) | 2018 年 (平成 30 年) | 2019 年 (令和元年) | 2020 年 (令和 2 年) | 5 年間の 伸び率 |
|-----|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|-----------------|--------------|
| 総数 | 10,910 | 10,896 | 10,918 | 10,939 | 11,032 | 11,005 | 0.9% |
| 1 級 | 3,921 | 3,944 | 3,983 | 3,961 | 3,975 | 3,994 | 1.9% |
| 2級 | 1,813 | 1,779 | 1,759 | 1,748 | 1,751 | 1,719 | -5.2% |
| 3級 | 1,734 | 1,712 | 1,706 | 1,721 | 1,758 | 1,756 | 1.3% |
| 4級 | 2,447 | 2,428 | 2,429 | 2,439 | 2,457 | 2,452 | 0.2% |
| 5級 | 502 | 522 | 524 | 532 | 539 | 513 | 2.2% |
| 6級 | 493 | 511 | 517 | 538 | 552 | 571 | 15.8% |

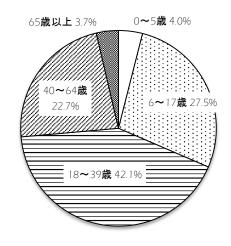
3) 療育手帳所持者数

●2020年(令和2年)の療育手帳所持者数は、3,272人と、2015年(平成27年)に比べて26.9%増えています。

【年齢別の状況】

- ●2020年(令和2年)の年齢別構成比を見ると、18~39歳が42.1%と4割以上を占め、17歳以下が31.5%、40~64歳が22.7%、0~5歳が4.0%、65歳以上が3.7%となっています。
- ●最近5年間の年齢別推移を見ると、各年齢層共に増加傾向にありますが、18歳~64歳の伸び率が高い状況です。また、65歳以上の伸び率も高く、高齢化が進んできている状況にあることがわかります。

図表 2-2-10 療育手帳所持者数の年齢別構成比【2020年(令和2年)4月1日現在】



出所:障がい福祉課資料

図表 2-2-11 療育手帳所持者数の年齢別推移

(単位:人)

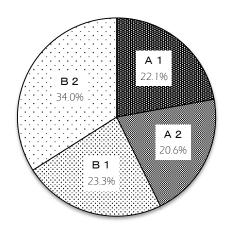
| 区分 | 2015 年 (平成 27 年) | 2016年 (平成28年) | 2017 年 (平成 29 年) | 2018 年 (平成 30 年) | 2019 年 (令和元年) | 2020年 (令和2年) | 5 年間の 伸び率 |
|---------|---------------------|------------------|---------------------|---------------------|------------------|--------------|--------------|
| 総数 | 2,579 | 2,679 | 2,895 | 3,027 | 3,143 | 3,272 | 26.9% |
| 0~5歳 | 865 | 878 | 927 | 146 | 129 | 129 | 18.4% |
| 6~17歳 | 800 | 010 | | 828 | 859 | 895 | |
| 18~39歳 | 1,630 | 1,703 | 1 060 | 1,255 | 1,305 | 1,371 | 29.5% |
| 40~64 歳 | 1,030 | 1,703 | 1,868 | 691 | 721 | 740 | 29.5% |
| 65 歳以上 | 84 | 98 | 100 | 107 | 112 | 119 | 41.7% |

注. 前計画のモニタリングを契機に 2018 年(平成30年)以降は、年齢区分を細分化しております。

【程度別の状況】

- ●2020年(令和2年)の程度別構成比を見ると、「B2」が34.0%と約3分の1 を占め、A1~B2が約20%ずつの分布となっています。
- ●最近 5 年間の程度別推移を見ると、いずれの程度区分においても増加傾向にある ことがわかります。

図表 2-2-12 療育手帳所持者数の程度別構成比【2020年(令和2年)4月1日現在】



出所:障がい福祉課資料

図表 2-2-13 療育手帳所持者数の程度別推移

(単位:人)

| 区分 | 2015 年 (平成 27 年) | 2016年 (平成28年) | 2017年 (平成 29年) | 2018年 (平成30年) | 2019 年 (令和元年) | 2020 年 (令和 2 年) | 5 年間の 伸び率 |
|-----|---------------------|------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|--------------|
| 総 数 | 2,579 | 2,679 | 2,895 | 3,027 | 3,143 | 3,272 | 26.9% |
| A1 | 597 | 612 | 687 | 699 | 706 | 720 | 20.6% |
| A2 | 519 | 530 | 596 | 624 | 646 | 670 | 29.1% |
| B1 | 602 | 640 | 686 | 713 | 735 | 758 | 25.9% |
| B2 | 861 | 897 | 926 | 991 | 1,056 | 1,106 | 28.5% |

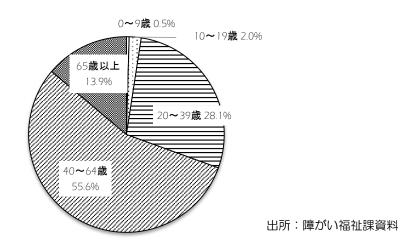
4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

●2020 年(令和 2 年)の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、3,991 人と、2015 年(平成 27 年)に比べて 38.1%増加しています。

【年齢別の状況】

- ●2020 年(令和 2 年)の年齢別構成比を見ると、40~64 歳が 55.6%と半数以上を占め、次いで 20~39 歳が 28.1%、65 歳以上が 13.9%となっています。
- ●最近 5 年間の年齢別推移を見ると、各年齢層共に大きく増加しており、増加者数では 40~64 歳、増加率の上昇では 10~19 歳で特に高くなっています。

図表 2-2-14 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の年齢別構成比 【2020年(令和2年)4月1日現在】



図表 2-2-15 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の年齢別推移

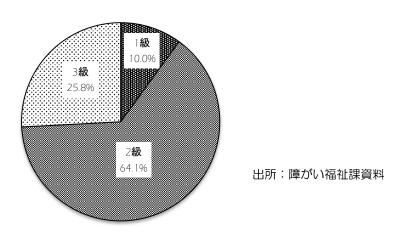
(単位:人)

| 区分 | 2015 年 (平成 27 年) | 2016 年 (平成 28 年) | 2017 年 (平成 29 年) | 2018 年 (平成 30 年) | 2019 年 (令和元年) | 2020 年 (令和 2 年) | 5 年間の 伸び率 |
|---------|---------------------|------------------|------------------|---------------------|------------------|-----------------|--------------|
| 総数 | 2,889 | 3,071 | 3,275 | 3,519 | 3,744 | 3,991 | 38.1% |
| 0~9歳 | 12 | 8 | 6 | 8 | 13 | 18 | 50.0% |
| 10~19歳 | 39 | 45 | 52 | 66 | 74 | 79 | 102.6% |
| 20~39 歳 | 877 | 916 | 937 | 985 | 1,045 | 1,122 | 27.9% |
| 40~64 歳 | 1,534 | 1,621 | 1,759 | 1,924 | 2,058 | 2,219 | 44.7% |
| 65 歳以上 | 427 | 481 | 521 | 536 | 554 | 553 | 29.5% |

【等級別の状況】

- ●2020年(令和2年)の等級別構成比を見ると、「2級」が64.1%と3分の2 近くに上り、次いで「3級」が25.8%、「1級」が10.0%となっています。
- ●最近5年間の等級別推移を見ると、「2級」「3級」が大きく増加し、「1級」は、 概ね横ばいの傾向にあります。

図表 2-2-16 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の等級別構成比 【2020年(令和2年)4月1日現在】



図表 2-2-17 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

(単位:人)

| 区分 | 2015年 (平成 27年) | 2016年 (平成28年) | 2017年 (平成 29年) | 2018 年 (平成 30 年) | 2019 年 (令和元年) | 2020年 (令和2年) | 5 年間の 伸び率 |
|-----|-------------------|------------------|-------------------|---------------------|------------------|--------------|--------------|
| 総数 | 2,889 | 3,071 | 3,275 | 3,519 | 3,744 | 3,991 | 38.1% |
| 1 級 | 408 | 402 | 400 | 412 | 404 | 401 | -1.7% |
| 2級 | 1,819 | 1,943 | 2,081 | 2,208 | 2,359 | 2,559 | 40.7% |
| 3級 | 662 | 726 | 794 | 899 | 981 | 1,031 | 55.7% |

(2) 障がい者数の推計

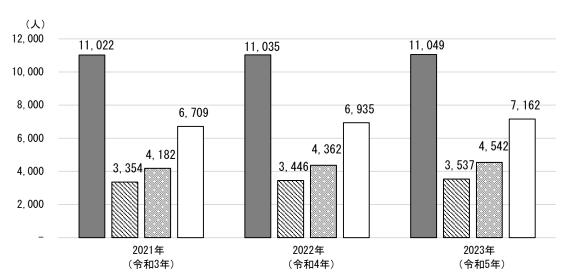
1) 障がい者数の推計方法

1993年(平成5年) [精神障がいは1996年(平成8年)] から2020年(令和2年) までの障がい者手帳所持者と、障がい種別ごとの障がい者比率(総人口に占める障がい者の比率)の実績や近年の動向を踏まえた上で、2021年(令和3年) から2023年(令和5年)の障がい者比率を推計しました。それに推計人口を乗じて、各年の障がい種別ごとの障がい者数を見込みました。

推計人口については、本市が 2018 年(平成 30 年)に公表した「藤沢市将来人口推計」における 2025 年の推計人口を基に、2020 年(令和 2 年)からの人口増を勘案し、見込みました。

2) 推計結果

2023年(令和5年)の障がい別障がい者数は、身体障がい者数 11,049人、知的障がい者数 3,537人、精神障がい者数 4,542人と、2020年(令和2年)と比較していずれも増加することが見込まれます。また、自立支援医療(精神通院)受給者数については、2020年(令和2年)の6,462人から、2023年(令和5年)には7,162人に増える見込みです。更に、手帳をお持ちでない方についても、今後、手帳の取得が進むことが想定されることから、将来障がい者手帳所持者数は推計値よりも多くなる可能性があります。



図表 2-2-18 障がい者手帳所持者数、及び自立支援医療(精神通院)受給者数の推計

■身体障がい者 図知的障がい者 図精神障がい者 □自立支援医療(精神通院) 受給者

注. 障がい種別の障がい者数(推計値)については、過去の動き等を踏まえた上で、各障がい種別の 障がい者比率(総人口に占める障がい者の比率)を推計し、それに、既に予測されている総人口を 乗ずることにより推計しました。

出所:障がい福祉課資料、藤沢市「平成29年度藤沢市将来人口推計」

3. 障がい者施策の課題

(1) 障がい者施策の課題抽出のプロセス

障がい者施策の課題抽出・整理については、以下の方法で実施しました。

1) 前計画の事業評価

前計画に基づいて庁内の関係各課が展開した事業・取組について、計画と実績の比較を行い、施策の達成状況等を確認しました。このことを踏まえ、今後の障がい福祉サービスの必要量の増加を勘案し、障がい者施策の課題を抽出しました。

2) ニーズ調査の実施

障がいのある人やその保護者等の困りごとや施策へのニーズ等に関する情報を把握するため、ヒアリング調査とアンケート調査を実施し、これらニーズ調査の結果から見えてきた課題を抽出しました。

■ヒアリング調査の実施概要

●実施時期:2020年(令和2年)1月·2月

●調査対象:藤沢市内で活動する当事者・家族団体等 12団体

藤沢市内で活動する障がい福祉サービス事業者 6団体

■アンケート調査の実施概要

●実施時期:2020年(令和2年)7月

●実施方法:郵送法による配布・回収

●調査対象:市内に住民票がある障がい者手帳所持者及び自立支援医療(精神通院)受給者、

発達障がい・高次脳機能障がい・指定難病の方(無作為抽出)

●配布・回収状況:

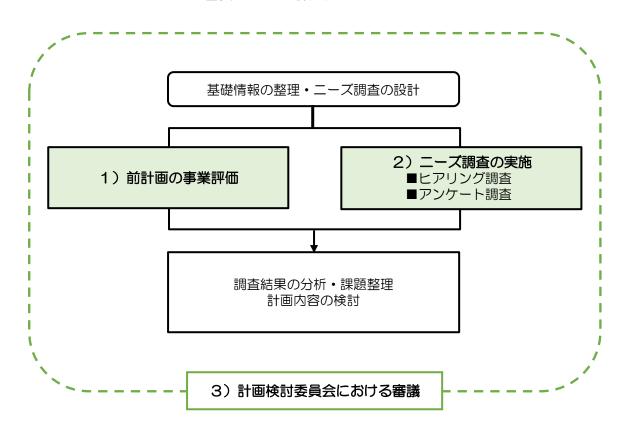
【当事者調査】上記に該当する 18 歳以上の方 1,250 名:回収 603 票(回収率 48.2%)

【保護者調査】上記に該当する 18 歳未満の方 250 名:回収 148 票(回収率 59.2%)

【 計 】 1,500名:回収751票(回収率50.1%)

3) 計画検討委員会における審議

有識者、当事者、支援者、及び市民等で構成される計画検討委員会において、基礎情報の整理、及びニーズ調査の設計を行った後、前計画の事業評価とニーズ調査の結果分析を実施し、障がい者施策における課題整理を行いました。



図表 2-3-1 課題抽出のプロセス

(2) 課題の整理

【課題 1 個人の尊厳や権利に関すること】

1. 障がいへの理解の必要性

●ヒアリング調査において、聴覚障がいや行動障がい、自閉症、高次脳機能障がいなど、周囲からわかりにくい、様々な障がいへの理解の必要性が指摘されています。

2. 合理的配慮・バリアフリー環境の推進の必要性

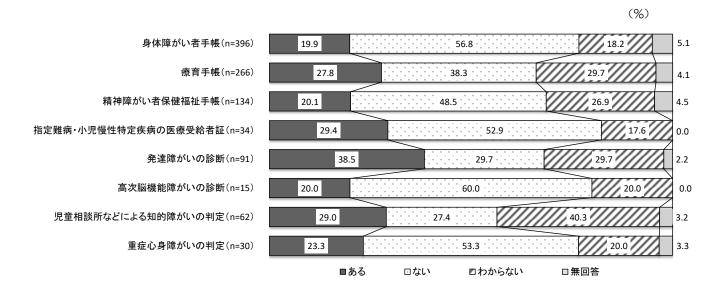
●ヒアリング調査において、公共施設や商業施設、公共交通機関において、差別 解消法により求められている合理的配慮の提供が進んでいないことが指摘され ています。

3. 差別・偏見の解消に関する取組の必要性

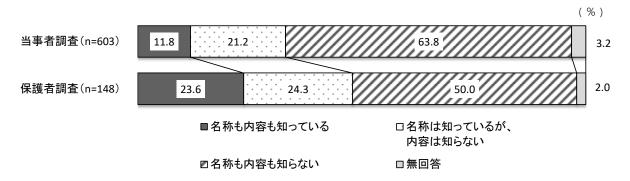
- ●「不当な差別を受けたことがあるか」については、「ある」と回答した方は、 当事者・保護者調査全体で21.8%となっています。 特に、発達障がいの診断を受けた人において「ある」の回答割合が高くなっています。
- ●差別解消法について、「名称も内容も知っている」と回答した方は、当事者調査で11.8%、保護者調査で23.6%にとどまっています。
- ●ヒアリング調査において、社会や地域における障がいの理解と受容、障がいの 理解と対応のあり方等に関する、より一層の普及・啓発が必要であることが指 摘されています。

図表2-3-2 不当な差別を受けたことがあるか

| | 合計 | 不当な差別を受けたことがあるか(%) | | | | | |
|----------------------|-----|--------------------|------|-------|-----|--|--|
| | (人) | ある | ない | わからない | 無回答 | | |
| 全体 | 751 | 21.8 | 50.5 | 22.8 | 4.9 | | |
| 身体障がい者手帳 | 396 | 19.9 | 56.8 | 18.2 | 5.1 | | |
| 療育手帳 | 266 | 27.8 | 38.3 | 29.7 | 4.1 | | |
| 精神障がい者保健福祉手帳 | 134 | 20.1 | 48.5 | 26.9 | 4.5 | | |
| 指定難病・小児慢性特定疾病の医療受給者証 | 34 | 29.4 | 52.9 | 17.6 | 0.0 | | |
| 発達障がいの診断 | 91 | 38.5 | 29.7 | 29.7 | 2.2 | | |
| 高次脳機能障がいの診断 | 15 | 20.0 | 60,0 | 20.0 | 0.0 | | |
| 児童相談所などによる知的障がいの判定 | 62 | 29.0 | 27.4 | 40.3 | 3.2 | | |
| 重症心身障がいの判定 | 30 | 23.3 | 53.3 | 20.0 | 3.3 | | |



図表2-3-3 差別解消法を知っているか

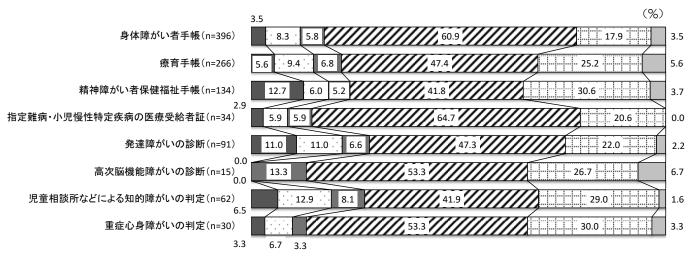


4. 虐待防止に関する取組の必要性

- ●虐待を受けているのを見聞きしたことがあるかについては、当事者・保護者調査において、本人が虐待を受けた、若しくは見聞きしたことがあると回答した方は、回答者全体の14.5%となっています。
- ●障がい種別を見ると、本人が虐待を受けた、若しくは見聞きしたことがあると回答した方は、精神障がいと発達障がいで、他の障がいに比べて高くなっています。

図表2-3-4 虐待を受けているのを見聞きしたことはあるか

| | | 虐待を見たり聞いたりしたことはあるか | | | | | | |
|----------------------|-------|--------------------|----------------|-------------|--------|-------|-------------|--|
| | 合計(人) | 見聞きしたことを とがある | 見聞きしたこ とがある | ことがあるを見聞きした | 見聞きしたこ | わからない | 無 回 答 | |
| 全体 | 751 | 5.6 | 8.9 | 6.7 | 53.3 | 21.6 | 4.0 | |
| 身体障がい者手帳 | 396 | 3.5 | 8.3 | 5.8 | 60.9 | 17.9 | 3,5 | |
| 療育手帳 | 266 | 5.6 | 9.4 | 6.8 | 47.4 | 25.2 | 5.6 | |
| 精神障がい者保健福祉手帳 | 134 | 12.7 | 6.0 | 5.2 | 41.8 | 30.6 | 3.7 | |
| 指定難病・小児慢性特定疾病の医療受給者証 | 34 | 2.9 | 5.9 | 5.9 | 64.7 | 20.6 | 0.0 | |
| 発達障がいの診断 | 91 | 11.0 | 11.0 | 6.6 | 47.3 | 22.0 | 2.2 | |
| 高次脳機能障がいの診断 | 15 | 0.0 | 0.0 | 13.3 | 53.3 | 26.7 | 6.7 | |
| 児童相談所などによる知的障がいの判定 | 62 | 6.5 | 12.9 | 8.1 | 41.9 | 29.0 | 1.6 | |
| 重症心身障がいの判定 | 30 | 3.3 | 6.7 | 3.3 | 53.3 | 30.0 | 3.3 | |



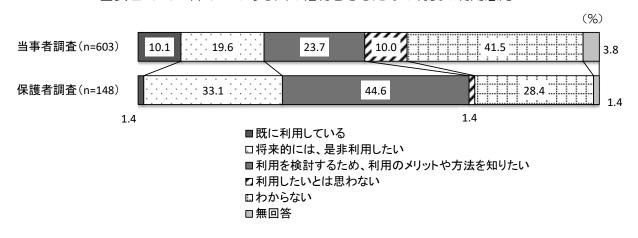
- ■本人が虐待を受けたことを見聞きしたことがある
- ■疑われる事例を見聞きしたことがある
- ⊞わからない

- □本人は被害者ではないが、見聞きしたことがある
- □見聞きしたことはない
- □無回答

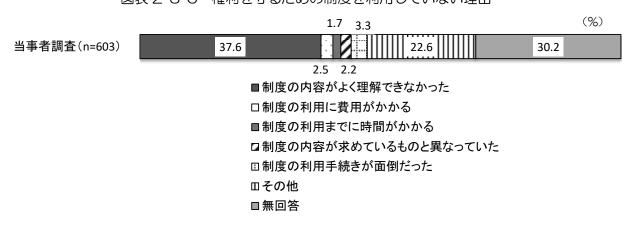
5. 権利擁護のための制度利用の推進の必要性

- ●「障がいのある人の権利を守るための制度の利用意向」については、「利用を検討するため、利用のメリットや方法を知りたい」と回答した方が、当事者調査では23.7%、保護者調査では44.6%となっています。また、「わからない」と回答した方は、当事者調査では41.5%、保護者調査では28.4%となっています。
- ●権利を守るための制度を利用していない理由として、当事者調査において「制度 の内容がよく理解できなかった」という回答が 37.6%で最も高い結果となって います。

図表 2-3-5 障がいのある人の権利を守るための制度の利用意向



図表 2-3-6 権利を守るための制度を利用していない理由

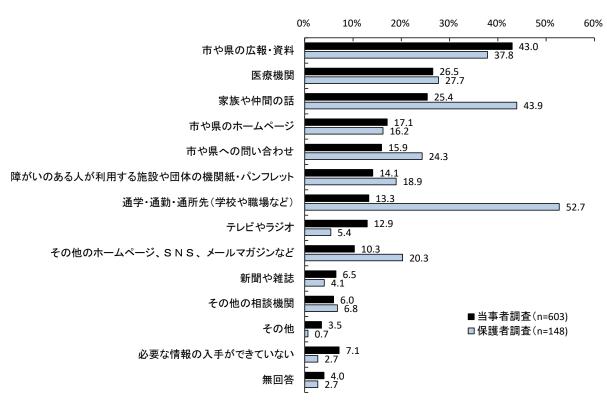


【課題2 障がいのある人への支援に関すること】

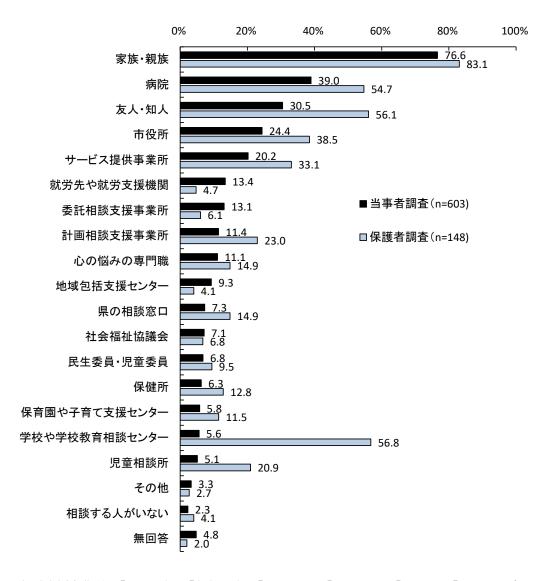
6. 情報入手に関する取組の必要性

- ●「支援に関する情報の入手先」について、当事者調査では「市や県の広報・資料」 「医療機関」「家族や仲間の話」の順に多くなっています。
 - 保護者調査では「通学・通勤・通所先(学校や職場など)」「家族や仲間の話」 「市や県の広報・資料」の順に多くなっています。
- ●「困りごとの相談先」については、当事者調査、保護者調査共に、「家族・親族」 が最も多くなっています。更に当事者調査では「病院」「友人・知人」が多く、 保護者調査では「学校や学校教育相談センター」が多くなっています。





図表2-3-8 困りごとの相談先(複数回答)



注 1. 委託相談支援事業所:「ふらっと」「おあしす」「かわうそ」「マロニエ」「リート」「チャレンジII」 「えぽめいく」

注 2. 社会福祉協議会: あんしんセンター、ボランティアセンター、バックアップふじさわ社協、 コミュニティソーシャルワーカーなど

7. 相談支援の拡充の必要性

●ヒアリング調査において、当事者等から「どこに相談したらよいのかわからない」 「計画相談支援において日常生活における困りごとを相談することが困難」との 意見がありました。

相談支援事業所からは、計画相談支援の業務量の多さや報酬体系の複雑さに加え、人材確保や人材育成の難しさ、情報収集のための環境づくりなどが課題として挙げられました。また、家族の困りごとに対する支援の難しさに関する意見がありました。

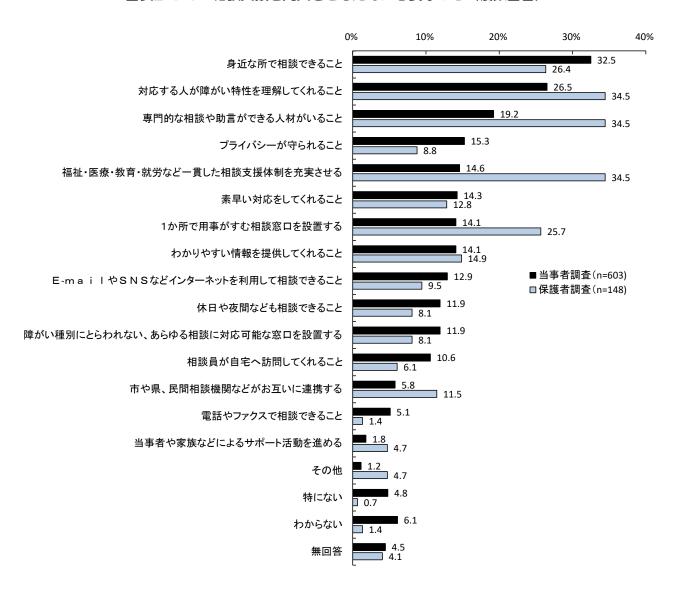
●「相談支援を充実させるために必要なこと」について、当事者調査では「身近な所で相談できること」「対応する人が障がい特性を理解してくれること」の順に多くなっています。

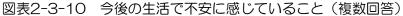
保護者調査では「対応する人が障がい特性を理解してくれること」「専門的な相談 や助言ができる人材がいること」「福祉・医療・教育・就労など一貫した相談支援 体制を充実させる」が最も多くなっています。

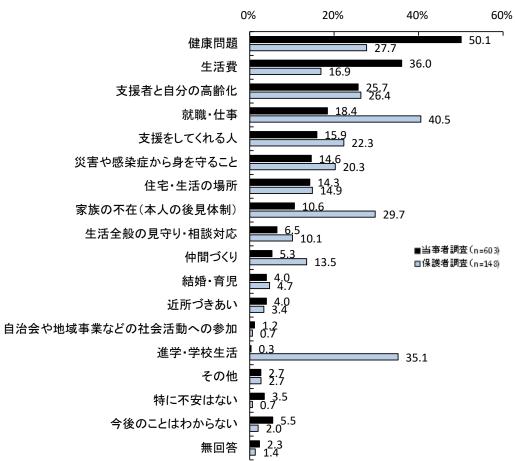
●「今後の生活で不安に感じていること」について、当事者調査では「健康問題」「生活費」「支援者と自分の高齢化」の順に多くなっています。

保護者調査では「就職・仕事」「進学・学校生活」「家族の不在(本人の後見体制)」 の順に多くなっています。

図表2-3-9 相談支援を充実させるために必要なこと(複数回答)







8. 障がいのある人の支援体制に関する取組の必要性

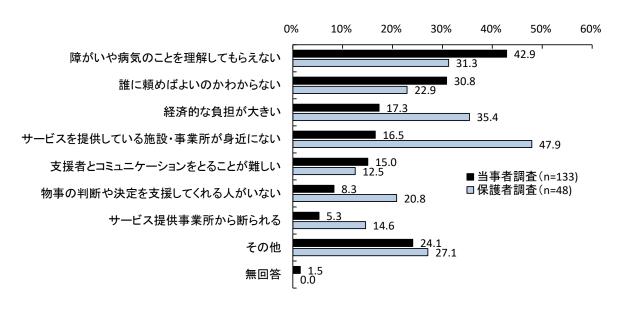
- ●「十分な支援が受けられているか」について、当事者調査では「やや不十分」「不 十分」の割合が合計で22.1%となっています。
 - 手帳や診断等の状況別に見ますと、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいにおいて「やや不十分」「不十分」の割合が高くなっています。
- ●「支援体制が十分でない理由」について、当事者調査では「障がいや病気のことを理解してもらえない」「誰に頼めばよいのかわからない」の順に多くなっています。
- ●保護者調査では「やや不十分」「不十分」との回答が合計で32.5%見られました。 手帳や診断等の状況別に見ますと、精神障がい、発達障がいにおいて「やや不十分」「不十分」との割合が高くなっています。

「支援体制が十分でない理由」については「サービスを提供している施設・事業 所が身近にない」「経済的な負担が大きい」の順に多くなっています。



図表 2-3-11 十分な支援が受けられているか

図表 2-3-12 支援体制が十分でない理由(複数回答)



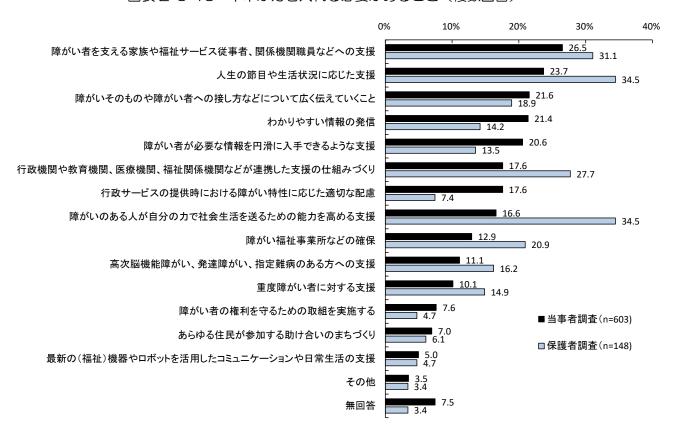
9. 支援者間の連携・協働体制に関する取組の必要性

- ●「本市が力を入れる必要があること」について、当事者調査では「障がい者を支える家族や福祉サービス従事者、関係機関職員などへの支援」「人生の節目や生活状況に応じた支援」の順に多くなっています。
 - 保護者調査では「人生の節目や生活状況に応じた支援」「障がいのある人が自分の力で社会生活を送るための能力を高める支援」が最も多くなっています。
- ●ヒアリング調査において、障がい福祉サービス事業所では、情報共有や、支援困難な利用者に対して、障がい福祉サービス事業所同士で支える視点が必要との意見が聞かれました。

10. 福祉人材の確保と育成の必要性

- ●「本市が力を入れる必要があること」について、当事者調査では「障がい者を支える家族や福祉サービス従事者、関係機関職員などへの支援」が最も多くなっています。
 - 保護者調査では「障がいのある人が自分の力で社会生活を送るための能力を高める支援」「障がい者を支える家族や福祉サービス従事者、関係機関職員などへの支援」などが多くなっています。
- ●ヒアリング調査において、当事者等では「ヘルパーの絶対的な不足」や「障がいの状況によってサービスを受けることが困難なケース」があり、障がい特性を理解した専門性のある人材が必要であるとの意見が聞かれました。
 - 事業所では、人材の確保と育成の方策として、「アドバイザーとなる人の確保」 「やりがいのアピール」や「グループ支援」などの意見が聞かれました。

図表 2-3-13 本市が力を入れる必要があること(複数回答)



【課題3 地域生活を支えるための支援に関すること】

11. 福祉サービスの充足の必要性

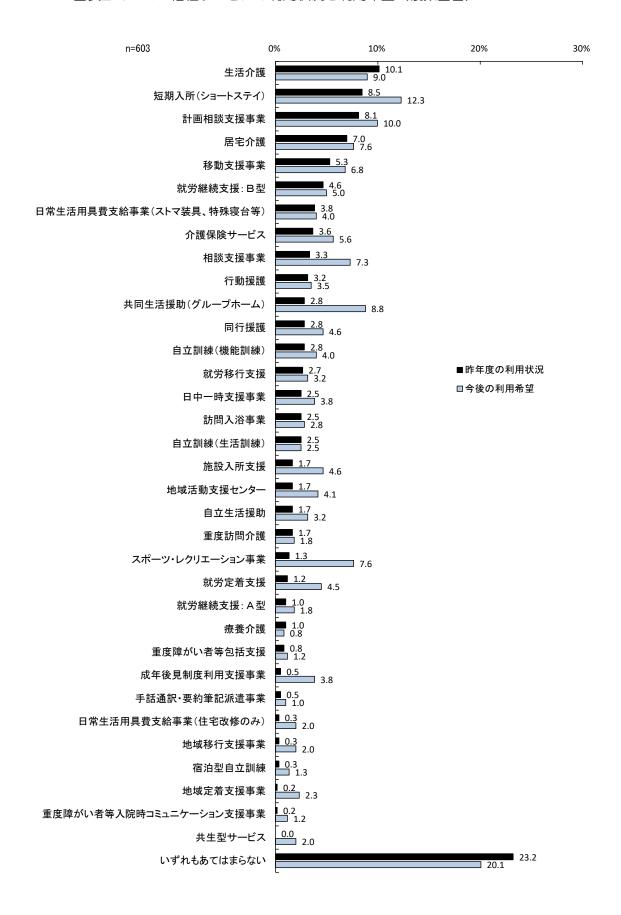
- ●当事者調査では、福祉サービス利用における、昨年度の利用状況よりも、今後の利用希望のほうが多く、その差が大きいサービスは「短期入所」、「相談支援事業」、「共同生活援助」などであり、これらの更なる充足が必要と考えられます。保護者調査では「児童発達支援」以外は、昨年度の利用状況よりも、今後の利用希望の回答が多くなっています。中でも差が大きい「短期入所」、「移動支援事業」について、更なる充足が必要と考えられます。
- ●「福祉サービスによる十分な支援を受けられたか」について、当事者調査では、「やや不十分」「不十分」との回答が合計14.3%でした。

「支援が十分でないと思う理由」については、当事者調査では「自分(本人)の特性に応じた支援が得られない」「利用したいサービスがない・近くにない」「曜日や時間帯が希望と合わない・必要なときに利用できない」の順に多くなっています。

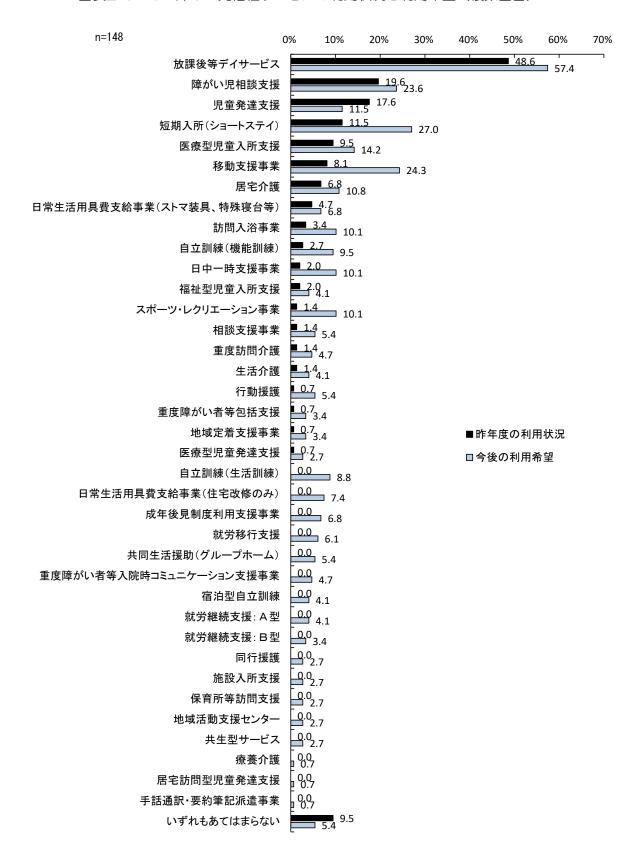
保護者調査では、「やや不十分」、「不十分」との回答が合計33.1%でした。 「支援が十分でないと思う理由」については、「曜日や時間帯が希望と合わない・ 必要なときに利用できない」「希望に合う施設・事業所が近くにない」「利用し たいサービスがない・近くにない」の順に多くなっています。

- ●「福祉サービスを利用できるために必要なこと」については、当事者調査では「緊急時など必要なときにサービスを利用できるようにする」「サービス利用に必要な手続きをわかりやすくする」「サービスを提供する事業所や職員の数を増やし、利用しやすくする」の順に多くなっています。
 - 保護者調査では「緊急時など必要なときにサービスを利用できるようにする」「年齢の切れ目なく、自分に合ったサービスを利用し続けられるようにする」「サービスを提供する事業所や職員の数を増やし、利用しやすくする」の順に多くなっています。
- ●ヒアリング調査において、生活介護・短期入所の不足が指摘されています。また、 通所系・訪問系サービスなどにおいて、障がい特性に応じた対応が可能となるよ うに支援者側の障がい特性の理解や技術向上が求められています。

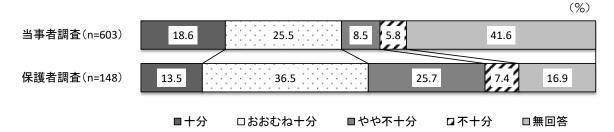
図表2-3-14 福祉サービスの利用状況と利用希望(複数回答)



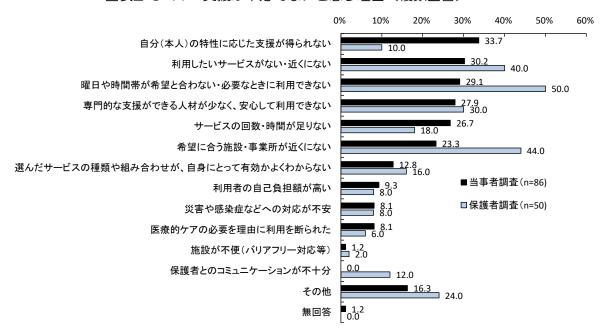
図表2-3-15 障がい児福祉サービスの利用状況と利用希望(複数回答)



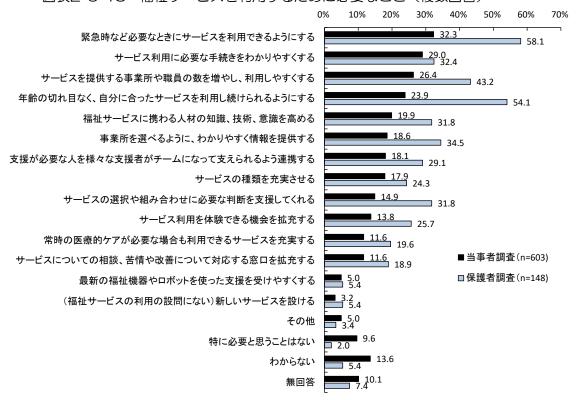
図表2-3-16 福祉サービスにより十分な支援が受けられたか



図表2-3-17 支援が十分でないと思う理由(複数回答)



図表2-3-18 福祉サービスを利用するために必要なこと(複数回答)



12. 障がいのある人の高齢化、及び重度化への対応の必要性

- ●障がい支援区分の認定状況が5、6の当事者は9.0%でした。障がいのある人の要支援・要介護の認定を受けている割合は16.2%でした。
 - 障がい支援区分認定、介護保険の要支援・要介護認定のいずれも受けている人は 15人であり、支援区分5以上の人は全員要介護4以上と、重い要介護認定を受けている人において、障がい支援区分が高い傾向にあります。
- ●ヒアリング調査において、障がいの重度化、及び障がいのある人の高齢化よる ADL*1の低下に対応するため、支援者の介護に関する知識や技術の向上、施設環 境の改善が求められています。

図表2-3-19 障がい支援区分の認定状況

(%)

図表2-3-20 要支援・要介護認定の状況

(%)

当事者調査(n=603) 76.1 5.7 5.7 4.8 7.6 要支援・要介護認定は受けていない □要支援1・2 □要介護1・2 □要介護3~5 □無回答

^{*1} 日常生活動作(ADL)とは、日常生活を送るために最低限必要な、起居、移動、食事、更衣、排泄、 入浴などの日常的な動作のことです。

13. 支援者の高齢化等に対応した支援体制の必要性

●「主な支援者」については、当事者・保護者調査で80%以上が親族となっています。特に保護者調査の主な支援者は98.6%が父母となっています。

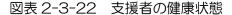
「支援者の健康状態」について、「良くない」との回答は、当事者調査・保護者調査共に約13%です。

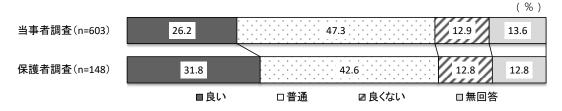
主な支援者の不在時に「代わりに支援する人」については、当事者調査では「兄弟姉妹」や「父」が多く、保護者調査では「父」や「祖父母」の回答が多くなっており、「代わってくれる人はいない」との回答は当事者調査で20.1%、保護者調査で5.4%でした。

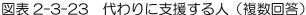
●ヒアリング調査において、支援者が高齢になった場合、亡くなった場合、及びダブルケア(障がい者本人の支援と親の介護)が必要になった場合などにおける、 ご本人に対する支援に不安があるとの意見がありました。

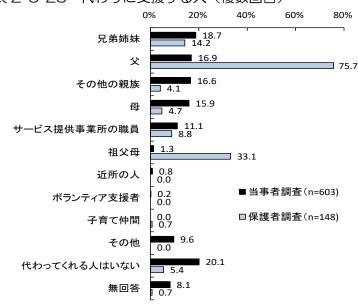
当事者調査(n=603) 13.3 31.0 38.1 10.0 7.6 保護者調査(n=148) 5.4 93.2 1.4

図表2-3-21 主な支援者





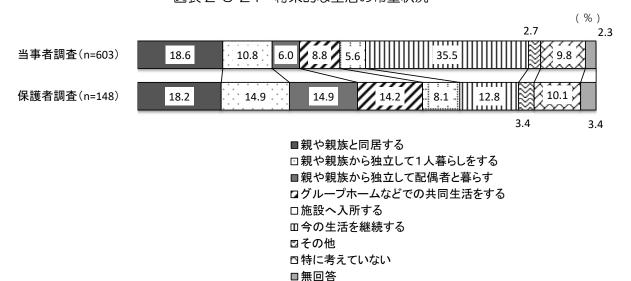




14. 本人の希望や障がい特性に応じた生活の場の確保に関する取組の必要性

- ●「将来的な生活の希望状況」について、当事者調査では「今の生活を継続する」 「親や親族と同居する」の順に多くなっています。
 - 保護者調査では「親や親族と同居する」「親や親族から独立して1人暮らしをする」、若しくは「親や親族から独立して配偶者と暮らす」の順に多くなっています。
- ●ヒアリング調査において、障がい特性に対応した共同生活援助、療養介護施設など生活の場の必要性が指摘されています。

図表 2-3-24 将来的な生活の希望状況



【課題4 療育や教育に関すること】

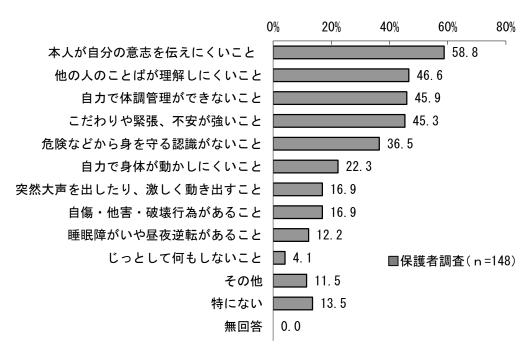
15. 障がいの早期発見に関する取組の必要性

●当事者・保護者調査における、はじめて手帳や判定等を受けた年齢については、 重症心身障がい、知的障がいの判定の過半数が幼児期に受けています。 療育手帳の取得や発達障がいの診断は、幼児期から青年期まで取得年齢が広く分 布しており、気づくまで長くかかる傾向にあります。

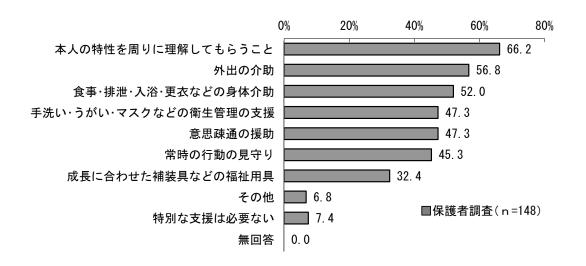
16. 障がい児支援のニーズに対応する取組の必要性

- ●保護者調査ではご本人の支援で「困難に感じていること」について、「本人が自分の意志を伝えにくいこと」、次に「特に支援を必要なこと」については「本人の特性を周りに理解してもらうこと」、更に「本人の支援で特に困っていること」については、「本人の将来をどう考え、どう育てていったらよいかわからない」が最も多くなっています。
- ●ヒアリング調査では、障がいがあるとわかった乳幼児について、家族と共にその 障がいを受け入れ、支援していく仕組みの必要性が指摘されています。

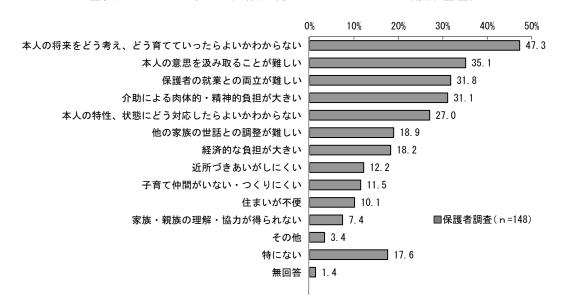
図表2-3-25 困難に感じていること(複数回答)



図表 2-3-26 特に支援が必要なこと(複数回答)

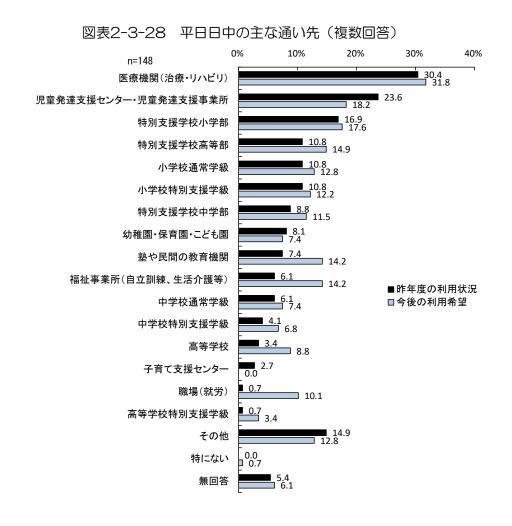


図表 2-3-27 本人の支援で特に困っていること(複数回答)



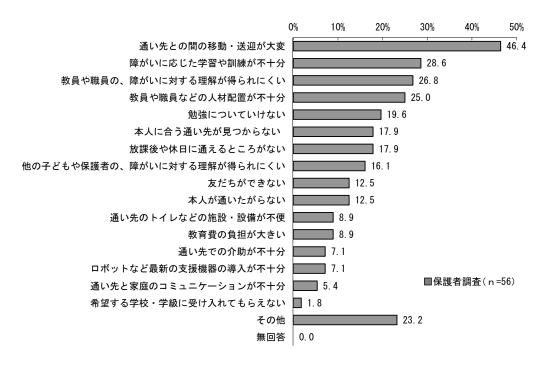
17. 障がい児療育・教育の充足に関する取組の必要性

- ●障がい児の「平日日中の主な通い先」について、昨年度の利用状況よりも、今後の利用希望の回答が多く、差の大きかった「塾や民間の教育機関」「福祉事業所(自立訓練、生活介護等)」「職場(就労)」について、更なる充足が必要と考えられます。
- ●「療育や教育で十分な支援が受けられているか」について、保護者調査で「不十分」、「やや不十分」との回答が合計で37.8%でした。
 - 「支援体制が十分でない理由」については「通い先との間の移動・送迎が大変」 「障がいに応じた学習や訓練が不十分」「教育や職員の、障がいに関する理解が 得られにくい」の順に多くなっています。
- ●ヒアリング調査では、医療的ケアへの必要性が指摘されています。



図表2-3-29 療育や教育で十分な支援が受けられているか

図表2-3-30 支援体制が十分でない理由(複数回答)



18. 障がい児の成長に対応した切れ目のない支援に関する取組の必要性

●ヒアリング調査において、障がい児の成長に伴う支援者の負担増や、18歳以上になった場合の、進路・生活介護・通所先に関する不安がある等の意見が聞かれました。

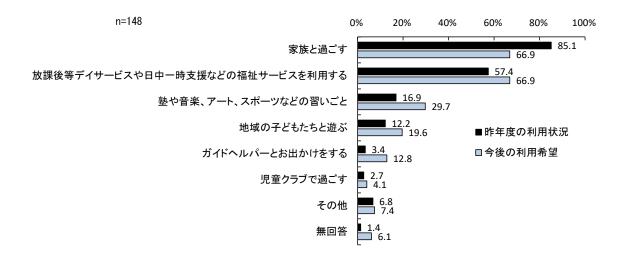
19. インクルーシブ教育に関する取組の必要性

●ヒアリング調査では、教育現場において、障がいの有無にかかわらず交流し、相互に理解することの大切さが指摘されています。

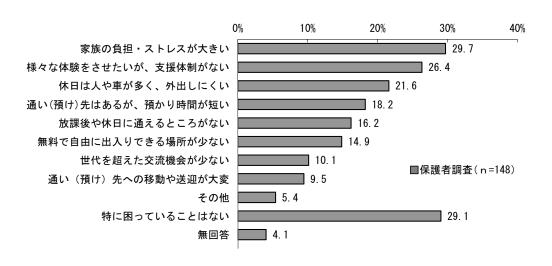
20. 放課後等の過ごし方に関する取組の必要性

- ●障がい児の「放課後や休日の過ごし方」における、昨年度の利用状況よりも、今後の利用希望の回答が多かった「放課後等デイサービスや日中一時支援などの福祉サービスを利用する」「塾や音楽、アート、スポーツなどの習いごと」「地域の子どもたちと遊ぶ」について、更なる充足が必要と考えられます。
- ●障がい児の「放課後や休日の過ごし方で困っていること」について、「家族の負担・ストレスが大きい」「様々な体験をさせたいが、支援体制がない」の順に多くなっています。
- ●ヒアリング調査では、放課後等デイサービスの数は多いが、対応の難しい子ども の行き先が少ないとの意見がありました。また、障がいのある人の日中活動の場 の充実が求められるとの意見がありました。

図表2-3-31 放課後や休日の過ごし方(複数回答)



図表2-3-32 放課後や休日の過ごし方で困っていること(複数回答)



21. 家族の就労支援に関する取組の必要性

- ●ヒアリング調査において、保護者の就労との両立の難しさが挙げられています。
- ●保護者調査において、「放課後や休日の過ごし方で困っていること」について、「家族の負担・ストレスが大きい」との回答が最も多く、「通い(預け)先はあるが、預かり時間が短い」も4番目に多く、就労との両立の難しさにつながると考えられます。

【課題5 社会参加や活躍の支援に関すること】

22. 就労支援に関する取組の必要性

●当事者調査において、「普段の主な活動」について、「企業等で働いている」との回答は、31.3%でした。

「働く上で最も大きな困りごとや悩み」については、「職場の上司や同僚の障がいに対する理解が不足している」「通勤が大変である」の順に多くなっています。

●「今後企業等で働いてみたい(働き続けたい)と思うか」について、「働いてみたい(働き続けたい)と思う」との回答は46.1%でした。

「企業等で働くにあたり必要なこと」は、「上司や同僚の理解や協力」「障がいの状況に合わせて、働き方を工夫する」の順に多くなっています。

- ●「企業等で働いてみたいと思わない理由」は、「心身への負担が大きい」「自分の の障がいに合った仕事がない」の順に多くなっています。
- ●ヒアリング調査において、就労中あるいは退職時、復職支援の相談窓口や、就労 先や実習先の開拓に向けた行政の取組等に関して、「当事者のみならず、家族の 就労に対する支援」や「職場での障がい理解」が不十分であるとの意見がありま した。

図表 2-3-33 普段の主な活動 (%) 0.5 当事者調査(n=603) 31.3 21.1 15.4 21.6 ... 6.8 3.3 ■企業等で働いている(自営業や、在宅勤務を含みます) 口福祉施設等に通っている ■主婦(夫)または家事手伝い ☑ボランティア 口特に何もしていない ロその他 □無回答 図表 2-3-34 働く上で最も大きな困りごとや悩み (%) 2.6

当事者調査(n=189)

9.5 7.4 13.2 10.6 7.9 46.0

■仕事の内容が自分のやりたいことと合っていない

- 口賃金や待遇に不満がある
- ■職場の上司や同僚の障がいに対する理解が不足している

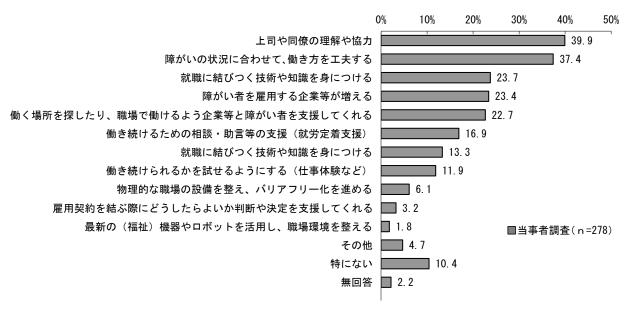
2.6

- ☑通勤が大変である
- □職場のトイレや階段等の設備が使いづらい
- □その他
- □特にない
- □無回答

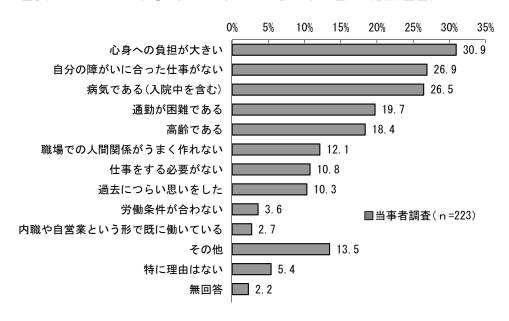
図表 2-3-35 今後企業等で働いてみたい(働き続けたい)と思うか

当事者調査(n=603) 46.1 37.0 16.9 16.9 16.9 □働いてみたい □無回答 (働き続けたい)と思う (働くことをやめたい)

図表 2-3-36 企業等で働くにあたり必要なこと(複数回答)



図表 2-3-37 企業等で働いてみたいと思わない理由(複数回答)

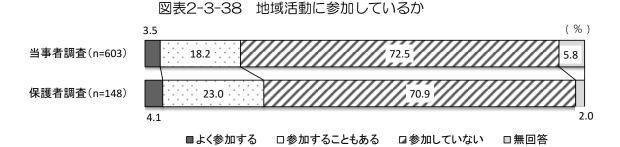


23. 文化・スポーツに関する取組の必要性

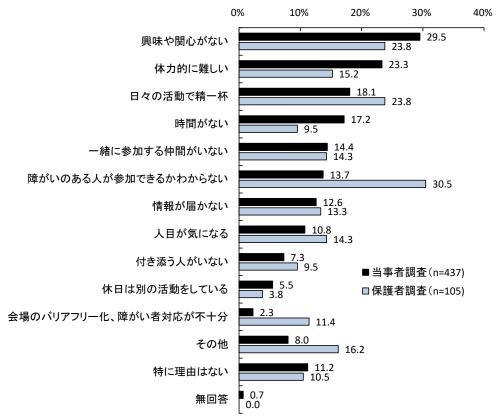
●当事者調査において、昨年度の利用状況よりも、今後の利用希望の回答が多く、 差の大きなものの中に「スポーツ・レクリエーション事業」があり、更なる充足 が必要と考えられます。

24. 地域への参加に関する取組の必要性

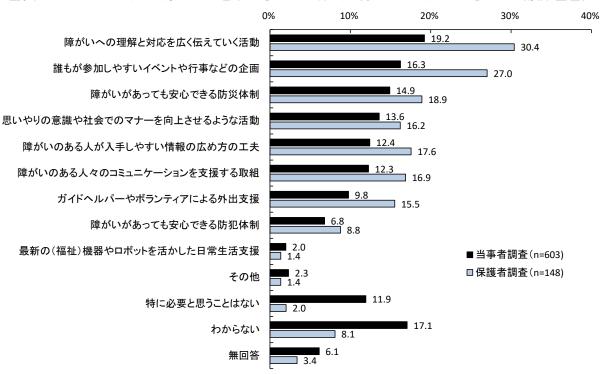
- ●「地域活動に参加状況しているか」については、当事者調査で 72.5%、保護者 調査で 70.9%の方が「参加していない」と回答しています。
 - 「地域での活動に参加しない主な理由」については、当事者調査では「興味や関心がない」「体力的に難しい」「日々の活動で精一杯」の順に多くなっています。 保護者調査では「障がいのある人が参加できるかわからない」「興味や関心がない」、若しくは「日々の活動で精一杯」の順に多くなっています。
- ●「地域で自分らしく活動ができるよう、行政が特に力を入れるべきこと」として、 当事者・保護者調査共に「障がいへの理解と対応を広く伝えていく活動」が最も 多くなっています。
- ●ヒアリング調査において、障がい児者が地域とかかわりを持つことの難しさについて、障がいがあることを周囲に知られることへの抵抗感が挙げられました。



図表2-3-39 地域活動に参加しない主な理由(複数回答)



図表2-3-40 地域で自分らしく活動できるよう行政が特に力を入れるべきこと(複数回答)



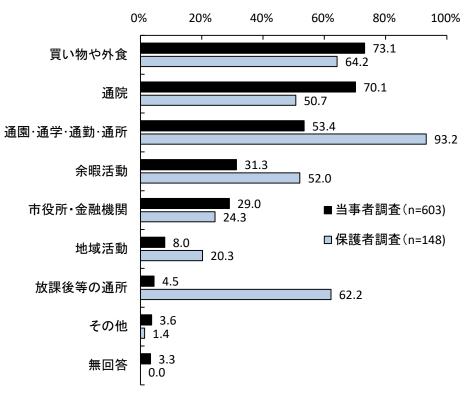
25. 障がい者団体等の活動に関する取組の必要性

- ●ヒアリング調査において、地域で障がいのある人や家族を支える障がい者団体等の活動が重要であり、SNS などを活用し、きっかけをつかむとよいのではないかなどの意見がありました。
- ●障がい者団体の活動場所の不足や、公共施設等の利用予約のしづらさなどの意見がありました。

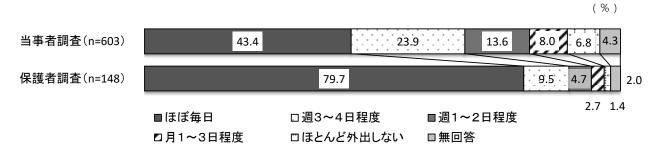
26. 外出支援の必要性

- ●「外出の目的(活動)」については、当事者調査では「買い物や外食」「通院」 「通園・通学・通勤・通所」の順に多くなっています。
 - 保護者調査では、「通園・通学・通勤・通所」「買い物や外食」「放課後等の通 所」の順に多くなっています。
- ●「外出の頻度」については、「ほぼ毎日」が、当事者調査では 43.4%であった のに対して、保護者調査では 79.7%でした。
 - 当事者調査での「ほとんど外出しない」という回答について、「外出しない主な理由」としては、「障がいや病気が重く、外出が難しい」が最も多く、51.2%でした。
- ●「外出の際に困ること」については、当事者調査では「駅やバス停、歩道にベンチが少ないので休めない」「外出先でのコミュニケーションがとりにくいため不安である」「道路や建物に段差が多く移動しづらい」の順に多くなっています。 保護者調査では「利用できるトイレが少ない」「障がい者用の駐車場が少なく駐車や乗り降りに困る」「外出先でのコミュニケーションがとりにくいため不安である」などが多くなっています。

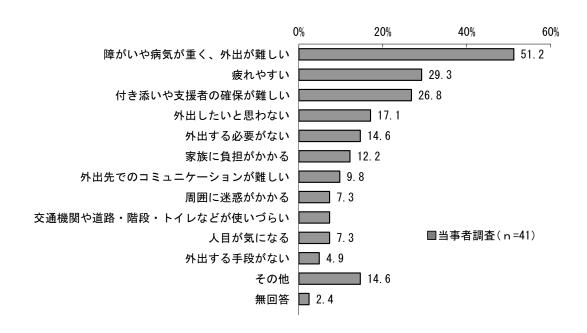
図表2-3-41 外出の目的(活動)(複数回答)



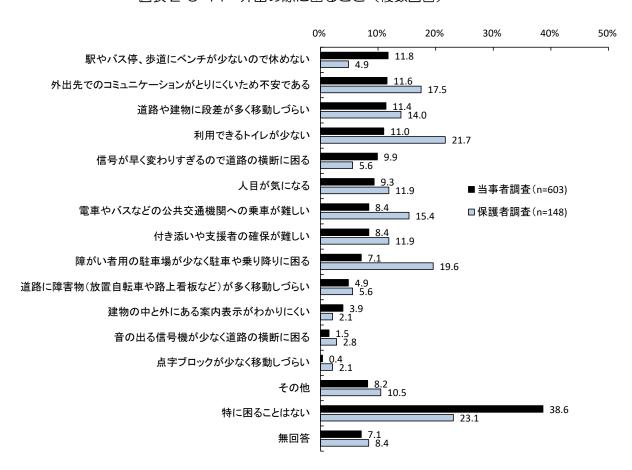
図表 2-3-42 外出の頻度



図表 2-3-43 外出しない主な理由(複数回答)



図表 2-3-44 外出の際に困ること(複数回答)



【課題 6 安心した日常生活を送るための基盤に関すること】

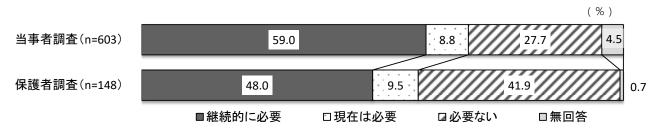
27. 保健医療との連携に関する取組の必要性

●「継続的に医療的ケアが必要な人」は、当事者調査で59.0%、保護者調査で48.0%でした。「現在は必要」は、当事者調査で8.8%、保護者調査で9.5%でした。

障がいや疾病の診断・検査・治療で総合病院又は専門科医院にかかった人の割合は、当事者調査で合計88.8%、保護者調査で合計90.6%でした。市内の総合病院又は専門科医院にかかった人の割合は、当事者調査で合計51.9%、保護者調査で合計33.1%でした。保護者調査では市内の総合病院や専門科病院にかかった割合が、市外の病院にかかった割合よりも低くなっています。

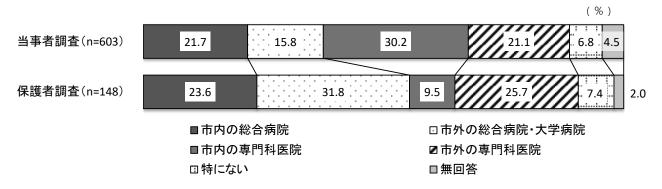
- ●複数の医療機関間の連携があるとの回答は、当事者調査で19.1%、保護者調査で合計20.3%でした。
- ●受診の際に困っていることについては、当事者調査では「通院時に付き添う体制 を確保しにくい」「状態を病院や医院、各診療科で共有し、連携して対応する体 制がない」の順に多くなっています。

保護者調査では「通院時に付き添う体制を確保しにくい」「本人が受診を嫌がる」 の順に多くなっています。

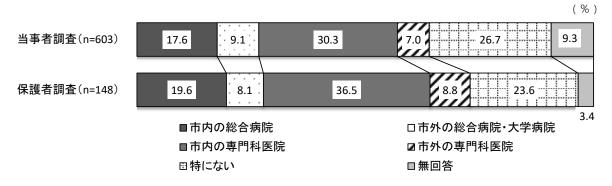


図表 2-3-45 医療的ケアの必要性

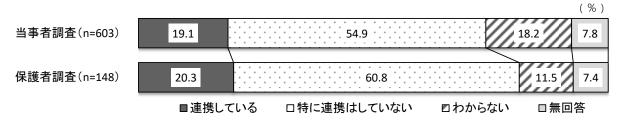
図表 2-3-46 障がいや疾病でかかっていた医療機関

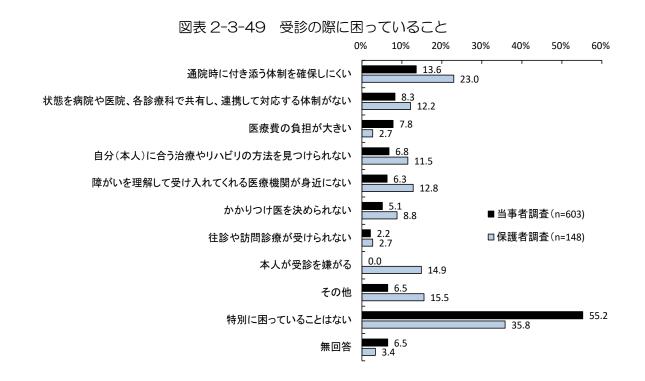


図表2-3-47 (障がいや疾病以外の)病気やけがでかかった医療機関



図表2-3-48 医療機関間の連携の有無

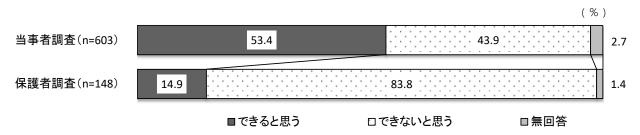




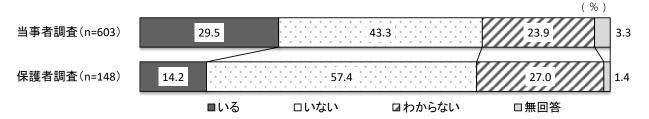
28. 福祉・医療の緊急時や災害時対応に関する取組の必要性

- ●ヒアリング調査において、障がいについて配慮のある医療機関の必要性や、24時間対応の必要性に関する意見がありました。
 - 急病など、障がいのある人やその家族等の緊急時の在宅における支援を視野に入れた支援体制の整備の必要性があるとの指摘がありました。
- ●「火事や地震時1人で判断して避難できるか」の割合は、当事者調査では53.4%、 保護者調査では14.9%でした。
 - ご家族が不在のとき、火事や地震が発生した場合、ご本人を助けてくれる人が近所にいる人の割合は、当事者調査では29.5%、保護者調査では14.2%でした。
- ●「火事や地震の際の不安や困りごと」は、当事者調査では「投薬や治療が受けられなくなる」「周囲に支援を求めることが難しい」「パニックを起こす可能性がある」の順に多くなっています。
 - 保護者調査では「パニックを起こす可能性がある」「投薬や治療が受けられなくなる」、若しくは「周囲に支援を求めることが難しい」の順に多くなっています。
- ●周囲に支援を求めることが困難な理由について、当事者調査では「他人とコミュニケーションをとることが難しい」「誰に支援を求めればよいかわからない」の順に多くなっています。
 - 保護者調査では「誰に支援を求めればよいかわからない」「他人とコミュニケーションをとることが難しい」の順に多くなっています。
- ●ヒアリング調査において、災害時の近隣の取組や、障がい特性に応じた災害発生後の情報提供体制、医療・福祉の提供を含む避難生活における支援体制について充実させることが必要との意見がありました。

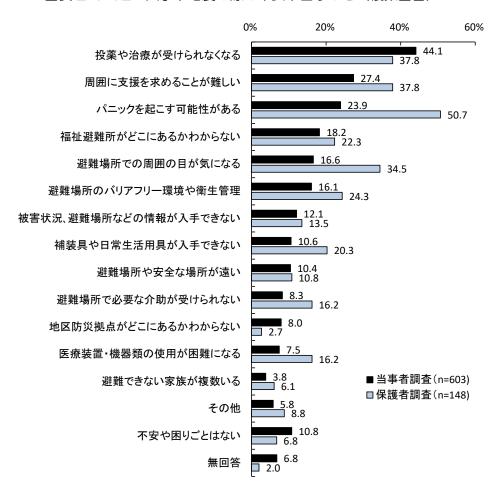
図表2-3-50 火事や地震時に1人で判断して避難できるか



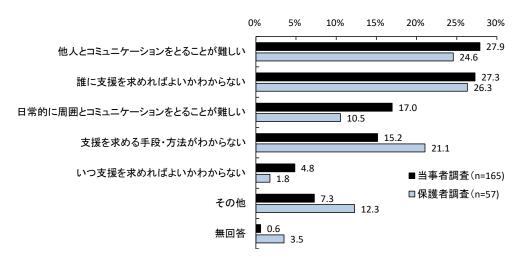
図表 2-3-51 助けてくれる人が近所にいるか



図表 2-3-52 火事や地震の際の不安や困りごと(複数回答)

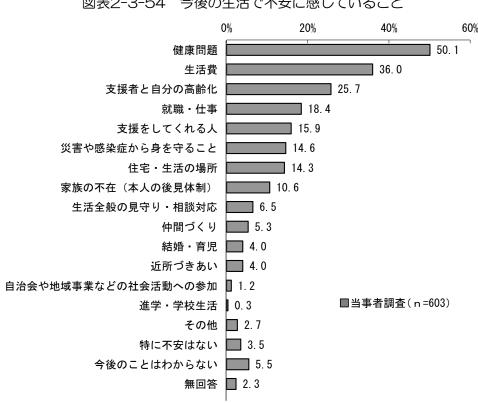


図表 2-3-53 周囲に支援を求めることが困難な理由

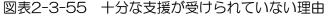


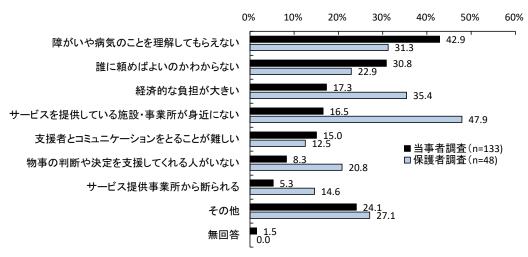
29. 経済的な支援の継続の必要性

- ●当事者調査において、今後の生活で不安に感じていることについて、「生活費」が 上位にあることや、保護者調査において、十分な支援が受けられていない理由に ついて、「経済的な負担が大きい」が上位にあることから、経済的な支援の視点も 重要と考えられます。
- ●ヒアリング調査において、通院等の際、公共交通機関利用のための交通費への負 担感が大きいとの意見がありました。



図表2-3-54 今後の生活で不安に感じていること





(3) 課題から基本目標へ

●課題と基本目標との関係は、次のとおりです。

課題 1 個人の尊厳や権利に関すること

「障がいへの理解が強く求められています。差別解消や権利擁護への認識も高めていく必要があります!

課題 2 障がいのある人への支援に関すること

「ニーズや課題に即した有効なサービス利用を支える相談支援・サービス提供体制の充実を図る必要があります」

課題 3 地域生活を支えるための支援に関すること

「地域で暮らし続けられるよう、一人ひとりの生活ニーズに即した支援 の充実を進める必要があります」

課題 4 療育や教育に関すること

「一人ひとりの個性を大切に、子どもの成長を支える保育・療育、教育等の充実を進める必要があります」

課題 5 社会参加や活躍の支援に関すること

「自分らしい生活をめざせるよう、 就労や地域活動などの参加・活躍の 機会づくりと支援を充実していく必 要があります」

課題 6 安心した日常生活を送るための基盤に関すること

「健やかで安全・安心な暮らしを確保していくことができるよう、社会保障や災害対策等を確保していく必要があります」

基本目標 1 尊厳を守り合う社会づくりの推

基本目標 2

【支援の基盤づくり】

支援体制の強化

進【共生の基盤づくり】

基本目標3

地域での生活を支える支援の充 実【日常生活の支援】

基本目標 4

子どもの育ちを支える支援の充 実【療育・教育等】

基本目標5

社会参加を支える支援の充実 【参加・活躍の支援】

基本目標6

生活の安心を支える社会づくり の推進

【安心の基盤づくり】

(4) SDGs の視点を踏まえた基本目標

本計画の基本目標を SDGs 達成に向けた取組として位置付けます。地域や企業などを含む多様な担い手と連携しながら、SDGs の8つの領域の達成に向けて計画を推進します。また、各基本目標と特に関連が深い SDGs は次のとおりです。

図表 2-3-56 本計画の基本目標と SDGs との関連性

| 本計画の基本目標 | 関連の深い SDG s ゴール |
|--------------------------------|--|
| 1 尊厳を守り合う社会づくりの推進 【共生の基盤づくり】 | 10 Aや国の不平等 をなくそう 16 平和と公正を すべての人に |
| 2 支援体制の強化 【支援の基盤づくり】 | 17 パートナーシップで 日標を達成しよう |
| 3 地域での生活を支える支援の充実 【日常生活の支援】 | 3 すべての人に |
| 4 子どもの育ちを支える支援の充実 【療育・教育等】 | 3 すべての人に 健康と福祉を 4 質の高い教育を みんなに |
| 5 社会参加を支える支援の充実 【参加・活躍の支援】 | 4 質の高い教育を みんなに 8 額きがいも 経済成長も |
| 6 生活の安心を支える社会づくりの推進 【安心の基盤づくり】 | 1 対因を 1 なくそう 10 人や国の不平等 をなくそう 11 住み続けられる まちづくりを |
| 1 対図を なくそう 3 サベての人に 健康と福祉を | 4 質の高い教育を |

4. 施策の方向性と展開

(1) 施策の設定について

【施策の方向性】

- ●施策の方向性については、前計画の実績を前提に、障がい者福祉をめぐる近年の動きや、ヒアリング調査、アンケート調査等から整理した「6項目の課題」に対応した「6つの基本目標」を基に、「17の施策の柱」と「39の施策の方向性」として体系づけました。
- ●「差別解消」「地域共生社会の実現」の考え方に基づき、当事者の主体的な選択と 行動を主軸に、これらを支える施策のあり方について、「支え手」と「受け手」を 固定的な関係と捉えず、相互に支え・支えられる関係であることを前提に設定して います。

【施策の展開】~6年間の主な取組~

- ●施策の展開については、施策の方向性に従って、6年間で取り組む障がい福祉分野 の主な取組を掲げました。
- ●本計画は、藤沢市地域福祉計画に基づく障がい福祉分野の個別計画であり、障がい福祉分野の施策を中心に構成し、他分野と関わる施策については、該当する関連計画の名称を記載しています。

【施策の体系】

| 基本 理念 | めざす 社会像 | 基本目標 | 施策の柱 | 施策の方向性 |
|----------|-------------|---|---|-------------------------|
| | | *** | 1-1. | (1)障がい理解と心のパリアフリーの促進 |
| | | 基本目標1 尊厳を守り合う社会づくり の推進 【共生の基盤づくり】 | 共生のための環境づくり | (2)合理的配慮の推進 |
| | | | 1-2. 権利擁護の推進 | (1)差別解消と虐待防止の推進 |
| | | | | (2)意思決定支援の推進 |
| | | 基本目標2 支援体制の強化 【支援の基盤づくり】 | 2-1. 相談支援の強化 | (1)福祉情報・相談窓口の利便性の向上 |
| | | | | (2)相談支援体制の拡充 |
| | | | | (3)計画相談支援・障がい児相談支援の推進 |
| ਰ | | | 2-2. 連携による支援体制の強化 | (1)分野横断的な協議体制の確保 |
| ~ | | | | (2)地域における支援体制の構築 |
| ての | 人人人ひひ | | 2-3, | (1)サービス提供施設・事業所の充実 |
| 人が | ととと | | 支援・サービス提供体制の確保 | (2)支援人材の育成・確保 |
| 障 | りりりががが | | 3-1. | (1)様々な障がい等に応じた支援体制の充実 |
| が | 地地地 | | 一人ひとりの必要に応じた支援の | (2)重度障がい・医療的ケアへの対応体制の充実 |
| りの | 域域域ののの | | 推進 | (3)本人・家族の高齢化への対応 |
| 有無 | ффф | 基本目標3 | | (1)障がい福祉サービスの充実 |
| にか | ए एए | 地域での生活を支える 支援の充実 | 3-2。 障がい福祉サービス等の充実 | (2)その他の福祉サービスや支え合い活動の充実 |
| か | 共安生に心き | 【日常生活の支援】 | | (3)家族の支援 |
| わ ら | 理しが解てい | | | (1)住まいの確保支援 |
| ず | は生を | | 3-3。 暮らしの場の確保支援 | (2)入所施設等の整備 |
| お 互 | つでっ | | | (3)住宅改良の支援 |
| に | なきて がる生 | 基本目標4 子どもの育ちを支える 支援の充実 【療育・教育等】 | 4-1. 障がいの早期発見と乳幼児期に おける発育・発達支援の充実 | (1)障がいの早期発見・早期対応の推進 |
| 助 | る社活こ会で | | | (2)保育・療育の充実 |
| け 合 | と き が る | | 4-2. | (1)学校教育の充実 |
| νį | で 社 き 会 | | 学齢期における教育等支援体制の 充実 | (2)様々な学びや体験機会の充実 |
| 自分 | る | | | (1)成長に応じた発達支援の充実 |
| 分らし | 社会 | | 4-3。 切れ目のない障がい児支援の充実 | (2)障がい児支援サービスの充実 |
| < < | | | | (3)子育ての支援 |
| 生 | | 基本目標5 社会参加を支える 支援の充実 【参加・活躍の支援】 | 5-1. 就労等への参加・活躍支援の推進 | (1)就労支援体制の充実 |
| 活 で | | | | (2)様々な仕事や創作活動の充実 |
| き | | | 5-2. 様々な活動への参加促進や支援 | (1)文化・スポーツ活動の充実 |
| るまれ | | | | (2)様々な活動への参加促進 |
| ちへ | | | | (3)当事者・家族団体等の活動支援 |
| | | | 5-3。 活動の手段や環境の確保 | (1)外出・移動支援の充実 |
| | | | | (2)情報の受発信支援 |
| | | 基本目標6 生活の安心を支える 社会づくりの推進 【安心の基盤づくり】 6-2。 緊急時対応・災害対策等の強化 6-3。 経済的な支援 | | (1)健康づくり・リハビリの推進 |
| | | | | (2)受診しやすい医療体制の確保 |
| | | | | (1)緊急時支援の確保 |
| | | | | (2)災害対策・感染症対策の強化 |
| | | | (1)経済的な支援 | |

(2) 施策の展開

基本目標 1 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】

1-1. 共生のための環境づくり

(1) 障がい理解と心のバリアフリーの促進

●講演会や体験イベントの実施、「心のバリアフリーハンドブック」や「藤沢バリアフリーマップ」の活用、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及に努めるとともに、学校や職場、地域の中で障がいへの理解と心のバリアフリーが進むよう、あらゆる機会を捉えて障がい理解の普及・啓発を推進します。

(2) 合理的配慮の推進

- ●各種訪問調査時等における手話通訳者の派遣、視覚障がい者 IT 講習会の開催をはじめ、コミュニケーション手段の確保に関わる支援を充実します。
- ●公共施設や公園、街や道路の整備、交通バリアフリー、及び CATV における視覚広報の推進等について、計画段階から望ましい整備が進むよう、関係部署・関係機関との連携を図ります。
 - →関連計画等:藤沢市バリアフリー化基本方針 藤沢市道路の移動等円滑化整備ガイドライン
- ●市役所内での合理的配慮を更に推進するため、「職員サポートブック」の活用 や職員研修による対応力の向上に取り組みます。

【主な取組】

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|----|---------------------------------|---|-------------|
| 1 | 障がい理解の 普及・啓発の 推進 | 障がいの正しい理解を促進するための普及・啓発に取り組みます。また、障がいを理由とする差別の解消に向けた周知活動を継続して行います。 | 障がい者支 援課 |
| 2 | 心のバリアフ リー推進事業 | 「心のバリアフリーハンドブック」や「藤沢バリアフリーマップ」の作成、及び心のバリアフリー講習会等の実施を通じて、障がいに対する正しい認識と理解を深め、障がいのある人の社会参加を推進します。 | 障がい者支 援課 |
| 3 | 「ヘルプマー ク」「ヘルプ カード」の普 及 | 障がいのある人などが、周囲に支援や配慮が必要であることを示す「ヘルプマーク」の周知を進めるとともに、困り事が起こった際に、自身の障がいについて周囲に知らせるための「ヘルプカード」を導入し、普及に向けて取り組みます。 | 障がい者支 援課 |
| 4 | 職員サポート ブックの活用 | 障がいのある人への正しい対応の理解と合理的配慮の推進に 向けて、職員サポートブックを活用します。また、必要に応 じて職員サポートブックの内容を見直します。 | 障がい者支 援課 |
| 5 | 認定訪問調査 等に係る手話 通訳者の派遣 | 要介護認定時の訪問調査、及び規定の診断を受ける際に、手話通訳者の派遣を行います。 | 介護保険課 |

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------------------------------|--|-------------|
| 6 | 障がいのある 人への合理的 配慮について の検討 | 意思疎通支援、情報のバリアフリー化、視覚的にわかりやすい環境を作る「構造化」等、個々の障がいに合った合理的配慮について検討していきます。 | 庁内全課 |
| 7 | 職員研修の活 用による普 及・啓発 | 人権研修や接遇研修と整合を図りながら、障がいに対する理解や必要な配慮等について普及・啓発を行います。また、効果的な研修手法についての検討を進めます。 | 障がい者支 援課 |

1-2. 権利擁護の推進

(1) 差別解消と虐待防止の推進

- ●幼い頃から人権を守る意識を高めていくため、学校での人権教育を進めるとと もに、障がい福祉の分野から、「藤沢市人権施策推進指針」に基づく人権啓発 の推進、誰もが利用しやすい人権相談体制の充実を図ります。
- ●「障がい者差別解消支援地域協議会(以下、『差別解消協議会』という。)」 を開催し、障がいを理由とする差別解消に取り組みます。
- ●「障がい者虐待防止センター」において、障がい者虐待の防止、早期発見・早期対応に取り組みます。
- ●関係部署・機関と連携して、男女平等、子ども、高齢者、職場での差別など、 多岐にわたる、複合的な問題の解決に取り組みます。
 - ➡関連計画等:藤沢市人権施策推進指針

(2) 意思決定支援の推進

- ●日常生活・社会生活を送る上での選択、判断、決定等について、本人が主体的にできるよう、家族とも協力し、意思決定支援に関する支援者の資質向上に向けた取組を推進します。
- ●障がい福祉サービスの利用や金銭管理に係る判断を補う支援(日常生活自立支援)を継続して推進するとともに、成年後見制度利用に係る各種の取組を実施します。

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------------------------|--|-----------------------|
| 8 | CATV(ケー ブルテレビ) 視覚広報事業 | 聴覚障がいのある人にも視聴していただけるよう、ケーブルテレビで放映する市広報番組全編において、手話通訳者による同時通訳を引き続き行っていきます。 | 広報シティ プロモーシ ョン課 |
| 9 | 広報ふじさわ 発行事業 | 「点字版広報ふじさわ」と「声の広報」の作成、市のホームページ上で行っている「声の広報」のポッドキャスト配信を引き続き実施していきます。また、広報のSPコード版作成等、新たな情報提供の手法についても検討を行います。 | 広報シティ プロモーシ ョン課 |
| 10 | 点字、及び声 の議会報発行 業務 | 視覚障がいのある人や、活字が読みづらい方のために「点字版ふじさわ市議会だより」と「声のふじさわ市議会だより」を作成します。 | 議事課 |

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--------------------------------------|---|-------------------------------|
| 11 | ホームページ 運営管理事業 | 視覚障がいのある人でもホームページを利用できるよう、JIS 規格や国のガイドラインに基づき、アクセシビリティに配慮 したページ作成を引き続き行っていきます。 | 広報シティ プロモーシ ョン課 |
| 12 | 視覚障がい者 IT 講習会 | 視覚障がい用パソコンを図書館内に常設し、基本操作・イン ターネット等の利用方法について講習会を実施します。 | 総合市民図書館 |
| 13 | 学校教育にお ける人権教育 の推進 | 子どもの成長段階に応じ、学校教育全般を通じて各学校で学年に応じた指導を実施していきます。また、人権・環境・平和教育担当者会の実施により、教職員の意識啓発を行っていきます。 | 教育指導課 |
| 14 | 人権啓発の推 進 | 男女平等、子ども、高齢者、障がい者、外国につながりのある市民など、多岐にわたる人権課題の解決に向けて、藤沢市人権施策推進指針に基づき、一人ひとりの市民が尊重され、互いの違いを認め合い、あらゆる人が共に生きる社会をめざして、講演会・研修会等の啓発事業を実施します。 | 人権男女共 同平和国際 課 |
| 15 | 人権相談体制 の支援 | 誰もが利用しやすい人権相談体制の支援を図ります。(毎週金曜日の定例による人権相談に加え、人権週間等における特設の人権相談の実施等への支援) | 人権男女共 同平和国際 課 |
| 16 | 障がい者虐待 防止センター の運営 | 障がい者虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援等を実施することを目的に、障がい者虐待防止センターを運営します。 また、障がい者虐待の防止に関する啓発活動等を実施します。 | 障がい者支 援課 |
| 17 | 障がい者差別 解消支援地域 協議会の開催 | 障がい者差別解消支援地域協議会を開催し、障がいを理由とする差別を解消するために必要な情報を交換するとともに、相談事例を踏まえた取組を進めます。 | 障がい者支 援課・産業労 働課 |
| 18 | 児童虐待防止 の推進 | 児童虐待の予防を図るとともに、早期発見と発生後の迅速かつ適切な支援を行うことにより、虐待の悪化・再発を防止し、 子どもの人権を守ります。 | 子ども家庭課 |
| 19 | 高齢者虐待防 止対策の推進 | 高齢者に対する虐待防止、及び虐待を受けた高齢者の保護のための専門相談窓口を開設し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。また、必要に応じて障がい福祉分野と連携し、虐待に至る背景を踏まえた支援を行います。 | 高齢者支援課 |
| 20 | 成年後見制度 の啓発 | 市民を対象に、成年後見制度の周知を行うとともに、制度の 理解や利用の促進を図ります。 | 地域共生社 会推進室 |
| 21 | 専門職による 成年後見相談 | 弁護士・司法書士・税理士・社会福祉士・行政書士などの専門 職による成年後見制度に関する相談を行います。 | 地域共生社 会推進室 |
| 22 | 成年後見制度 市長申立て | 障がい等により、判断能力が不十分で、成年後見制度の利用が必要であるが申立てができる親族がいない人に対し、本人に代わって市長が申立てを行います。 | 地域共生社 会推進室・障 がい者支援 課 |
| 23 | 成年後見制度 利用支援事業 | 経済的な理由により、成年後見制度の利用が困難な人が適正 に制度を利用することができるよう、収入・資産等の一定条 件を満たした場合、市が助成を行います。 | 地域共生社 会推進室・障 がい者支援 課 |
| 24 | 日常生活自立 支援事業 | 福祉サービスの利用や金銭管理が困難な障がい者や高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きや日々の金銭管理に対する支援を行います。 | 地域共生社 会推進室 |
| 25 | 障がいのある 人への意思決 定支援の促進 に関する取組 | 意思決定支援ガイドラインの趣旨を踏まえ、障がい福祉サービス事業所等への普及・啓発を行い、障がいのある人が社会生活を送る上での判断や決定を支援する体制を推進します。また、総合支援協議会の機能を活用し、意思決定支援に関する支援者の資質向上に向けた取組を推進します。 | 障がい者支 援課 |

基本目標2 支援体制の強化【支援の基盤づくり】

2-1. 相談支援の強化

(1) 福祉情報・相談窓口の利便性の向上

- ●「藤沢市障がい者福祉の手引き」などの配布を継続し、インターネットの活用 や相談窓口等でのわかりやすく、丁寧な情報提供を実施します。
- ●保健・福祉分野の総合的な相談窓口として、福祉総合相談支援センター、北部 福祉総合相談室、地区福祉窓口を運営していきます。
- ●専門職の配置、専門機関等との連携により、様々な障がいに対応する専門的な相談に対応します。

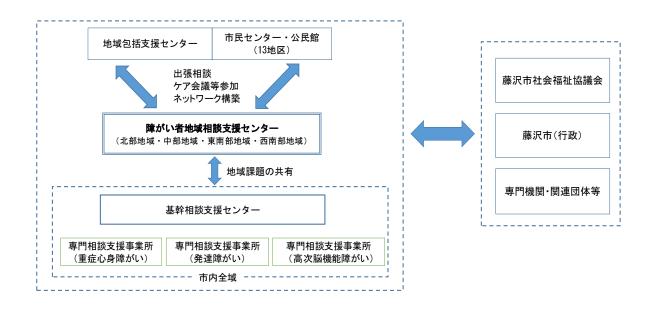
(2) 相談支援体制の拡充

- ●「地域における総合相談窓口の設置」「相談員の専任配置による人員体制の強化」「地域における制度を超えた連携の強化」を図り、相談支援体制を拡充します。
- ●社会福祉法等の改正に伴い、地域共生社会の実現をめざし、複合・複雑化した 支援ニーズに対応するため、制度を超えた相談支援体制の整備を検討します。
 - ➡ 関連計画等:藤沢市地域福祉計画

(3) 計画相談支援・障がい児相談支援の推進

●障がい福祉サービスを利用する多くの人が、計画相談支援事業所・障がい児相 談支援事業所の支援を受け、障がい福祉サービス等を有効に利用できるよう、 支援体制の整備を進めます。

図表 2-4-1 本市における障がい者相談支援体制のイメージ図



| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|----|----------------------------------|--|---------------|
| 26 | 福祉保健総合相談 | 福祉総合相談支援センター、及び北部福祉総合相談室、並びに地区福祉窓口において、福祉・保健に関する相談に対応するとともに、サービス利用等に関する情報提供を行います。 | 地域共生社 会推進室 |
| 27 | 精神保健福祉 相談 | 精神疾患、及び軽度認知障がいの早期発見・治療の必要性、家族等の対応方法等について、精神科嘱託医、及び職員による助言等を行います。 | 保健予防課 |
| 28 | 障がい者団体 への啓発活動 の推進 | 障がい者団体等が主催する研修会等に、障がい者支援課の職員を派遣し、新たな制度等の周知活動に取り組みます。 | 障がい者支 援課 |
| 29 | インターネッ トを利用した 福祉情報の提 供 | 障がい福祉制度のご案内や障がい福祉サービス事業所等の情報について、市のホームページから閲覧等ができる取組を進めます。 | 障がい者支 援課 |
| 30 | 相談支援体制 等の整備 | 障がいのある人や、その家族等が身近な場所で相談ができるよう、障がい者総合支援協議会を通じて、必要とされる相談支援体制、及び連携等について協議検討し、相談支援体制等の整備を進めます。 | 障がい者支 援課 |
| 31 | 相談支援ネッ トワークの強 化 | 基幹相談支援センターの機能を活かし、障がい福祉サービス 事業所のほか、障がいのある人を支援する関係機関等の連携 強化に努めます。 | 障がい者支 援課 |
| 32 | 計画相談支 援・障がい児 相談支援事業 の推進 | 相談支援専門員と連携し、障がいのある人の思いや希望を大切にした相談支援の実現のため、計画相談支援・障がい児相談支援事業の拡大、及び質の確保に取り組みます。 | 障がい者支 援課 |

2-2. 連携による支援体制の強化

(1) 分野横断的な協議体制の確保

●総合支援協議会等において、関係各機関で情報共有し、有効な支援体制を確保 していきます。

(2) 地域における支援体制の構築

- ●入所・入院先などから地域生活へと移行し、自分らしい生活を継続できるよう、 相談や一時的な宿泊、緊急対応等の支援体制の強化を検討します。
- ●緊急時における支援者との情報共有を円滑に行うため、「安全・安心プラン」 の普及を推進するとともに、災害時の情報源としての可能性を検討します。

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------|---------------------------------|--|---------------------------|
| 33 | 障がい者総合 支援協議会へ の当事者の参 画 | 障がい福祉に係る地域課題の検証や必要な支援のあり方、施 策の方向性等について協議・検討を行う場に障がいのある人 の参画を進め、当事者の意見を反映できる仕組みづくりを推 進します。 | 障がい者支 援課 |
| 34 | 障がい者総合 支援協議会の 効果的な運用 | 総合支援協議会や各専門部会を通じて、各機関の役割や課題 等について情報の共有を図り、関係機関の連携の構築につい て取り組みます。 | 障がい者支 援課 |
| 35 | 精神障がい者 地域生活支援 事業 | 精神障がいのある人の精神科医療機関からの退院(地域移行) の準備として、グループホームでの宿泊や居宅介護の利用体 験の機会を提供します。 また、安心して希望する地域で暮らし続けることができるよ う、関係機関が連携して支援するとともに、精神保健福祉に 関する普及啓発を行います。 | 保健予防課 |
| 36 | 在宅精神障が い者への相談 支援体制の充 実 | 「在宅障がい者緊急通報システム事業」(神奈川県障害者地域生活サポート事業)について、事業実施を検討する事業者に対し、必要に応じて情報提供を行い、事業実施に向けた支援を行います。また、受診や生活面に関する相談「精神保健福祉相談」(保健予防課)、福祉サービスに関する相談(障がい者支援課)を実施し、閉庁時の相談として24時間365日対応の「ふじさわ安心ダイヤル24」(地域保健課)や神奈川県「こころの電話相談」(平日午後9時まで)を周知します。 | 障がい者支 援課・保健 予防課 |
| 37 | 地域移行支 援・地域定着 支援の推進 | 障がい者支援施設等、及び精神科病院等に入所、入院している人の地域生活実現のため、関係機関との連携強化、及び制度理解を進め、地域移行支援・地域定着支援を推進します。 | 障がい者支 援課 |
| 38 | 緊急時におけ る支援体制の 整備 | 支援者の急な不在等の理由により、緊急的に支援が必要となった際の、コーディネート機能、及び一時的な居室の確保や訪問によって支援を行う体制を推進します。 | 障がい者支 援課 |
| <u>39</u> | 安全・安心プ ランの作成と 活用の推進 | 障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた支援体制 を構築する「地域生活支援拠点等の整備」のうち、在宅で生 活されている障がいのある人の緊急時に備えた支援の一環と して、緊急時における情報共有を円滑に行うため、「安全・ 安心プラン」の作成・活用を進めます。 | <u>障がい者支</u> <u>援課</u> |

2-3. 支援・サービス提供体制の確保

(1) サービス提供施設・事業所の充実

●障がい福祉サービスの質の向上に向けて、市内障がい福祉サービス事業所が抱える課題の解決に取り組むなど、サービスの充実をめざします。

(2) 支援人材の育成・確保

- ●支援を担う専門職、住民同士の支え合い活動を担う人材等の育成・確保に取り 組みます。
- ●人材不足を補うため、AI・ICT・IoTの活用(介護ロボット、リモートシステム、 生活環境づくり)の検討を進めます。

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------|--------------------------------------|--|---------------------------|
| 40 | 障がい者施設 整備支援事業 | 障がいのある人がそれぞれの地域の中で必要なサービスを利用でき、安心していきいきと暮らせるよう、社会福祉法人が行う福祉施設の整備に対して助成を行い、施設整備を支援します。 | 障がい者支 援課 |
| 41 | 太陽の家整備 事業 | 老朽化が進む「太陽の家」(心身障がい者福祉センター)について、藤沢市公共施設再整備プランに基づき事業の具体化を進める中で協議の場も含め検討を行います。 | 障がい者支 援課 |
| <u>42</u> | 障がい福祉サ ービス等の質 の向上に係る 取組の強化 | 基幹相談支援センターや総合支援協議会と連携して、障がい 福祉サービスの提供において、障がい福祉サービス事業所が 抱える課題解決に取り組むなどの支援を強化します。 | <u>障がい者支</u> <u>援課</u> |
| 43 | 福祉人材等の処遇改善等についての国・神奈川県への要望 | 福祉・介護人材の処遇の改善や計画的な育成について、必要 に応じて国や神奈川県に要望していきます。 | 障がい者支 援課 |
| 44 | 相談支援従事 者の育成 | 基幹相談支援センターと連携し、相談支援専門員をはじめと する相談支援従事者の育成を目的とした研修会等を実施しま す。 | 障がい者支 援課 |
| 45 | 福祉人材の確 保 | 障がいのある人を支援する人材を確保するために、介護保険分野等と連携し、多様な方法による取組を実施します。 実施に当たっては、総合支援協議会等の協議の場を活用します。 | 障がい者支 援課 |
| <u>46</u> | AI・ICT 等を 活用した支援 システム導入 の推進 | 民間企業等と連携して、AI・ICT・IoT等を活用した介護ロボット・自助機器等の導入、相談やモニタリング等へのリモートシステム導入等の検討を行います。 | <u>障がい者支援課・デジタル推進室</u> |

基本目標3 地域での生活を支える支援の充実【日常生活の支援】

3-1. 一人ひとりの必要に応じた支援の推進

(1) 様々な障がい等に応じた支援体制の充実

- ●福祉と保健医療や学校、及び職場等が連携することにより、多様な障がいへの 認識を深め、一人ひとりの状況に応じた支援体制の確保に取り組みます。
- ●広域の支援機関等と連携し、障がい特性に応じた継続的な支援に取り組みます。

(2) 重度障がい・医療的ケアへの対応の充実

●市内の障がい福祉サービス事業所や医療機関、及び広域の支援機関と連携し、 重度障がい児者や医療的ケアを必要とする方_{*2}が、自分らしい生活を実現して いくことができるよう、様々な活動に参加できるような支援体制をめざします。

(3) 本人・家族の高齢化への対応

- ●障がいのある人と高齢者が共に活動できる共生型サービスの充実を図ります。
- ●多様な地域課題を解決するため、地域包括支援センター等との連携による支援 体制の充実を図ります。

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------------------------------|---|-------------|
| 47 | 発達障がい等 普及・啓発事 業の実施 | 発達障がい等について保護者や支援者の理解を深め、子どもに対する適切な支援を実現するため、各種啓発事業を開催します。また、市民や支援者、及び保護者に発達障がいへの理解が深まるよう啓発のリーフレットを配付します。 | 子ども家庭課 |
| 48 | 発達障がいの ある人への支 援体制の充実 | 発達障がいのある人への相談支援、会議体の設置、及び日中活動支援を実施するとともに、神奈川県発達障害支援センター等と連携を図りながら、必要とされる支援を実施します。また、重度の知的障がいや強度行動障がいを伴う発達障がいのある人への支援体制を整備します。 | 障がい者支 援課 |
| 49 | 高次脳機能障 がいのある人 への支援体制 の充実 | 高次脳機能障がいのある人への相談支援、及び日中活動支援 を実施するとともに、神奈川県総合リハビリテーションセン ター等と連携を図りながら、必要とされる支援の充実に努め ます。 | 障がい者支 援課 |
| 50 | 難病講演会 | 難病のある人、家族、及び関心のある人を対象に難病に関する正しい知識と理解を深めるための講演会を開催します。 | 保健予防課 |
| 51 | 難病のある人 等の療養生活 の相談(訪 問) | 難病のある人やその家族からの医療・福祉制度や療養生活に 関する相談への対応や各種関係機関との連絡調整等の取組に ついて、より一層の充実を図ります。 | 保健予防課 |

^{*2 「}重度障がい児者」には、障がいの等級・度数等が高い方、重症心身障がい児者(重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態にある方)、重度・重複障がい児者(視覚、聴覚、知的障がい、肢体不自由、病弱のいずれか2つ以上を併せ有し、日常生活において常時介護を必要とする方)を含みます。「医療的ケアを必要とする方」とは、病院以外の場所で、たんの吸引や経管栄養など、生きていくのに必要な医療的援助を必要とする方のことをさします。

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------|--|--|-------------------------------|
| 52 | 藤沢市難病対 策地域協議会 の運営 | 地域における難病のある人への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。 | 保健予防課 |
| 53 | 精神保健福祉 公開講座 | 精神保健福祉に関する正しい知識の普及・啓発を目的として、 精神保健福祉公開講座を開催します。 | 保健予防課・ 障がい者支 援課 |
| 54 | 湘南東部あん しんネット (障がい福祉 サービス等地 域拠点事業所 配置事業) | 在宅の重度障がいのある人や高次脳機能障がいのある人等に対し、障がい特性により支援が必要な場合等において、短期入所拠点事業所配置事業を実施します。 | 障がい者支 援課 |
| 55 | 常勤支援員配 置促進事業 | グループホームに入居している重度障がいのある人が必要な 支援を受けられるよう、基準以上の常勤職員を配置している 事業者へ助成を行います。(神奈川県障害者グループホーム 運営事業) | 障がい者支 援課 |
| 56 | 重度重複障が い者個別支援 事業 | 重度重複障がいのある人が通所施設において、個々の障がいに適した支援を受けられるよう、重度重複障がいのある人の受け入れをしている事業者へ助成を行います。(神奈川県障害者地域生活サポート事業) | 障がい者支 援課 |
| 57 | 医療的ケア訪 問支援事業 | 施設から地域へ移行した障がいのある人に対し、障がい福祉 施設等から看護師が訪問して医療的ケアを行う際の費用を助 成します。(神奈川県障害者地域生活サポート事業) | 障がい者支 援課 |
| 58 | 医療的ケア支援事業 | 重度重複障がいのある人が通所施設において、個々の障がい に適した医療的ケアを受けられるよう、医療的ケアの必要な 重度重複障がいのある人の受け入れをしている事業者へ助成 を行います。(神奈川県障害者地域生活サポート事業) | 障がい者支 援課 |
| 59 | 介護保険制度 対象者の障が い特性に応じ た障がい福祉 サービス | 介護保険制度の対象者となる場合であっても、障がいにより 日常生活に困難をきたす場合には、障がい特性に応じたサー ビスの利用ができるよう関係機関等との調整を行い、障がい 福祉サービスの支給決定をしていきます。 | 障がい者支 援課 |
| 60 | 共生型サービ ス | 障がいのある人と高齢者が同一の事業所でサービスを受けられるよう、障がい福祉サービスと介護保険サービスの一体的な提供を目的とした共生型サービスの充実に努めます。 | 障がい者支 援課・介護保 険課 |
| 61 | 介護保険事業 | 日常生活の自立度や介護が必要な状態に応じた、適切な介護 保険サービスが提供されるよう、必要に応じて障がい福祉制 度と調整を図ります。 | 介護保険課 |
| 62 | いきいきサポ ートセンター の設置・運営 | 主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等を配置し、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、様々な方面から高齢者等を支援します。 | 高齢者支援 課 |
| 63 | 地域課題の把 握、解決に向 けた取組 | 市内 13 地区で、地域ケア会議における介護予防ケアマネジメント支援等のケース検討や、協議体における地域ニーズの把握などを通じ、表出された地域課題の把握、解決に向けた取組を推進します。 | 高齢者支援 課・地域共生 社会推進室 |
| <u>64</u> | <u>障がいのある</u> 人の地域活動 支援 | 障がいのある人が、地域における様々な活動の担い手として 活躍できるよう、地域活動を行っている団体等と、障がい福 祉サービス事業所等との連携・情報共有を支援します。 | <u>地域共生社会推進室・障</u> がい者支援 課 |

3-2. 障がい福祉サービス等の充実

(1) 障がい福祉サービスの充実

- ●障がい福祉サービスの確保を進め、一人ひとりの状況に応じた給付につなげます。
- ●多様なニーズに対応できるよう、地域生活支援事業の充実を図ります。

(2) その他の福祉サービスや支え合い活動の充実

- ●高齢者福祉と連携し、日常生活の支援に係る福祉サービスの確保に努めます。
 - →関連計画:藤沢市地域福祉計画
- ●社会福祉協議会、民生委員・児童委員と連携し、地域での障がい理解を促し、 支え合い活動を推進します。
 - → 関連計画:藤沢市地域福祉計画

(3) 家族の支援

- ●短期入所・日中一時支援・移動支援等の利用による家族のレスパイト支援など、 介護家族の負担軽減を図ります。
- ●障がいのある方の家族が、病気や障がいへの認識、障がい福祉サービス等への 理解を深められるよう、相談支援・家族教室・家族相談等を実施します。

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|----|------------------------------------|---|-------------|
| 65 | 難病のある人 に対する障が い福祉サービ ス | 総合支援法の対象となっている難病のある人に対し、必要に 応じて制度のご案内、及び支給決定を行います。 | 障がい者支 援課 |
| 66 | 難病のある人 に対する日常 生活用具の給 付 | 難病のある人が日常生活を送る上で必要な生活用具等の給付を行います。 | 障がい者支 援課 |
| 67 | 重度障がいの ある人の障が い福祉サービ スの充実 | 在宅で生活する重度障がいのある人を支援するため、短期入 所、生活介護等の障がい福祉サービスの充実に努めます。 | 障がい者支 援課 |
| 68 | 地域生活支援 事業 | 障がいのある人の生活を支える地域生活支援事業について、 地域の実情とニーズに応じたサービスの提供ができるよう支 援体制の整備を推進します。 | 障がい者支 援課 |
| 69 | 神奈川県の地 域生活支援事 業の有効活用 | 障がいのある人の生活を支援する専門性の高い事業については、県が実施する地域生活支援事業を有効に活用していきます。 | 障がい者支 援課 |
| 70 | 日常生活用具 の給付 | 障がいのある人が日常生活を送る上で必要な生活用具等の給 付を行います。 | 障がい者支 援課 |

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--|--|-------------------|
| 71 | ごみの一声ふれあい収集 | ごみ(大型ごみ・特別大型ごみを除く)・資源を集積場所まで持ち出すことが困難で、ボランティア等の協力が得られないひとり暮らしの高齢者・障がい者世帯等を対象に、市職員が玄関先から一声、声をかけて収集します。 | 環境事業センター(南部収集事務所) |
| 72 | 民生委員・児 童委員の活動 の支援 | 地域福祉の推進役として市民に必要な援助を行い、行政との 橋渡し役を務める民生委員・児童委員の活動推進のため、必 要な支援を行います。 | 福祉総務課 |
| 73 | 家族のレスパイトの機会の 確保(短期入所・日中一時 支援・移動支援等の充実) | 障がいのある人の介護を行う家族等が、必要に応じて休息を取ることができる環境の整備等をめざし、短期入所や日中ー時支援の利用促進を図ります。また、通所・通学等に係る、家族等の送迎負担の軽減を図るため、移動支援等のサービスの利用を推進します。 | 障がい者支 援課 |
| 74 | 心身障がい者 介護手当支給 事業 | 重度の障がいのある人を介護している家族等に対して、介護 手当を支給し、介護者の精神的・経済的な軽減を図ります。 | 障がい者支 援課 |
| 75 | 家族教室・家 族相談の実施 | 精神障がい者の家族等を対象に、精神疾患や病気に起因する 生活障がいに関する正しい知識、当事者への接し方、利用可能な障がい福祉サービス等に関する理解を深めるため、家族 教室等を実施します。 | 保健予防課 |

3-3. 暮らしの場の確保支援

(1) 住まいの確保支援

- ●共同生活援助の整備、及び入居費用を支援します。
- ●地域生活に移行する際の住居確保に係る支援を行います。
- ●市営住宅のバリアフリー対応や障がい者優遇制度の運用、住宅確保要配慮者支援などについて、関連部署との連携を図ります。
 - ➡関連計画等:藤沢市住宅マスタープラン

(2) 入所施設等の整備

●重度障がいがあり、医療的ケアが必要な人が、安心して生活できるよう入所施 設等の整備に向けた検討を引き続き進めます。

(3) 住宅改良の支援

●既存の住宅のバリアフリー化に係る支援を実施します。

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------------------------|--|-----------------------------|
| 76 | 住宅入居等支援事業(居住 サポート事 業) | 障がいのある人が地域で生活することを支援するために、一般住宅への入居支援や関係機関との連絡調整等を行う相談支援事業を実施します。 | 障がい者支 援課 |
| 77 | グループホー ム家賃助成 | グループホームの入居者に対し、経済的な負担の軽減を図るために家賃の一部を助成します。 | 障がい者支 援課 |
| 78 | グループホー ム設置助成 | グループホームの設置を推進するため、新規開設に必要な費用の一部を助成します。 | 障がい者支 援課 |
| 79 | 市営住宅整備事業 | 民間活力を活用し、市営住宅として新たに借上住宅を建設する場合には引き続きバリアフリー対応としていきます。また、市営住宅の障がい者優遇制度を今後も継続していきます。 | 住宅政策課 |
| 80 | 住宅確保要配 慮者に対する 支援の充実 | 福祉関係団体、不動産関係団体、及び行政等で構成される 「藤沢市居住支援協議会」において、障がいのある人をはじめとした、住宅確保要配慮者の住まいの確保に向けた支援の 充実を図ります。 | 住宅政策 課・地域共 生社会推進 室 |
| 81 | 重症心身障が い児者の入所 施設等の整備 | 重症心身障がい児者が、安心して生活できるよう入所施設等 の整備について、関係機関と情報共有、及び検討を進めま す。 | 障がい者支 援課 |
| 82 | 障がい者等生 活改善相談事 業 | 理学療法士が、障がいのある人とその家族からの自助具・福祉用具等の使い方や家屋等の改修等に関する相談に対応します。 | 障がい者支 援課 |
| 83 | 住宅設備改良 費の助成 | 既存住宅設備の改良に要する費用の一部を、課税の状況に応じて助成します。 | 障がい者支 援課 |

基本目標 4 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】

4-1. 障がいの早期発見と乳幼児期における発育・発達支援の充実

(1) 障がいの早期発見・早期対応の推進

- ●乳幼児健診・健診フォローに係る支援、未熟児・慢性疾患児等保健指導などにより障がいの早期発見に取り組みます。子育て世代包括支援センター(母子保健事業)と、児童発達支援センター、子育て支援センター、保育園、幼稚園、医療機関等の連携により、障がいへの早期対応を進めます。
- ●難聴児支援、重度重複障がい、医療的ケアの必要など、専門的な対応が必要な場合は、医療機関や広域の専門機関との連携により、有効な支援につなぎます。

(2) 保育・療育の充実

- ●児童発達支援センター、児童発達支援事業所、保育園、幼稚園、発達支援に係る専門機関と連携して、障がいや発達に心配のある未就園児の支援体制の充実を図ります。
- ●保育園・幼稚園における特別支援保育の実施、保育所等訪問支援、幼稚園・保育園等職員における発達支援コーディネーター育成支援などに取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず、幼児期から互いの個性を認め、共に過ごす関係づくりを進めます。

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--|---|--------|
| 84 | 乳幼児健診・ 健診フォロー (経過検診療養 生活相談、心 理相談経過観 察、親子教室) | 乳幼児健診等により、保護者が子どもの発育や発達上の課題に気づき、当該課題に対する理解を深め、孤立することなく育児ができるよう支援を行います。 | 健康づくり課 |
| 85 | 未熟児・慢性 疾患児保健指 導事業 | 未熟児や疾病・障がいのある子どもやその子どもの保護者が 安心して生活できるよう、家庭訪問による保健指導や療養生 活相談、保護者間の情報交換ができる場の提供を行います。 | 健康づくり課 |
| 86 | 子ども発達相 談 | 発達に心配のある子どもに関する相談を受け、必要に応じて評価、経過観察、及び個別指導等を行います。また、未就学児に関しては、幼稚園・保育園等と連携した支援を行っていきます。 | 子ども家庭課 |
| 87 | 特別支援保育 の充実(幼稚 園等) | 幼稚園等に在園する障がい児等が、集団の中で手厚い保育が 受けられる特別支援保育を実施していきます。 | 子ども家庭課 |
| 88 | 特別支援保育 の充実(保育 園等) | 障がい児や個別に支援が必要な児童が、認可保育施設において保育を受けられるよう、特別支援保育、及び個別支援保育を実施していきます。 | 保育課 |
| 89 | 幼稚園・保育 園等職員への 育成支援 | 専門の相談員が保育園や幼稚園等に巡回相談や研修会を実施 し、発達障がい児へ適切に対応できるよう、職員に対する支 援を行います。 | 子ども家庭課 |

4-2. 学齢期における教育等支援体制の充実

(1) 学校教育の充実

- ●特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の運営、教育相談コーディネーターの設置など、一人ひとりに応じた学習支援体制を充実するとともに、介助員・学校看護師の派遣をはじめ、医療的ケアが必要な子どもへの対応も含め、学校生活の支援体制を確保していきます。
- ●学校教育、学校生活を通じて、障がいの有無にかかわらず、互いの個性を認め、共に過ごす関係づくりを進めます。

(2) 様々な学びや体験機会の充実

- ●障がいのある子どもが、放課後や学校長期休業中も心豊かに過ごせるよう、放 課後児童クラブや放課後等デイサービスなどの居場所の充実に努めます。
 - →関連計画:藤沢市子どもの居場所づくり推進計画

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------------------------------|---|-------|
| 90 | 特別支援教育 の充実 | 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに 応じた教育の場を整え、その持てる力を伸ばし、学習上また は生活上の困難を緩和・克服するための教育支援を行うこと により多様な教育活動を推進します。その一環として、通級 指導教室・特別支援学級・白浜養護学校の運営、及び介助 員、及び学校看護師の派遣事業を行っていきます。 | 教育指導課 |
| 91 | 放課後児童健 全育成事業(放 課後児童クラ ブ) | 放課後、保護者が就労等の理由により不在となる児童の健全 育成と、保護者の就労支援・子育て支援を目的として、障が いのある児童も含め、入所資格要件を満たしている児童につ いて居場所・生活の場を提供します。介助を必要とする児童 の受け入れについては、介助員の配置等体制面の検討を行う とともに、放課後児童クラブの整備計画に基づき、既存施設 の拡充や新設などの際には、施設のバリアフリー化等、ハー ド面の整備についても進めていきます。 | 青少年課 |

4-3. 切れ目のない障がい児支援の充実

(1) 成長に応じた発達支援の充実

●発達に心配のある子どもたちの成長に応じた支援、就学や進学等の移行期への 対応が円滑に行われるよう、保護者、保育園、幼稚園、学校等と連携して切れ 目のない支援を実施していきます。

(2) 障がい児支援サービスの充実

●身体障がい、知的障がい、発達障がい等の支援が必要な子どもがそれぞれの障がい特性や生活状況にあった支援を受けられるよう、サービス利用の計画づくりを支援するとともに、医療的ケアが必要な子ども、重症心身障がいの子どもにも対応した支援体制の強化を含め、必要なサービスの拡充を進めます。また、障がい児福祉サービスの質の向上に努めます。

(3) 子育ての支援

- ●経済的支援や一時預かり、送迎支援などを通じて、障がいのある子どもを育てる保護者の負担を軽減し、他の家族の養育や自らの就業継続などが、可能となるよう支援します。
- ●障がいへの早期対応・軽減に係る継続的な受診を支援します。
- ●子どもの障がいを理解し、日々の生活の中で、本人の成長に応じた子育てを行っていくことができるよう支えていきます。
 - ➡関連計画:藤沢市子ども・子育て支援事業計画

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--------------------------|---|------------------------|
| 92 | 子どもサポート ファイルの活用 | 「子どもサポートファイル」の活用を推進し、障がいのある子どもや特別な支援を必要としている子どもがライフステージに応じた支援を受けられるよう、関係機関と保護者の円滑な情報共有を支援します。 | 子ども家庭課 |
| 93 | 成長に応じた発 達支援の充実 | 発達に特別な支援が必要な未就学児、及び就学児に対し、 成長に応じた課題について関係機関で連携し、移行期の支 援の充実を図ります。 | 子ども家庭課 |
| 94 | 就学相談 | 就学にあたり心配のある子どもの保護者を対象に、特別支援学級や特別支援学校、通級指導教室等の情報提供や入学後の支援について相談対応を行います。 | 教育指導課 |
| 95 | 幼稚園・保育園 と小学校の連携 強化 | 園児が就学するにあたり、保育園や幼稚園から在園時の子 どもの様子や関わりの経過等についての情報を提供し、就 学先での生活や学びへの支援が効果的に行われるような体 制の整備を進めていきます。 | 保育課 |
| 96 | 障がい児支援サ ービスの充実 | 専門的な療育支援の必要な未就学児、及び就学児が、必要 な支援を受けられるよう、制度や事業者等の情報提供、及 び必要とされる障がい児支援サービスの充実を図ります。 | 子ども家庭 課・障がい 者支援課 |

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|------------|---------------------------------|---|------------------------|
| 97 | 小児在宅療養 支援の充実に 向けた協議 | 在宅療養における支援の充実、及び支援者ネットワークの体 制整備と強化を図るため、各協議の場で検討していきます。 | 健康づくり課 |
| 98 | 医療的ケアに 対応した障が い児支援の充 実 | 医療的ケアが必要な未就学児、及び就学児に対し、必要に応 じた支援を受けられるよう関係機関が協議し、支援体制の整 備に努めます。 | 子ども家庭 課・障がい 者支援課 |
| 99 | 看護師の配置 に対する支援 | 短期入所や放課後等デイサービスの事業所が看護師を配置し た場合に助成を行い、医療的ケアが必要な人も福祉サービス が利用できるよう支援の充実を図ります。 | 障がい者支 援課・子ど も家庭課 |
| 100 | 特別児童扶養 手当の支給申 請受付 | 精神又は身体に中程度以上の障がいのある 20 歳未満の児童を監護している方に、特別児童扶養手当の支給に関する手続きの経由事務を行います。 | 子育て給付 課 |
| 101 | 未熟児養育事 業 (養育医療 の給付) | 身体の発育が未熟なまま出生した乳児が正常児と同等の諸機 能を得るために必要な入院に係る医療の給付を行います。 | 子育て給付課 |
| 102 | 育成医療 | 給付対象となる疾患に罹患している 18 歳未満の児童に早期 治療を行い、障がいの除去ないし軽減を図るために必要な医 療の給付を行います。 | 子育て給付課 |
| <u>103</u> | 家族支援事業 の実施 | 発達障がいやその傾向がある子どもの保護者に対してペアレントプログラムやピアグループを実施し、子どもの個性や特徴への理解を深め、親同士のつながりを支援します。 | 子ども家庭 課 |

基本目標 5 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】

5-1. 就労等への参加・活躍支援の推進

(1) 就労支援体制の充実

- ●障がい者雇用を進めるとともに、職場実習の場の提供、市役所内での物品販売 等働く機会の確保、障がい者優先調達の推進などの取組を積極的に進めます。
- ●就労関係機関、学校、及び企業等と連携し、一般就労の促進と就労定着の支援 体制を強化します。
- ●市内障がい福祉サービス事業所と学校が連携した進路の検討、障がい者雇用に 向けた取組の充実を図ります。

(2) 様々な仕事や創作活動の充実

●通所施設における生産・創作活動の充実など、障がいのある人が仕事を通じて参加・活躍できる機会の拡充を進めていきます。

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|-----------------------------------|--|-------------|
| 104 | 職場実習の場の提供 | 特別支援学校高等部の生徒等を対象に、職場体験を通じて、 働くことへのイメージを持ってもらうこと、及び職業準備性 を高めることを目的に、市役所で職場実習を受け入れます。 | 産業労働課 |
| 105 | 進路業務連絡会 | 卒業後の進路先の調整等を目的として、障がい者支援課、教育機関、障がい福祉サービス事業所が連携し、生徒の施設利用意向や事業所の受け入れ状況等について情報交換や課題の協議・検討を行います。 | 障がい者支 援課 |
| 106 | 障がい者合同 面接会 | 障がいのある人の雇用を希望する事業主と就職を希望する障がいのある人との出会いの場として、藤沢・戸塚両公共職業安定所との共催により、「障がい者合同面接会」を実施します。 | 産業労働課 |
| 107 | 事業所訪問• 見学会 | 障がいのある人の雇用促進を目的に、法定雇用率未達成企業を訪問し、現状の把握と制度周知を図ります。JOB チャレふじさわへの見学会を開催し、具体的な雇用への理解を深めます。 | 産業労働課 |
| 108 | 啓発事業の実 施 | 障がい者の雇用促進を図るため、市内事業所や市民に向けた 講演会の開催等、啓発事業を実施します。 | 産業労働課 |
| 109 | 庁内障がい者 雇用の推進 | 障がいのある人が職業を通じ、誇りをもって自立した生活を 送ることができるよう、関係機関と連携し、庁内障がい者雇 用を推進します。 | 職員課 |
| 110 | 障がい者就労 施設等からの 物品等の調達 の推進 | 障がい者就労施設等が供給する物品等の需要拡大を図り、就 労する障がい者の経済的な自立の促進に寄与することを目的 に、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進します。 | 庁内全課 |

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|--|---|
| 111 | <u>農福連携マッ</u> <u>チング等支援</u> <u>事業</u> | 障がい者の日中活動の場の充実や農業分野での就労機会の確保、及び工賃向上を図るとともに、農業の担い手を確保するため、NPO、JA、市町村等と連携し、障がい福祉サービス事業所等と農業法人等をマッチングさせる「農福連携かながわモデル」を県内3地域(藤沢市、平塚市、秦野市)で構築します。 | 農業水産課・ 障がい者支 援課・地域共 生社会推進 室 |
| 112 | 農福連携促進 事業 | 農業の新たな担い手を確保するとともに高齢者・障がい者・ 生活困窮者・困難を抱える若者等の就労機会を確保し社会参 加を促進することを目的として、福祉施設等と連携する農業 者を支援する。 | 農業水産課・ 障がい者支 援課 |
| 113 | 就労援助セン ターへの運営 費助成 | 障がいのある人の就労の場の確保、職場定着の支援を行う就 労援助センターの運営を支援します。 | 障がい者支 援課 |
| 114 | 就労等基盤整 備推進事業 | 職場実習、及び職場定着への支援を行うことにより、就労の 促進を図ります。(神奈川県障害者地域生活サポート事業) | 障がい者支 援課 |
| 115 | 就労支援ネットワークによる取組 | 就労希望者に対して、その人の状況に応じた支援ができるよう、関係機関と就労支援に関する情報交換や必要な検討を行います。 | 産業労働課 |
| 116 | 障がいのある 人の働く機会 の提供 | 市役所のロビー等の公共施設を活用して、障がいのある人の就労に向けた活動の場を提供できるよう支援を行います。 | 障がい者支 援課・産業労 働課 |
| 117 | 通所体験事業 | 障がいのある人が自分に適した日中活動の場を見つけるためにサービスの体験利用を行う際に、体験利用を受け入れる事業者に対して、支援に要する費用の助成を行います。(神奈川県障害者地域生活サポート事業) | 障がい者支 援課 |
| 118 | 地域活動支援 センター助成 事業 | 地域活動支援センターに対し、運営費等の助成を行い、障がいのある人の生産活動機会の提供と社会参加を促進します。 | 障がい者支 援課 |

5-2. 様々な活動への参加促進や支援

(1) 文化・スポーツ活動の充実

- ●障がい者スポーツの場の確保、団体組織の継続支援、各種スポーツ大会の開催 や参加支援、スポーツ指導者やボランティアの確保、スポーツ活動を通じた健 康維持・増進などを総合的に推進します。
- ●誰もがスポーツを楽しめるインクルーシブスポーツの推進に取り組みます。
- ●文化芸術にふれる様々な機会づくり、障がいの有無にかかわらず参加する文化 芸術活動の推進に努めます。

(2) 様々な活動への参加促進

- ●市民・各種活動団体等と連携し、生涯学習事業等への参画を促進します。
- ●参加に必要な情報提供、点字録音図書の製作・貸出など、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めます。

(3) 当事者・家族団体等の活動支援

●障がい当事者・家族団体等の紹介をするとともに、団体活動の支援などを継続 します。

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---------------------------------|--|-------------------------|
| 119 | 障がい者スポーツ団体の継続支援に向けた調整・支援 | 障がいのある人のスポーツ環境を充実するため、本市の実情に合わせたあり方を研究するとともに、継続支援に向けた調整・支援を進めます。 | スポーツ推 進課・障が い者支援課 |
| 120 | 湘南地区障害 者卓球大会の 実施 | 障がいのある人同士の親睦を深め、友好の輪を広げることを 目的に、湘南地域連合、湘南地域労働者福祉協議会、茅ヶ崎 市、寒川町との共催で卓球大会を実施します。 | 産業労働課 |
| 121 | 障がいのある 人のスポーツ 活動の場の確 保 | 障がいのある人とその関係団体がスポーツ活動を通じて健康の維持・増進や交流を図るための施設として、太陽の家体育館や、スポーツ施設の環境を整備し、障がいのある人のスポーツ活動の場の確保に努めます。 | 障がい者支 援課・スポ ーツ推進課 |
| 122 | 文化芸術活動 の充実 | 子どもや高齢者、障がいのある人等、誰もが身近に文化芸術 に触れる機会の提供を図ります。 | 文化芸術課 |
| 123 | 障がい者スポ ーツボランテ ィアの養成 | 障がい者スポーツの特性をよく理解した指導者やボランティア、及び多様な障がい者のスポーツ活動を支えるボランティアの養成を行います。 | スポーツ推進課 |
| 124 | インクルーシ ブスポーツの 推進 | 障がい者スポーツの特性をよく理解した指導者やボランティアを養成し、健常者、障がい者が、共にスポーツを楽しめるような事業を展開します。 | スポーツ推進課 |
| 125 | 図書の宅配サービス | 1人で図書館・図書室に行くことができない障がいのある人 や高齢の人を対象に、ボランティアによる図書館資料の配達・回収サービスを行います。 | 総合市民図 書館 |

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|-----------------------------|---|---------------------|
| 126 | 学習する権利を 保障する支援の 整備 | 生涯学習事業において、様々な支援(手話通訳・保育等) を行うとともに、学習拠点へ行くことが難しい市民に対し ても学習の機会を提供する等、学習環境の整備を推進しま す。 | 生涯学習総 務課・公民 館 |
| 127 | 生涯学習事業等 への障がい者の 参画 | 障がいのある人を対象とした文化・スポーツ等の事業を実施するとともに、障がい者のニーズに応じた企画ができるよう、事業参加者等から、意見・要望等の集約を行います。 | 生涯学習総 務課・公民 館 |
| 128 | 点字·録音図書 製作·貸出 | 視覚障がいのある人や、その他の視覚による情報の認識に 障がいのある人からの要望に応じ、点字・録音図書等の製 作・貸出サービスを行います。 | 総合市民図書館 |
| 129 | ボランティアの 育成と活動支援 | 藤沢市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成と活動支援に努めます。 | 福祉総務課 |
| 130 | 難病のある人・ 家族会の支援 | 地域において自主的に活動を行っている難病のある人や家 族等による団体を支援する取組について、より一層の充実 を図ります。 | 保健予防課 |
| 131 | 障がいのある人 や家族等の活動 拠点の充実 | 障がいのある人やその家族、障がい者団体等がお互いに情報を共有し、ピアサポート等の支え合い活動等を行うことのできる場について、より地域の実情にあった活動拠点となるよう、障がい者団体等と協議を行います。 | 障がい者支 援課 |
| 132 | 障がい者団体等 の紹介 | 障がい者福祉の手引きや身体障がい者手帳説明会等をとおして、本市にある障がい者団体の主な事業等を紹介します。 | 障がい者支 援課 |
| 133 | 愛の輪福祉基金 による活動団体 助成 | 福祉施設や地域福祉活動への支援等を目的として、地域で活動している団体等へ補助を行います。 | 福祉総務課 |

5-3. 活動の手段や環境の確保

(1) 外出・移動支援の充実

●社会参加の基盤として、各種交通費助成を実施するとともに、同行援護・行動 援護・移動支援など障がい福祉サービスの充実を図ります。

(2) 情報の受発信支援

- ●要約筆記体験会、手話奉仕員の育成、点訳・音訳等ボランティア講習会など、 人材の育成・確保に取り組みます。
- ●手話通訳者・要約筆記者の派遣や市役所での手話通訳者設置等を実施します。

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|-------------------------|---|-------------|
| 134 | 障がい者等福 祉タクシー助 成事業 | 障がいのある人の地域生活の充実を図るために、福祉タクシー券を交付し、障がいのある人の行動範囲の拡大や社会参加を促進します。 | 障がい者支 援課 |
| 135 | 施設送迎促進事業 | 重度の障がいのある人が安心して在宅で暮らせるよう、障がい福祉サービス事業所の車両による通所送迎に係る費用を助成します。 | 障がい者支 援課 |
| 136 | 福祉有償運送 事業 | 介護を必要とする高齢者や障がいのある人など、単独で公共 交通機関を利用することが困難な方の移動手段の確保を図る ため、NPO 法人等が行う自家用有償旅客運送の支援を行い ます。 | 高齢者支援課 |
| 137 | 手話奉仕員の 養成 | 市民に手話を広めるとともに、聴覚障がいのある人の意思疎 通支援を行える人材の養成に努めます。 | 障がい者支 援課 |
| 138 | 点訳・音訳等 ボランティア 講習会 | 点訳・音訳等のボランティアの育成指導を行うとともに、パ ソコンサポートボランティア等養成講習会の開催を検討して いきます。 | 総合市民図書館 |
| 139 | 要約筆記体験 会の実施 | 要約筆記体験会を実施し、要約筆記(手書き・パソコン)の 手法を広めます。また、体験会参加者に対し、神奈川県で実 施している要約筆記講習会の案内を行います。 | 障がい者支 援課 |
| 140 | 手話通訳者・ 要約筆記者の 派遣 | 聴覚障がいのある人の日常生活において、意思疎通支援の必要性の高い場面に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 | 障がい者支 援課 |
| 141 | 手話通訳者の 設置 | 聴覚障がいのある人の意思疎通支援を行うために、障がい者 支援課窓口に手話通訳者を設置します。 | 障がい者支 援課 |

基本目標 6 生活の安心を支える社会づくりの推進【安心の基盤づくり】

6-1. 保健医療体制の確保

(1) 健康づくり・リハビリの推進

●障がいのある人が利用しやすい健康診断・検診・健康相談・指導・教室等の体制を確保し、各機会の利用を促進します。

(2) 受診しやすい医療体制の確保

●各種医療費の助成を通じて、障がいの軽減、及び医療費負担の軽減への支援を 行うとともに、入院時において意思疎通が困難な重度障がいのある人と医療従 事者とのコミュニケーションを支援します。

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|-----------------------------------|---|-------------|
| 142 | 難病リハビリ 教室 | 神経難病のある人・家族を対象に、残存機能を維持し、少しでも生活しやすくするため、自宅でできるリハビリテーションの教室を開催します。 | 保健予防課 |
| 143 | 障がい者施設 訪問健診・ロ 腔管理衛生指 導事業 | 障がい者の歯科治療・口腔内の疾病予防を促進するため、障がい者施設を訪問して健診、及び口腔衛生指導を行います。 | 障がい者支 援課 |
| 144 | こくほ(特 定)健診等の 負担金の免除 | 障がい者手帳所持者のうち、年齢等の要件に該当する人について、特定健診等にかかる費用を免除します。 | 健康づくり課 |
| 145 | がん検診等の 一部負担金の 免除 | 身体障がい者手帳等所持者のうち、一定の等級に該当する人 について、がん検診等にかかる費用を免除し、受診を促進し ます。 | 健康づくり課 |
| 146 | 障がい者等医 療費助成事業 | 身体障がい者手帳 1~3 級の人、精神障がい者保健福祉手帳 1、2 級の人、知能指数 50 以下の人(65 歳以上の場合は 身体障がい者手帳 4 級の一部、及びねたきりの人を含む) に対し、入院や通院時における医療費の自己負担分を助成します。 | 障がい者支 援課 |
| 147 | 更生医療 | 指定医療機関において障がいを軽減したり、機能を回復した りするための手術等の医療費を助成します。また、制度の周 知を進めます。 | 障がい者支 援課 |
| 148 | 精神通院医療 | 精神疾患があり、継続的な治療が必要な場合に指定医療機関 で治療を受ける際の医療費を助成します。また、制度の周知 を進めます。 | 障がい者支 援課 |
| 149 | 障がい者等歯 科診療運営事 業 | 一般の歯科医院等では対応が困難な障がいのある人の歯科治療を行う、障がい者等歯科診療所を運営します。 | 障がい者支 援課 |
| 150 | 入院時コミュ ニケーション 支援事業 | 入院時における意思疎通が困難な重度障がいのある人に対 し、支援員を派遣し、医療従事者との意思疎通支援を行いま す。 | 障がい者支 援課 |

6-2. 緊急時対応・災害対策等の強化

(1) 緊急時支援の確保

●体調急変時等に、自ら通報できる体制を確保するとともに、地域の中の見守り・ 通報体制を確保していきます。

(2) 災害対策・感染症対策の強化

- ●災害への備えとして、本人・家族、地域、障がい者団体、障がい福祉サービス 事業所等と連携し、「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に即 した避難支援体制の構築を進めます。
- ●障がいのある人や支援者の防災意識の向上を促進するとともに、障がいのある 人や家族、支援者等による地域の防災訓練等への参加を促進します。
- ●災害時における災害情報の的確な伝達、医療援護体制機能の強化、指定避難所 等における対応の充実を図ります。
 - →関連計画:藤沢市地域防災計画藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画
- ●感染症対策として、国・県の方針、及び感染状況を踏まえ、柔軟に対応します。
- ●災害時・感染症流行時に、日頃の障がい福祉サービス等の利用ができなくなる 状況を回避できるよう、障がい福祉サービス事業所、及び関係機関との連携体 制の充実を図ります。

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|-------------------------------------|--|------------------------------|
| 151 | メール 119 及び FAX119 システム | 障がいがあることで電話による 119 番通報が困難な人に対して、緊急時に迅速かつ適切な救急要請等の対応ができるよう、事業の有効活用と普及啓発を積極的に行っていきます。 | 警防課 |
| 152 | 精神科救急医 療情報の提供 | 精神疾患の急激な発症等に対応する医療機関を紹介する「精神科救急医療情報窓口(ソフト救急)」の周知をします。 | 保健予防課 |
| 153 | 防災意識の普 及・啓発 | 要配慮者、及びその家族、支援者等に対し、「ふじさわ防災 ナビ〜避難行動要支援者編〜」を配布し、防災意識の普及・ 啓発を継続して実施します。 | 危機管理課 |
| 154 | 地域における 避難行動要支 援者避難支援 体制の構築 | 「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づき、自主防災組織等に避難行動要支援者名簿の提供、及び制度説明や意見交換等を行い、地域における避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進します。 | 危機管理課 |
| 155 | 藤沢市総合防災訓練等への参加促進 | 藤沢市総合防災訓練等に障がいのある方が参加できるよう、 障がい者団体等に参加の呼びかけを行います。 | 危機管理 課・市民セ ンター・公 民館 |
| 156 | 地域防災拠点 事業 | 災害時の緊急避難場所として、市と協定を締結した市内の事業者が、必要な物品の整備を行った際に、助成を行います。 (神奈川県障害者地域生活サポート事業) | 障がい者支 援課 |
| 157 | 医療救護体制 の機能強化 | 藤沢市医師会等関係機関と連携を図り、災害時の医療救護体制の充実をめざします。 | 地域医療推 進課 |

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|------------|--|--|--------------------------|
| 158 | 指定避難所、 指定緊急避難 場所(洪水・崖 崩れ)、福祉避 難所(一次)に おける避難生 活支援 | 避難所における要配慮者向けスペースの確保に努めるほか、 市民センター・公民館に開設される福祉避難所(一次)について、福祉避難所(二次)での受入れ体制が整うまでの間の受入れ、支援体制の充実に努めます。 | 危機管理課・ 市民センタ ー・公民館 |
| 159 | 福祉避難所 (二次)にお ける受入れ、 支援体制の強 化 | 市と協定を締結した福祉施設である福祉避難所(二次)の充実、及び受入れ・支援体制の充実・強化を進めます。 | 障がい者支 援課 |
| <u>160</u> | 感染症対策の 強化 | 障がい福祉サービスの提供や市の事業等実施について、国・ 県の方針を踏まえながら対応します。また、感染状況の変化 等に対応するため、感染症対策担当課との情報共有により、 市内障がい福祉サービス事業所への支援を検討します。 | <u>障がい者支援課</u> |
| <u>161</u> | 要配慮者利用 施設の避難確 保計画 | 各種法令で作成が義務付けられている要配慮者利用施設の避 難確保計画の届け出状況を把握するとともに、必要に応じて 訓練支援を実施します。 | 危機管理課・ 障がい者支 援課 |

6-3. 経済的な支援

(1) 経済的な支援

●年金や手当、給付金の支給、各種減免制度などの情報提供、及び手続の支援を していくとともに、就労支援等経済的自立の実現・継続に向けた支援に努めま す。

| 番号 | 事業・取組 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|------------------------|---|-------------|
| 162 | 生活困窮者自立支援事業 | 「バックアップふじさわ」「バックアップふじさわ社協」において、経済的支援を含めた様々な困り事に対し、課題を抱える本人に伴走し、包括的な支援を実施します。また、地域の中で様々な機関・団体と連携して相談支援を行うコミュニティソーシャルワーカーの配置を進めていきます。 | 地域共生社会推進室 |
| 163 | 障がい者施設 等通所交通費 助成 | 市内に住所を有している障がいのある人等に対して、地域活動支援センター、生活介護、就労移行支援、及び就労継続支援等の社会福祉施設等へ通所するための交通費を助成します。 | 障がい者支 援課 |
| 164 | 福祉手当の支 給 | 障がいのある人に対する経済的な負担軽減を図り、地域で自立した生活を営むことができるよう経済的支援を行います。 | 障がい者支 援課 |

第3章 第6期ふじさわ障がい福祉計画

1. 第6期ふじさわ障がい福祉計画の基本的な考え方

(1) 位置付け

第6期ふじさわ障がい福祉計画は、本計画の基本理念やめざす社会像を踏まえ、総合支援法第88条に基づき、障がい福祉サービス、相談支援、及び地域生活支援事業についての、地域の特性に応じた事業体制確保の目標や、必要なサービスの見込み量を具体的に定めるものです。

(2) 基本的な考え方

本市では「藤沢型地域包括ケアシステム」として、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、13 地区ごとの地域特性を活かし、市民や地域で活動する団体、関係機関等と連携した地域共生社会づくり(支え合いの地域づくり)を進めています。

本計画では、地域共生社会の実現に向けた、福祉施設・病院からの地域移行支援・地域定着支援や一般就労への移行に関する目標を設定します。その上で、国の障害福祉サービス等、及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下、「国の基本指針」という。)を踏まえて、障がいのある人の増加予測、及びこれまでの実績に基づき、障がい福祉サービス、相談支援、及び地域生活支援事業の見込み量を定めます。

図表 3-1-1 第6期ふじさわ障がい福祉計画の枠組み

国の基本指針

→ ◆障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標◆

- (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4)福祉施設から一般就労への移行等

(5)相談支援体制の充実・強化等



◆障がい福祉サービスの見込み量◆

| 区分 | サービス | 内容 | 給付 | | |
|------------------|--|---|---------|--|--|
| | 居宅介護(ホーム ヘルプ) | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う | | | |
| 計 | 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい、若しくは精神障がいにより行動上著しい 困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の 介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う | | | |
| 訪問系 | 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う | | | |
| | 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う | 介護給付 | | |
| | 重度障がい者等 包括支援 | 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う | 給 付 | | |
| В | 短期入所(ショー トステイ) | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、 食事の介護等を行う | | | |
| 日中活動系 | 療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、 及び日常生活の援助を行う | | | | |
| 系 | 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、障がい者支援施設などで昼間、入浴、排せつ、食事等の 介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する | | | |
| 施設系 | 施設入所支援 | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う | | | |
| 居住支 | 自立生活援助 | ひとり暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う | | | |
| 援系 | 共同生活援助(グ ループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上 の援助を行う | | | |
| | 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識、及び能力の向上 のために必要な支援、訓練を行う | =1:1 | | |
| | 就労定着支援 | 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う | 練 | | |
| 訓練 | 自立訓練(機能訓練) | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う | · 訓練等給付 | | |
| • 就 労 系 | 自立訓練(生活訓練) | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う | פו ך | | |
| 系 | 就労継続支援(A型) | 一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結ぶ就労の機会を提供するとともに、 能力等の向上のために必要な訓練を行う | | | |
| | 就労継続支援(B型) | 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上 のために必要な訓練を行う | | | |

◆地域生活支援事業の見込み量◆

| 必須事業(総合支援法に基づく) | 任意事業 |
|---------------------|----------------------|
| (1)理解促進研修・啓発事業 | (1)訪問入浴サービス |
| (2)自発的活動支援事業 | |
| (3)相談支援事業 | (2)社会参加促進事業 |
| ①相談支援 | ①ボランティア(奉仕員)養成研修事業 |
| ②住宅入居等支援事業 | ②点字・声の広報等発行事業 |
| (4)成年後見制度利用支援事業 | ③スポーツ・レクリエーション教室開催等事 |
| (5)意思疎通支援事業 | |
| (6)手話奉仕員養成研修事業 | |
| (7)移動支援事業 | (3)日中一時支援事業 |
| (8)地域活動支援センター機能強化事業 | (障がいのある人等の日中活動の場を確保) |

2. 地域共生社会づくりの目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

1) 福祉施設入所者数

【国の考え方】

福祉施設については、地域移行に向けた取組を引き続き積極的に進める一方で、重度化等の理由により在宅や共同生活援助で生活することが困難な入所待機者や、障がい見福祉施設からの移行予定者が一定数いると考えられます。

【市の考え方】

地域生活への移行等による減少と同数の障がいのある人が新たに入所するものと 想定します。2023 年度(令和5年度)末時点の入所者数として、2019年度(令 和元年度)末時点の入所者数と同数(245人)を目標とします。

2) 地域生活への移行

【国の考え方】

国の基本指針では、地域における居住の場としての共同生活援助の充実を図るとと もに、地域移行支援、及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所施設等 から地域生活への移行を進めるとしています。

【市の考え方】

第 5 期ふじさわ障がい福祉計画では、福祉施設入所者が地域生活へ移行する人数について、2020年度(令和2年度)末までの目標値を、23人としました。しかし2018年度(平成30年度)と2019年度(令和元年度)の実績は合計9人と、目標値の半分に達していません。これを踏まえ、地域移行への取組を更に推進し、2023年度(令和5年度)末までの福祉施設から地域生活への移行者数の目標として、第5期ふじさわ障がい福祉計画での目標値から引き続き、23人を目標とします。

この目標値については、2019年度(令和元年度)末時点の入所者数の9.4%とし、 共同生活援助2か所(定員各9人)と同時に、在宅への移行5人を実現することで、 目標とする23人の地域移行が達成されます。

図表 3-2-1 福祉施設の入所者数と地域生活移行者数【2023年度(令和5年度)の目標値】

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|-------------------------------|----------------|--|
| 福祉施設入所者数(A) | 245人 | 2019 年度(令和元年度)末時点 |
| 2023 年度(令和 5 年度)末の 入所者数(B) | 245人 | 2023 年度(令和5年度)の地域生活 移行者数(D)、及び新たな入所者数等 を勘案 |
| 【目標値】入所者減少見込み(C) | O人 (0.0%) | 差引減少見込み数(A-B) |
| 【目標値】地域生活移行者数(D) | 23 人 (9.4%) | (A) のうち、2023 年度(令和5年度)末までに地域生活へ移行する人の目標数 |

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の考え方】

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築についての目標値として、「1.精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数」「2.精神病床における 1 年以上長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満)」「3.精神病床における早期退院率(入院後 3 か月時点、入院後 6 か月時点、入院後 1 年時点)」を設定することとしています。

これらの目標に向けた取組を進める上で、入院中の精神障がいのある人が、地域へ の移行・定着するための、地域包括ケアシステムの構築が求められています。

【市の考え方】

本市が進めている藤沢型地域包括ケアシステムは、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、すべての市民を対象とすることと、地域特性や課題・ニーズに応じたまちづくり、地域を拠点とした相談支援体制の3つを基本理念としています。また、本市では指定一般相談支援事業所が相談窓口となり支援計画を作成する、精神科病院等からの地域移行支援、及び地域定着支援を進めてまいりました。

【2023年度(令和5年度)までの目標】

今後は、指定一般相談支援事業所のサービス強化を進め、精神障がいのある人の地域移行・地域定着を更に推進します。併せて、地域移行支援の体験利用や、措置入院者、及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業(退院後支援計画作成)、精神障がい者の家族支援に係る事業(教室・セミナー・家族会等団体支援)、市民向け講演会、及びパネル展示などの普及啓発事業、関連機関の職員向け研修等を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の考え方】

国の基本指針では、障がいのある人の地域移行支援・地域定着支援、就労支援といった課題に対応するサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための、地域生活支援拠点等について、2023 年度(令和5年度)末までに、各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、及び検討することを基本とするとしています。

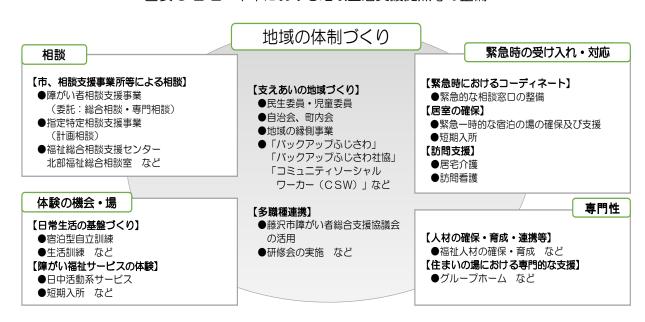
【市の考え方】

本市では、地域生活支援拠点等に関して、第 5 期ふじさわ障がい福祉計画において、障がいのある人の高齢化・重度化への対応や、「親亡き後」を見据え、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざすことを目的に、地域における支援ネットワークを形成する「面的整備型」を展開してきました。また、地域包括ケアシステムの推進と整合性を図りながら、障がい分野ではケース対応を通じて関係機関と連携した包括的な支援体制の強化とネットワーク形成に努めてまいりました。

【2023年度(令和5年度)までの目標】

今後は、藤沢型地域包括ケアシステムの整備の中で、これまで支援が行き届かなかった障がいのある人にも支援が届くようなアプローチとして、本市、及び相談支援事業所が中心となり、緊急時における相談窓口の整備や、障がい福祉サービス事業所と連携した、一時的な居室の確保の実施体制の強化に向けた取組を進めてまいります。

図表 3-2-2 本市における地域生活支援拠点等の整備



(4) 福祉施設利用者から一般就労への移行等

1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

【国の考え方】

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、2023 年度(令和5年度)中に一般就労への移行者数の目標値を、2019 年度(令和元年度)の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本に設定することとしています。

【市の考え方】

本市では、第5期ふじさわ障がい福祉計画で、2020年度(令和2年度)における福祉施設利用から一般就労への移行者数について、2018年度(平成30年度)から障がいのある人の法定雇用率の引き上げが施行されること等を考慮し、2016年度(平成28年度)の実績59人の約1.5倍となる90人を目標としました。

市内の就労移行支援事業所は、第5期の間に1か所増え、16か所になりました。 一般就労への移行者数の実績を見ると、2017年度(平成29年度)60人、2018年度(平成30年度)56人と、2016年度(平成28年度)程度の水準で推移し、2019年度(令和元年度)は114人でした。

今後は、就労移行支援事業、及び就労定着支援事業を更に充実することにより、 2023年度(令和5年度)の一般就労に移行する福祉施設利用者数の目標値を、185 人とします。

| 図表 3-2-3 一般就労に移行する福祉施設利用者数【2023 年度(令和 5 年度)の目標値】 |
|--|
|--|

| _= | | | | | | |
|----|----------------------------------|------|---|--|--|--|
| | 項目 | 数値 | 考え方 | | | |
| | ①2023 年度(令和5年度)の 一般就労移行者数(総数) | 185人 | 2019 年度(令和元年度)において福祉施設 から一般就労した総数 142 人の 1.27 倍以上 かつ②~④の和 | | | |
| | ②就労移行支援事業利用からの 一般就労移行者数 | 149人 | 2019 年度(令和元年度)における、就労移 行支援事業利用からの一般就労移行者数 114 人の 1.30 倍以上 | | | |
| | ③就労継続支援事業A型利用から の一般就労移行者数 | 8人 | 2019 年度(令和元年度)において福祉施設から一般就労した人数のうち、就労継続支援事業A型の利用者 6 人の 1.26 倍以上 | | | |
| | ④就労継続支援事業B型利用から の一般就労移行者 | 28人 | 2019 年度(令和元年度)において福祉施設から一般就労した人数のうち、就労移行支援事業B型の利用者 22 人の 1.23 倍以上 | | | |

注 1. 「一般就労」とは、企業等に就職した人[就労継続支援(A型)、及び福祉工場の利用者となった人を除きます]、在宅就労した人、及び自ら起業した人を指します。

注 2. 「福祉施設」は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)のいずれかの障がい福祉サービス提供事業所を指します。

注 3. 勤務先との雇用関係を維持したまま休職し、機能訓練施設等におけるリハビリ等を経て復職した人は除きます。

2) 就労定着支援事業の利用率

【国の考え方】

国の基本指針では、2023 年度(令和 5 年度)の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する人の割合を 7 割以上とすることが求められています。

【市の考え方】

本市では、令和元年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の うち、就労定着支援事業を利用する人の割合は、一般就労移行者数が 114 人、就労 定着支援事業利用者数は 56 人で、一般就労移行者の 49.1%となっています。

今後は、国の指針どおり、一般就労移行者に占める当該事業の利用者の割合が7割以上にすることをめざします。

2023 年度(令和 5 年度)度の福祉施設から一般就労への移行者数が目標どおり 185 人である場合、そのうち就労定着支援事業の利用者数を 130 人とし、70%以上を目標とします。

図表 3-2-4 一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者の割合 【2023 年度(令和5年度)の目標値】

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|---|-------|----------|
| 2023 年度 (令和5年度) 末時点での一般就労への移行者における就労 定着支援事業の利用者の割合 | 70%以上 | 国の方針のとおり |

3) 就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所の割合

【国の考え方】

国の基本指針では、就労定着支援事業所のうち、2023 年度(令和 5 年度)末時点での就労定着率が8割以上である事業所の割合を7割以上とすることが求められています。

2023 年度(令和 5 年度)の就労定着支援事業所数が 2019 年度(令和元年度) 末と同数の 11 事業所である場合、その 7 割以上にあたる 8 事業所で就職定着率が 8 割以上になるようにします。

【市の考え方】

本市における、2019 年度(令和元年度)末における就労定着率 8 割以上就労定 着支援事業所の割合は、就労定着支援事業所総数が 11 事業所、就労定着率 8 割以上 の就労定着支援事業所は 8 事業所と、全就労定着支援事業所中の 72.7%となってい ます。

今後は、就労定着支援事業の充実を図り、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の70%以上を目標とします。

図表 3-2-5 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合 【2023年度(令和5年度)の目標値】

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--|-------|----------|
| 2023 年度(令和5年度)における全就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合 | 70%以上 | 国の方針のとおり |

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の考え方】

国の基本指針では、2023 年度(令和 5 年度)末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施、及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

また、2021 年(令和3年)4月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されることにより、重層的支援体制の整備が求められています。

【市の考え方】

本市では、障がいに関する総合相談窓口の充実を図り、関係機関が連携し、障がいのある人等が身近な場所で必要な情報や支援を得られる、専門的かつワンストップ機能をもった相談支援体制の構築をめざします。

図表 3-2-6 相談支援体制の充実・強化等【2023 年度(令和5年度)の目標値】

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|-----------------------------------|---------|---|
| 2023年度(令和5年度)末までに、総合的・専門的な相談支援の実施 | 4 か所 | 人口約 10 万人を 1 つ地域として設定 し、総合相談窓口としての相談支援事業 所を配置 |
| 相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 2,700 件 | 2019 年度(令和元年度)における総合相談を実施する予定の3事業所平均に基づく |
| 相談支援事業者の人材育成の支援件数 | 150件 | 2019 年度(令和元年度)における基幹相談支援センターの実績に基づく |
| 相談機関との連携強化の取組の実施件数 | 160件 | 2019 年度(令和元年度)における基幹相談支援センターの実績に基づく |

3. 障がい福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

障がいのある人の人口増加予測とこれまでの実績を踏まえ、各訪問系サービスについて次のように考察し、サービス量を見込みました。

居宅介護は、福祉施設・病院等からの地域生活への移行者数の動向を考慮した上で、 サービス量を見込みました。

重度訪問介護は、重度の肢体不自由のある人の動向を考慮したほか、総合支援法により、入院時のサービス利用が可能になることも踏まえた上で、サービス量を見込みました。

同行援護は、視覚障がいのある人の通院介助や移動支援の利用状況等を考慮した上で、サービス量を見込みました。

行動援護は、行動が困難な知的障がいや精神障がいのある人の動向を踏まえた上で、 サービス量を見込みました。

重度障がい者等包括支援は、重度の障がいがある人の地域生活におけるニーズを考慮した上で、サービス量を見込みました。

| 区分 | | 2021 年度 (令和 3 年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|--------------|----|----------------------|----------------------|----------------------|
| 居宅介護 | 人 | 629 | 643 | 671 |
| 后七月喪 | 時間 | 8,858 | 9,056 | 9,454 |
| 重度訪問介護 | 人 | 27 | 27 | 28 |
| 里 反动问 | 時間 | 5,138 | 5,246 | 5,477 |
| 同行援護 | 人 | 93 | 95 | 99 |
| IUIJ I友应 | 時間 | 2,468 | 2,525 | 2,637 |
| 行動援護 | 人 | 75 | 77 | 81 |
| 1J 到J友i支 | 時間 | 1,053 | 1,073 | 1,123 |
| 重度障がい者等包括支援 | 人 | 1 | 1 | 1 |
| 宝反呼がい 日子已位又版 | 時間 | 240 | 240 | 240 |
| 訪問系サービス合計 | 人 | 825 | 843 | 880 |
| が回来ソーレスロゴ | 時間 | 17,757 | 18,140 | 18,931 |

図表 3-3-1 訪問系サービスの 1 か月あたりの見込み量

注 1. 各年度 3 月時点の利用人数と利用時間です。(以下同様)

注 2. サービス見込み量の数値については、本市がサービス支給を決定し、他市町村のサービスを利用する本市在住の人も含まれています。(以下同様)

注3. 利用人数については、複数のサービス(例:「居宅介護」と「同行援護」)を利用する利用者もいることから、各サービスの利用人数を合算しても、合計の値とは必ずしも一致しません。

(2) 日中活動系サービス

障がいのある人の人口増加予測とこれまでの実績を踏まえ、各日中活動系サービス について次のように考察し、サービス量を見込みました。

1)通所•短期入所系

生活介護は、特別支援学校卒業生の動向や新規利用者等を考慮して、サービス量を見込みました。

療養介護は、重症心身障がい者施設に入所している人の動向を考慮して、サービス 量を見込みました。

短期入所(福祉型・医療型)は、アンケート調査やヒアリング調査の結果から、障がいのある人を支援する家族の一時的な休息や、急病等による緊急時の利用として短期入所に対するニーズが拡大していることなどを考慮して、サービス量を見込みました。

図表 3-3-2 通所・短期入所系サービスの 1 か月あたりの見込み量

| 区分 | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|--|----|--------------------|----------------------|----------------------|
| 生活介護 | 人 | 956 | 1,003 | 1,053 |
| 工/0/1 读 | 人日 | 17,357 | 17,704 | 18,059 |
| 療養介護 | 人 | 32 | 33 | 33 |
| 福祉型短期入所 | 人 | 220 | 240 | 260 |
| 10000000000000000000000000000000000000 | 人日 | 1,100 | 1,200 | 1,300 |
| 医療型短期入所 | 人 | 20 | 24 | 28 |
| | 人日 | 88 | 106 | 123 |

注. 人日は、利用見込み者数×1か月あたりの平均利用日数で算出しています。

2) 自立訓練

自立訓練(機能訓練)は、身体障がいのある人の生活リハビリテーションのニーズを考慮して、サービス量を見込みました。

自立訓練(生活訓練)は、知的障がいのある人や精神障がいのある人のうち、日常生活に必要な訓練を希望する方の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

宿泊型自立訓練は、知的障がいのある人や精神障がいのある人のうち、居住の場での生活に必要な訓練を希望する方の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

図表 3-3-3 自立訓練サービスの 1 か月あたりの見込み量

| 区分 | 単位 | 2021 年度 (令和 3 年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|--------------|----|----------------------|----------------------|----------------------|
| 自立訓練(機能訓練) | 人 | 19 | 21 | 23 |
| 日立 訓練 (域形訓練) | 人日 | 224 | 247 | 272 |
| 自立訓練(生活訓練) | 人 | 25 | 30 | 36 |
| | 人日 | 302 | 363 | 435 |
| 宿泊型自立訓練 | 人 | 8 | 9 | 10 |
| | 人日 | 208 | 234 | 260 |

注. 人日は、利用見込み者数×1か月あたりの平均利用日数で算出しています。

3) 就労支援

就労移行支援は、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生等の新規利用者の一般就労や就労継続支援への移行動向、及び企業等の障がいのある人の雇用への取組状況を踏まえるとともに、障がいのある人の法定雇用率の引き上げが施行されること等を考慮した上で、国の基本指針に基づく本計画での目標値から、サービス量を見込みました。

就労継続支援(A型)は、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生等の新規利用者の一般就労や就労継続支援への移行動向、及び企業等の障がいのある人の雇用への取組状況を踏まえるとともに、国の基本指針に基づく本計画での目標値から、サービス量を見込みました。

就労継続支援(B型)は、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生等の新規利用者の一般就労や就労継続支援への移行動向、及び企業等の障がいのある人の雇用への取組状況を踏まえるとともに、自立訓練や就労移行支援から移行する人の動向を考慮した上で、国の基本指針に基づく本計画での目標値から、サービス量を見込みました。

就労定着支援は、福祉施設から一般就労する人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

| 区分 | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|---------------|----|--------------------|----------------------|----------------------|
| 就労移行支援 | 人 | 187 | 202 | 222 |
| 祝力物日文版 | 人日 | 3,179 | 3,635 | 4,221 |
| 就労継続支援(A型) | 人 | 83 | 90 | 97 |
| 机刀枪机:又接(A 主) | 人日 | 1,580 | 1,706 | 1,843 |
| 就労継続支援(B型) | 人 | 660 | 706 | 756 |
| が、力・体が、文法(ロ主) | 人日 | 10,563 | 11,302 | 12,094 |
| 就労定着支援 | 人 | 80 | 96 | 116 |

図表 3-3-4 就労支援サービスの 1 か月あたりの見込み量

注, 人日は、利用見込み者数×1か月あたりの平均利用日数で算出しています。

(3) 居住系サービス

自立生活援助は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する障がいのある人の 動向を考慮して、サービス量を見込みました。

共同生活援助は、在宅で生活することが難しくなった場合や、入所施設や病院から 自立をめざして地域生活へ移行する際の住まいとして、重要な役割を担っていること から、ニーズの高まりを考慮して、サービス量を見込みました。

施設入所支援は、これまでの実績や入所施設、精神科病院から地域生活に移行する 障がいのある人の数等を踏まえるとともに、本市の実情を考慮して、サービス量を見 込みました。

図表 3-3-5 居住系サービスの 1 か月あたりの見込み量

| 区分 | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|-----------------|----|--------------------|----------------------|----------------------|
| 自立生活援助 | 人 | 4 | 9 | 13 |
| 共同生活援助(グループホーム) | 人 | 375 | 384 | 393 |
| 施設入所支援 | 人 | 245 | 245 | 245 |

(4) 相談支援

1) 計画相談支援

本市では、2012 年度(平成 24 年度)に障がい福祉サービスを利用するすべての人に対するサービス等利用計画の作成が制度化されて以来、計画相談支援の担い手となる相談支援専門員の確保をめざしてきました。しかしながら、依然として相談支援専門員の不足が課題となっています。

第5期ふじさわ障がい福祉計画の同サービスの実績は、2018年度(平成30年度)が969人(見込み量が1,153人)、2019年度(令和元年度)が975人(見込み量が1,378人)と、いずれも実績が見込み量を下回っています。この背景として、障がい福祉サービスの利用の増加に対して、相談支援専門員の増加が追いついていない現状があります。

計画相談支援は、障がい福祉サービスの支給決定者数の動向に加えて、支給決定者数のうち、自身でサービス等利用計画を作成する人(セルフプラン)の割合、介護保険ケアプランで障がい福祉のサービス等利用計画を作成する障がいのある人の割合、継続的に計画相談支援が必要と考えられる人の数等を考慮して、サービス量を見込みました。

今後、相談支援専門員の人材確保に向けた研修受講の呼びかけや、新規事業所への 支援等、計画相談支援の量、及び質を更に高める取組を進めていきます。

2) 地域移行支援•地域定着支援

地域移行支援は、これまでの実績を踏まえた上で、入所施設や精神科病院から地域 生活へ移行する障がいのある人のこれまでの状況を考慮して、サービス量を見込みま した。

地域定着支援は、これまでの実績を踏まえた上で、地域生活へ移行する障がいのある人の動向に加え、地域生活への定着に向けて支援が必要と思われる障がいのある人の数を考慮して、サービス量を見込みました。

| 区分 | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) | |
|------------------------|----|--------------------|----------------------|----------------------|--|
| 計画相談支援 | 人 | 1,320 | 1,656 | 1,950 | |
| (参考) 相談支援専門員の必要見込み数 | 人 | 66 | 72 | 78 | |
| 地域移行支援 | 人 | 3 | 7 | 12 | |
| 地域定着支援 | 人 | 3 | 7 | 12 | |

図表 3-3-6 相談支援サービスの年間見込み量

注:計画相談支援の利用人数は各年度末の実利用者数を示しています。

(5) 障がい福祉サービスの量と質の確保のための方策

1) 訪問系サービス

住み慣れた地域で安心して暮らし続ける上で、訪問系サービスは重要な役割を果たしています。しかしながら、障がい福祉サービス事業所からは、福祉人材が不足しているとの意見があり、また利用者からは、サービスの質をより向上させる必要があるとの意見がありました。

本市では、介護保険サービス事業者への働きかけを通じた障がい福祉分野における ヘルパーの確保、及び育成に関する支援に関する取組などを視野に入れながら、訪問 系サービスの量・質双方の確保についての検討を進めます。

2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障がいのある人の社会参加等の基盤となるサービスです。 就労系サービスに対する需要は増加傾向にあり、2018年度(平成30年度)から 導入された「就労定着支援」についても、市内サービス提供事業者へのヒアリング調 査等から一定の利用ニーズが見込まれます。

また、障がいのある人やその家族、支援者から、特別支援学校卒業後の進路が不足しているとの意見や、重度障がいのある人や就労を希望しない多様な障がい等に対応した日中活動の場を求める意見があり、生活介護の更なる充実が必要と考えられます。また、宿泊型自立訓練の利用を推進し、障がいのある人の地域移行、地域定着を進めるための支援を展開していきます。

短期入所は、利用者のニーズが非常に高い一方で、緊急時に利用しづらいなどの意見があることから、障がいのある人やその家族の緊急時等に備えた短期入所サービスのあり方を検討します。

3) 居住系サービス

障がいのある人が地域の中で自立した生活を送る上で、住まいとケアを組み合わせて提供する居住系サービスは欠かすことができません。

しかしながら、現状においては宿泊体験をすることができる共同生活援助の不足や、 利用者の家賃負担の重さなどを指摘する意見があります。また、重度障がいのある人 や、高齢者、肢体不自由者、医療的ケアが必要な人向けの共同生活援助が不足してい るとの意見も聞かれます。

本市では共同生活援助における宿泊体験等を推進するとともに、利用者の負担軽減や、多様なニーズに対応した共同生活援助の整備など、居住系サービスに関わる課題の解決に向けた取組を進めます。

4) 相談支援サービス

計画相談支援は、担い手の不足などが原因となり、計画相談を必要としている方が、当該サービスを利用できないケースが見られます。このような状況を踏まえ、受け皿となる相談支援事業所や相談支援専門員の量、及び質の確保に向けた取組を進めます。

図表 3-3-7 障がい福祉サービスの見込み量一覧

| | | 単位 | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 |
|--|---|--|---------|---------|---------|
| | | | (令和3年度) | (令和4年度) | (令和5年度) |
| | | 人 | 825 | 843 | 880 |
| | | 時間 | 17,757 | 18,140 | 18,931 |
| | 人 | 956 | 1,003 | 1,053 | |
| • | 1/0/Tux | 人日 | 17,357 | 17,704 | 18,059 |
| 短期入 | 療養介護 | 人 | 32 | 33 | 33 |
| 所 | プログルチリケロ 甘田 ス 下丘 | 人 | 220 | 240 | 260 |
| がサ | (金融主应别人的) (金融主应别人的) | 人日 | 1,100 | 1,200 | 1,300 |
| ービ | 医泰利迈斯 3.56 | 人 | 20 | 24 | 28 |
| Ż. | 达尔空湿别人別 | 人日 | 88 | 106 | 123 |
| | 自立訓練 | 人 | 19 | 21 | 23 |
| , | (機能訓練) | 人日 | 224 | 247 | 272 |
| 日中活動 自立訓練 (機能訓練) 自立訓練 (機能訓練) 自立訓練 自立訓練 自立訓練 は生活訓練 に生活訓練 ではいます による おおいま はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はい | 人 | 25 | 30 | 36 | |
| | (生活訓練) | 人日 | 302 | 363 | 435 |
| | | 人 | 8 | 0 | 10 |
| | 16沿空日立訓練 | 人日 | 208 | 234 | 260 |
| | 就送我 怎去!!! | 人 | 187 | 202 | 222 |
| | 机刀物1J又按 | 人日 | 3,179 | 3,635 | 4,221 |
| 就 | 就労継続支援 | 人 | 83 | 90 | 97 |
| 労 | (A型) | 人日 | 1,580 | 1,706 | 1,843 |
| 援 | 就労継続支援 | 人 | 660 | 706 | 756 |
| | (B型) | 人日 | 10,563 | 11,302 | 12,094 |
| | 就労定着支援 | 人 | 80 | 96 | 116 |
| 自立生 | 活援助 | 人 | 4 | 9 | 13 |
| 居住系 サービス 施設入所支援 | 人 | 375 | 384 | 393 | |
| | 所支援 | 人 | 245 | 245 | 245 |
| 計画相 | 談支援 | 人 | 1,320 | 1,656 | 1,950 |
| 地域移 | 行支援 | 人 | 3 | 7 | 12 |
| 地域定 | | 人 | 3 | 7 | 12 |
| | 居同重 通所・短期入所系サービス 自立訓練 就労支援 ロ 同 設 画 域 域介援障 | ・短期入所系サービス 自立訓練 療養 祉型短短期入所 医療型短短期及 訓練 訓話 自代 計算 | Reform | BE名介護、 | BES介護 |

注 1. 訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの数値については、1 か月あたりの見込み量とし 各年度3月の利用分を示しています。

注 2. 相談支援のうち、計画相談支援の見込み量は各年度末の実利用者数を示しています。地域移行支援、地域 定着支援の利用人数は年度(4月~3月)の実利用者数を示しています。

注3. 人日は、利用見込み者数×1か月あたりの平均利用日数で算出しています。

4. 地域生活支援事業の見込み量

(1) 必須事業

1) 理解促進研修 • 啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、地域住民の障がいに対する理解を深め、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的としています。

本市では、市民の障がいに関する正しい知識と理解が深まるよう、心のバリアフリー講習会等、引き続き5つの事業を実施します。

図表 3-4-1 理解促進研修・啓発事業の年間見込み量

| 区分 | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|-----------------|----|--------------------|----------------------|----------------------|
| 理解促進、及び啓発に関する事業 | 事業 | 5 | 5 | 5 |

2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業では、地域における避難行動要支援者の避難支援体制づくりを 目的として、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、避難支援に携わる自主防災組織 等に名簿の提供を行います。

名簿の受領意向団体数、及び受領割合は、これまでの実績を踏まえた上で、「藤沢市地域防災対策アクションプラン」における 2024 年度(令和6年度)までの目標指標に基づき、見込みました。

図表 3-4-2 自発的活動支援事業の年間見込み量

| 区分 | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|-----------------|----|--------------------|----------------------|----------------------|
| 避難行動要支援者名簿受領団体数 | 団体 | 424 | 427 | 430 |
| 避難行動要支援者名簿受領割合 | % | 86.9 | 87.5 | 88.1 |

注. 避難行動要支援者名簿受領割合は、当該年度における全自治会数等に占める避難行動要支援者名 簿受領団体数の割合を表しています。

3) 相談支援事業

【相談支援事業】

本市では、相談支援事業を現在7か所の障がい者相談支援事業所に委託し、実施しています。これまで、障がいのある人の増加や多岐にわたる相談内容に対応するために、人員体制の強化を進めてきました。計画相談支援の担い手が不足している現状において、支援が必要にもかかわらず、支援につながっていない人のニーズを発見し、適切な支援につなげていくという点で、相談支援は地域で重要な役割を担っています。

前計画期間において、総合支援協議会での協議、及びアンケート調査、当事者等へのヒアリング調査や委託相談支援事業所からの意見聴取を実施し、相談支援に関する課題の整理と今後の相談支援事業のあり方について検討を進めてまいりました。

これらの検討結果を踏まえ、障がい種別にとらわれず、市民が、心配ごとや困りごとなどを、相談できる身近な総合的な相談窓口としてわかりやすい形態とするとともに、地域における連携を強化することにより、地域の潜在的なニーズを、地域全体で支える体制としていきたいと考えています。

こうした点を考慮し、事業所数については、2021年度(令和3年度)に1か所増加の8か所と見込みました。従事者数については、2021年度(令和3年度)には17人と、2人の増加を見込みました。事業所や地域において指導的役割を担う主任相談支援専門員は、毎年1人の増加を見込みました。

| 区分 | | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|------------|---------|----|--------------------|----------------------|----------------------|
| 障がい者相談支援事業 | 実施事業所 数 | か所 | 8 | 8 | 8 |
| | 従業者数 | 人 | 17 | 17 | 17 |
| 主任相談支援専門員 | | 人 | 3 | 4 | 5 |

図表 3-4-3 相談支援事業の年間見込み量

【住宅入居等支援事業】

住宅入居等支援事業は、一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がいのある人に対し、入居支援や、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行う事業であり、これまで6か所の障がい者相談支援事業所で実施してきました。

今後、障がいのある人が地域で安心して暮らせる環境を実現するため、相談支援事業と一体的に事業体制の見直しを進めていきます。見込み量については、2021 年度 (令和3年度)において、7か所と1か所の増加を見込みました。

| 区分 | 単位 | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 | | |
|-----------------|----|---------|---------|---------|--|--|
| 区刀 | | (令和3年度) | (令和4年度) | (令和5年度) | | |
| 住宅入居等支援事業実施事業所数 | か所 | 7 | 7 | 7 | | |

図表 3-4-4 住宅入居等支援事業の年間見込み量

4) 成年後見制度利用支援事業、及び成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障がい等によって判断能力の低下が見られる方が成年後見制度を利用するための支援を行う事業です。現在、市の相談窓口(福祉総合相談支援センター)と市社会福祉協議会の「ふじさわあんしんセンター」等が連携し、成年後見制度についての相談を受けています。

また、法定後見制度の利用が必要な方については、身寄りがない等により親族等による家庭裁判所への審判申立てが困難な場合に、本人の福祉を図るために特に必要があると認められるときには、市長が申立人となる「市長申立て」や、生活困窮等により申立て費用や後見人等報酬を負担することが困難な場合の助成制度があります。

市長申立て、及び報酬助成のサービス量の見込みについては、これまでの利用実績と制度利用に関する状況等を踏まえて、見込みました。

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における法人後見活動を支援することを目的に、実施団体に対して研修や組織体制の構築支援を行う事業です。

法人後見の活動支援、及び法人後見受任件数のサービス量は、これまでの受任実績等を考慮し、見込みました。

図表 3-4-5 成年後見制度利用支援事業、及び成年後見制度法人後見支援事業の年間見込み量

| 区分 | ì | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|---------------------------------|--------------|----|--------------------|----------------------|----------------------|
| 成年後見制度 | 市長申立て件数 | 件 | 9 | 10 | 12 |
| 利用支援事業 | 報酬助成 | 件 | 16 | 18 | 20 |
| 成年後見制度 法人後見支援事業 法人後見受任件 数 | か所 | 1 | 1 | 1 | |
| | | 件 | 14 | 17 | 20 |

5) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚や言語機能等に障がいのある人が、日常生活の中で意思疎通を円滑に行えるように、必要に応じて支援を行う事業です。

手話通訳者の設置・派遣及び要約筆記者の派遣は、これまでの聴覚等に障がいのある人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

市役所における手話通訳者は、意思疎通が困難な障がいのある人が、本市で福祉サービス等の手続きや相談等を実施する上で重要な役割を担っており、今後も、十分なコミュニケーションが図れるよう、引き続き2人配置します。

重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業は、意思疎通を行うことが困難な重度の障がいのある人が、入院時に医師や看護師等の医療関係者とコミュニケーションを円滑に実施できるように支援する事業です。利用者数は、重度障がい者等の動向を考慮して、見込みました。

図表 3-4-6 意思疎通支援事業の年間見込み量

| 区分 | | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|--------------------------|-------|----|--------------------|----------------------|----------------------|
| 手話通訳者数 | | 人 | 23 | 24 | 25 |
| 要約筆記者数 | | 人 | 27 | 28 | 29 |
| 手詰通訳、及ひ要刹筆 記考派遣供物 | 実利用者数 | 人 | 80 | 82 | 84 |
| | 延利用件数 | 人 | 760 | 779 | 798 |
| 市役所における手話通訳者配置数 | | 人 | 2 | 2 | 2 |
| 重度障がい者等入院時コ ション支援利用者数 | ミュニケー | 人 | 1 | 1 | 1 |

6) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、市民に手話を広め、聴覚障がいのある人への理解を深めるとともに、手話通訳者養成講座を実施し、手話通訳者の育成を図ることを目的としています。

手話通訳者養成講座の開講コース数、及び実施回数、講座参加者数については、これまでの実績等を考慮して見込みました。

| 区分 | | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|-----------|------|-----|--------------------|----------------------|----------------------|
| 手話通訳者養成講座 | 講座数 | コース | 5 | 5 | 5 |
| | 実施回数 | | 120 | 120 | 120 |
| | 参加者数 | 人 | 65 | 90 | 105 |

図表 3-4-7 手話奉仕員養成研修事業の年間見込み量

7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業のうち、介護・訓練支援用具については、これまでの実績を踏まえ、65歳未満で重度の肢体不自由のある人の動向を考慮して、見込みました。

自立生活支援用具は、これまでの実績や重度の身体障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

在宅療養等支援用具は、これまでの実績や身体障がいのある人の動向を考慮して、 見込みました。

情報・意思疎通支援用具は、これまでの実績を踏まえた上で、視覚障がい、及び聴覚障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

排せつ管理支援用具は、これまでの実績を踏まえた上で、ぼうこう、及び直腸機能 障がいのある人や重度の知的障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

住宅改修費は、65歳未満で身体障がい者手帳 1~3級の肢体不自由のある人の動向を考慮して、見込みました。

| 图表 3-4-8 日帝王伯州共和门寺争未97年间兄及69里 | | | | | | |
|-------------------------------|----|--------------------|----------------------|----------------------|--|--|
| 区分 | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) | | |
| 介護・訓練支援用具 | 件 | 20 | 22 | 24 | | |
| 自立生活支援用具 | 件 | 38 | 40 | 42 | | |
| 在宅療養等支援用具 | 件 | 64 | 66 | 68 | | |
| 情報•意思疎通支援用具 | 件 | 81 | 82 | 83 | | |
| 排せつ管理支援用具 | 件 | 1,007 | 1,057 | 1,110 | | |
| 住宅改修費 | 件 | 6 | 6 | 6 | | |

図表 3-4-8 日常生活用具給付等事業の年間見込み量

8) 移動支援事業

移動支援事業は、ヒアリング調査やアンケート調査において、利用ニーズが高い一方で、サービスを提供する職員の不足や、希望する利用時間帯が集中するといった課題も見られ、必ずしも利用ニーズに応えられているとはいえない状況にあります。今後は、多くの人が円滑にサービスを利用できるよう、人材確保に向けた取組を行うとともに、利用ニーズに応えられるような事業のあり方について検討します。

サービス量は、これまでの実績を踏まえた上で、アンケート調査やヒアリング調査 による利用ニーズ等を考慮して見込みました。

| 区分 | | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|--------|-------|----|--------------------|----------------------|----------------------|
| 実利用者 | | 人 | 665 | 671 | 678 |
| 移動支援事業 | 利用時間数 | 時間 | 64,505 | 65,087 | 65,766 |

図表 3-4-9 移動支援事業の年間見込み量

9) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化事業は、これまで地域活動支援センター I型 1 か所、地域活動支援センターII型5か所で実施し、一般就労が困難な障がいのある人の日中活動の拠点として、重要な役割を担っています。今後も、各地域活動支援センターが安定的・継続的に運営ができるよう、本市が必要に応じて支援し、引き続き、I型1か所、II型5か所での実施を見込みます。

また、Ⅲ型の登録者数は、これまでの実績に加えて、障がいのある人の動向や利用 ニーズ等を考慮し、見込みました。

| 区分 | | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|---------------|-----------|----|--------------------|----------------------|----------------------|
| 地域活動支援センター [型 | 実施か か所 | | 1 | 1 | 1 |
| 地域活動支援センターⅢ型 | 実施か 所数 | か所 | 5 | 5 | 5 |
| 地域心動文版ピクター皿空 | 登録者 数 | 人 | 110 | 110 | 110 |

図表 3-4-10 地域活動支援センター機能強化事業の年間見込み量

注. 地域活動支援センター I 型は、フリースペースとしての利用となるため、年度ごとの登録者数としての見込みは行いません。

(2) 任意事業

1) 訪問入浴サービス

訪問入浴サービスは、これまでの実績を踏まえた上で、重度の障がいのある人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

図表 3-4-11 訪問入浴サービスの年間見込み量

| 区分 | | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|--------------|-------|----|--------------------|----------------------|----------------------|
| | 実利用者数 | 人 | 58 | 60 | 62 |
| 訪問入浴サービス | 利用回数 | | 4,205 | 4,350 | 4,495 |

2) 社会参加促進事業

【ボランティア(奉仕員)養成研修事業】

ボランティア(奉仕員)養成研修事業は、これまでの実績を踏まえた上で、手話講習会や要約筆記体験会、及び点字図書館で実施しているボランティア基本講習会への参加実績を考慮して、参加者数を見込みました。

図表 3-4-12 ボランティア (奉仕員) 養成研修事業の年間見込み量

| 区分 | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|---------------------------|----|--------------------|----------------------|----------------------|
| ボランティア(奉仕員)養成研修講座参 加者数 | 人 | 140 | 150 | 160 |

【点字・声の広報等発行事業】

点字・声の広報等発行事業は、本市で発行している広報紙の点字版、及び音声版を 視覚障がいのある人等を対象に発行し、情報提供を行う事業です。

登録者数は、これまでの実績を踏まえた上で、視覚障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

図表 3-4-13 点字・声の広報等発行事業の年間見込み量

| 区分 | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|-----------------|----|--------------------|----------------------|----------------------|
| 点字・声の広報等発行物登録者数 | 人 | 118 | 118 | 118 |

【スポーツ・レクリエーション教室開催等事業】

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、障がいのある人の健康・体力づく りや交流等に資することを目的として、スポーツ・レクリエーション教室や障がいの ある人のスポーツ大会を開催する事業です。

太陽の家体育館延利用者数、及び神奈川県障がい者スポーツ大会参加者数は、これまでの実績を踏まえた上で、障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

図表 3-4-14 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の年間見込み量

| 区分 | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|--------------------------|----|--------------------|----------------------|----------------------|
| 太陽の家体育館延利用者数 (自主事業のみ) | 人 | 1,255 | 1,265 | 1,275 |
| 神奈川県障がい者スポーツ大会参加者数 | 人 | 105 | 110 | 115 |

3)日中一時支援事業

日中一時支援事業は、これまでの実績を踏まえた上で、障がいのある人を介護する 家族の一時的な休息や夫婦共働きのような就労環境による利用ニーズが高まってい ることなどを考慮し、サービス量を見込みました。

図表 3-4-15 日中一時支援事業の年間見込み量

| 区分 | | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|----------|-------|----|--------------------|----------------------|----------------------|
| | 実利用者数 | 人 | 110 | 115 | 115 |
| 日中一時支援事業 | 利用回数 | | 5,973 | 6,245 | 6,245 |

(3) 地域生活支援事業の量と質の確保のための方策

地域生活支援事業は、総合支援法に位置付けられた自治体独自の取組であり、地域の実情を踏まえ、多様なニーズに応じた事業の実施をするものです。

1) 障がいのある人の権利、及び安全・安心の確保

障がいのある人に対する偏見等を解消し、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域社会が実現できるよう、障がいの理解促進、及び啓発に関する事業を実施します。加えて、災害時における障がいのある人の安全・安心を確保するため、自発的活動支援事業として、避難行動要支援者名簿の作成・提供に取り組みます。

また、成年後見制度利用支援事業、及び成年後見制度法人後見支援事業は、成年後 見制度が障がいのある人の権利擁護を担保できる運用を推進します。

更に、障がいのある人が日々の困り事を身近な場所で相談できる、専門的かつワンストップの相談支援体制の構築に向けて、相談支援ネットワークの強化や、地域における包括的な相談支援を推進します。

2) 社会活動の促進

障がいのある人の社会参加を促進するための必須事業として、意思疎通支援事業、 日常生活用具給付等事業、移動支援事業があります。

意思疎通支援事業は、手話通訳・要約筆記制度の積極的な周知・啓発を進めます。

日常生活用具給付等事業は、当事者のニーズに則した形となるよう、品目の見直し等を随時進めます。

移動支援事業は、利用ニーズの多い事業であるため、より利用しやすい形となるよう、ヘルパーの確保も含め検討します。

手話通訳等の奉仕員養成研修の実施、点字・声の広報等の発行、及びスポーツ・レクリエーション教室開催等は、引き続き事業を実施し、障がいのある人の社会参加をより一層促進します。

3) 日中活動サービス・在宅サービスの充実

日中一時支援事業は、障がい福祉サービス(生活介護、就労継続支援等)、及び障がい児支援サービス(放課後等デイサービス等)において、受け皿の不足が課題となっている部分(平日夕方の時間帯や休日などの支援)を補完するものとして、事業の見直しを行ってきました。今後は、見直した事業を継続展開するとともに、ニーズの把握に努め、活動の場の整備に向け、事業の柔軟な活用を検討します。

一方、一般就労が困難な障がいのある人が積極的に社会へ参加する拠点として機能 している地域活動支援センターについて継続的な運営を実施します。

在宅サービスは、任意事業として、重度障がいがあり、自宅での入浴が困難な人を対象とした訪問入浴を引き続き実施します。

図表 3-4-16 地域生活支援事業の見込み量一覧

【必須事業】

| 区分 | | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) | |
|-------------|----------------------------------|-------------------------|--------------------|----------------------|----------------------|--------|
| | 理解促進研修・啓発事業 (理解促進、及び啓発に関する事業) | | 事業 | 5 | 5 | 5 |
| 自発 | 的活動 | 避難行動要支援者名簿 受領団体数(累計) | 団体 | 424 | 427 | 430 |
| 支援 | 事業 | 避難行動要支援者 名簿受領割合 | % | 86.9 | 87.5 | 88.1 |
| 相 | | 実施事業所数 | か所 | 8 | 8 | 8 |
| 談支 | 障がい者 相談支援事業 | 従業者数 | 人 | 17 | 17 | 17 |
| 支援事 | | 主任相談支援専門員 | 人 | 3 | 4 | 5 |
| 事業 | 住宅入居等支援 | 事業実施事業所数 | か所 | 7 | 7 | 7 |
| 成年 | 後見制度 | 市長申立て件数 | 件 | 9 | 10 | 12 |
| 利用 |]支援事業 | 報酬助成 | 件 | 16 | 18 | 20 |
| 成年 | 後見制度 | 法人後見の活動支援 | か所 | 1 | 1 | 1 |
| 法人 | 、後見支援事業 | 法人後見受任件数 | 件 | 14 | 17 | 20 |
| | 手話通訳者数 | | 人 | 23 | 24 | 25 |
| 意思 | 要約筆記者数 | | 人 | 27 | 28 | 29 |
| 疎 | 手話通訳、及 | 実利用者数 | 人 | 80 | 82 | 84 |
| 通支援 | び約筆記者派 遣件数 | 延利用件数 | 件 | 760 | 779 | 798 |
| 事 | 市役所における | 手話通訳者配置数 | 人 | 2 | 2 | 2 |
| 業 | 重度障がい者等。 ン支援利用者数 | 入院時コミュニケーショ | 人 | 1 | 1 | 1 |
| 壬钽 | 奉仕員養成研修 | 講座数 | コース | 5 | 5 | 5 |
| 事業 | (手話通訳者養 | 実施回数 | | 120 | 120 | 120 |
| 成請 | [座) | 参加者数 | 人 | 65 | 90 | 105 |
| 日常 | 介護・訓練支援/ | 用具 | 件 | 20 | 22 | 24 |
| 生活 | 自立生活支援用 | = | 件 | 38 | 40 | 42 |
| | 在宅療養等支援 | 用具 | 件 | 64 | 66 | 68 |
| 兵 給 : | 情報・意思疎通 | 支援用具 | 件 | 81 | 82 | 83 |
| 付 等 | 排せつ管理支援 | 用具 | 件 | 1,007 | 1,057 | 1,110 |
| 用具給付等事業 | 住宅改修費 | | 件 | 6 | 6 | 6 |
| エクモ | · + + 云 + ** | 実利用者数 | 人 | 665 | 671 | 678 |
| |]支援事業 | 利用時間数 | 時間 | 64,505 | 65,087 | 65,766 |
| | | 地域活動支援センター | か所 | 1 | 1 | 1 |
| | 活動支援センタ 能強化事業 | 地域活動支援センター | か所 | 5 | 5 | 5 |
| | | 地域活動支援センター Ⅲ型 登録者数 | 人 | 110 | 110 | 110 |

注. 各事業の数値については、年間の見込み量としています。

【任意事業】

| | ٥ | 区分 | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|-------------|--------------------------|-----------------------------|----|--------------------|----------------------|----------------------|
| =七日 | | 実利用者数 | 人 | 58 | 60 | 62 |
| 司人员 | 引入浴サービス | 利用回数 | | 4,205 | 4,350 | 4,495 |
| 社会 | ボランティア(素 講座参加者数 | ボランティア(奉仕員)養成研修事業 講座参加者数 | | 140 | 150 | 160 |
| 参加 | | | 人 | 118 | 118 | 118 |
| 促進事業 | スポーツ・レク | 太陽の家体育館延利用 者数(自主事業のみ) | 人 | 1,255 | 1,265 | 1,275 |
| 事業 | 事 リエーション教 室開催等事業 業 | 神奈川県障がい者スポーツ大会参加者数 | 人 | 105 | 110 | 115 |
| | | 実利用者数 | 人 | 110 | 115 | 115 |
| 64 | 中時支援事業 | 利用回数 | 0 | 5,973 | 6,245 | 6,245 |

注. 各事業の数値については、年間の見込み量としています。

第4章 第2期ふじさわ障がい児福祉計画

1. 第2期ふじさわ障がい児福祉計画の基本的な考え方

(1) 位置付け

第2期ふじさわ障がい児福祉計画は、本計画の基本理念やめざす社会像を踏まえ、 児童福祉法第33条の20に基づき、障がい児通所支援、及び障がい児相談支援の提 供体制の確保に係る目標並びに各年度における指定通所支援、及び指定障がい児相談 支援の種類ごとの必要な見込量を定めるものです。

(2) 基本的な考え方

本市では児童福祉法の理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、子ども一人ひとりが当然の権利として、自分らしく生きることのできる地域づくりを進めます。そのためには、障がい児を「障がいのある子ども」としてではなく、「子どもに対する様々な課題の一つとして障がいがある」と捉え、障がい児支援サービスのみならず、すべての子どもの健やかな成長、及び発達並びに自立のための子育て支援や、教育機関による支援、医療サービス等を一体的に提供しながら、地域全体で子どもの成長を支援していくことが必要です。

第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画[計画期間:2020年度(令和2年度) ~2024年度(令和6年度)]では、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域における子ども・子育て支援サービスや保育・教育サービスを充実させるとともに、子育て支援のネットワークづくりを進めるとしています。藤沢市子ども共育計画[計画期間:2020年度(令和2年度)~2024年度(令和6年度)]では、「だれひとり取り残さないあたたかい地域共生社会の実現に向けて」を同計画のめざす基本的な方向性としています。

第2期ふじさわ障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、同時に、第2期 藤沢市子ども・子育て支援事業計画と藤沢市子ども共育計画とも整合性を図りながら、 障がいの有無にかかわらず、子どもが自分らしく生きることのできる地域共生社会を つくるために、障がい児支援の提供体制の整備に努めます。

図表 4-1-1 第2期ふじさわ障がい児福祉計画の枠組み

国の基本指針

◆障がい児支援の提供体制整備の目標◆

障がいの有無にかかわらず子どもが自分らしく生きることのできる地域共生社 会をつくる目標

- (1)児童発達支援センター
- (2)保育所等訪問支援
- (3) 重症心身障がい児等へのサービス提供体制
- (4) 医療的ケアが必要な障がい児支援のための関係機関の協議の場



◆障がい児支援サービスの見込み量◆

| 区分 | サービス | 内容 | 給付 | | | |
|----------------------|---|---|----------|--|--|--|
| | 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。 | | | | |
| 陪 | 医療型児童発 達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援、及び治療を行う。 | 陪 | | | |
| 障がい児通所支援 | 放課後等デイサービス | 就学している障がい児を対象に、放課後又は休校日に、生活能力向上のための訓練等や放課後の居場所提供を行う。 | 障がい児通所給 | | | |
|) 支 援 | 保育所等訪問 支援 | 保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童 との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。 | | | | |
| | 居宅訪問型児 童発達支援 外出することが著しく困難な障がい児を対象に、日常生活に おける基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への 適応訓練などの支援を行う。 | | | | | |
| 障 が い 児 | 障がい児支援 利用援助 | 障がい児通所支援の申請における障がい児支援利用計画の作 成を行う。 | 障がい児相 | | | |
| 児相談支援 | 継続障がい児 支援利用援助 | 利用している障がい児通所支援についてのモニタリングと、 必要に応じた障がい児支援利用計画の見直しを行う。 | い児相談支援給付 | | | |



◆障がい児支援サービスの量と質の確保のための方策◆

2. 障がい児支援の提供体制整備の目標

国の基本指針では、今回新たに策定する第2期ふじさわ障がい児福祉計画において、 障がい児向けのサービス提供体制の計画的な構築に向けて地域支援体制を整備する ことが求められています。本計画の計画期間中における、障がい児向けの支援体制の 整備に関する本市の考え方は次のとおりです。

(1) 児童発達支援センターについて

国の基本指針では、児童発達支援センターについて、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置付けるとしています。そして、児童発達支援センターを各市町村に 1 か所以上設置することとしています。

現在、本市には、児童発達支援センターが2か所設置されています。その内、地域における障がい児やその家族への支援を行う施設と位置付けられている公設施設の「藤沢市太陽の家・しいの実学園」を中心に、障がい児の抱える困り事や相談ニーズを踏まえた上で、障がい児への支援に取り組んでいます。

2023 年度(令和5年度)における児童発達支援センターの設置状況については、 引き続き 2 か所を維持することを目標とし、児童発達支援センターの役割として専 門的な支援の質を確保しつつ、他の障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連 携を図り、重層的な支援体制の整備と充実に努めます。

(2) 保育所等訪問支援について

国の基本指針では、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、2023 年度(令和 5 年度)末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしています。現在、本市では児童発達支援センター等で保育所等訪問支援事業を実施していますが、充足しているわけではなく、同サービスの利用は進んでいない現状があります。

多くの利用希望者が、円滑にサービスを利用できるよう、新たに参入する事業所を 増やしていく取組を既存事業所の協力を得ながら実施し、サービス提供体制の強化に 努めます。

(3) 重症心身障がい児等へのサービス提供体制について

国の基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、 2023 年度(令和 5 年度)末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に 1 か所以上確保することとしています。

本市には、重症心身障がい児等の支援が可能な児童発達支援事業所、及び放課後等デイサービス事業所がありますが、事業所全体に占める割合はまだ少ないため、 今後も、重症心身障がい児等の支援が可能な事業所への看護師配置に対する助成等 の支援を引き続き行い、サービス提供体制の強化に努めます。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について

国の基本指針では、2023 年度(令和 5 年度)末までに、各市町村において医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等の支援に関するコーディネーターを配置することを基本とするとしています。

本市においては、「総合支援協議会重度障がい者支援部会」において、医療的ケア 児を含む重度障がい児者に関する協議を進めてきました。2019年(令和元年)7月 からは、その分科会として「医療的ケア児等支援に関するコーディネート機能推進チーム」を立ち上げ、市内に配置された医療的ケア児等コーディネーターを中心に、重症心身障がい児や医療的ケア児の人数やニーズの把握と、医療的ケア児等の支援に関する地域の課題把握、及びその対応策の検討を開始しました。

また、湘南東部圏域においては、2017年(平成29年)3月から「重度障害者等の医療ケアに関する連絡会」が発足し、医療的ケアが必要な人に関する協議が進められています。

これらの協議の場を活用し、医療的ケア児等コーディネーターと連携しながら、引き続き医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう支援体制の整備に努めます。

3. 障がい児支援サービスの見込み量(令和3年度~令和5年度)

(1) 障がい児通所支援サービス

障がい児通所支援サービスについては、アンケート調査やヒアリング調査等において障がい児の保護者からの利用ニーズが多く見られることや、障がい児数が増加していることから、今後もニーズの拡大が想定され、障がい児通所支援サービス全体について、引き続きサービスの利用が増加するものと見込んでいます。

児童発達支援については、これまでの実績を踏まえた上で、未就学の障がい児の人数や今後の障がいの早期発見への取組体制等を考慮し、サービス量を見込みました。

放課後等デイサービスについては、これまでの実績を踏まえた上で、就学期の障がい児の人数や特別支援学校に在籍する児童数、特別支援学級数の動向等を考慮して、サービス量を見込みました。

医療型児童発達支援については、市内に事業所がないため定期的な利用はありませんが、就学前の肢体不自由児や重症心身障がい児の人数を考慮してサービス量を見込みました。

保育所等訪問支援については、これまでの実績に加え保育所・幼稚園の設置状況、 本サービスの周知に向けた取組状況等を考慮してサービス量を見込みました。

居宅訪問型児童発達支援は、市内、及び近隣市町村にサービスを提供できる事業所がないため利用実績はありませんが、未就学の重症心身障がい児の動向等を踏まえた上でサービス量を見込みました。

| 区分 | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) | | |
|--------------|----|--------------------|----------------------|----------------------|--|--|
| 児童発達支援 | 人 | 407 | 427 | 448 | | |
| 汽里光连义族 | 人日 | 3,589 | 3,766 | 3,951 | | |
| 放課後等デイサービス | 人 | 922 | 1,023 | 1,135 | | |
| | 人日 | 10,944 | 12,143 | 13,472 | | |
| 医療型児童発達支援 | 人 | 0 | 0 | 1 | | |
| | 人日 | 0 | 0 | 4 | | |
| 保育所等訪問支援 | 人 | 12 | 14 | 16 | | |
| 休月別寺初向文援 | 人日 | 18 | 21 | 24 | | |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人 | 0 | 0 | 1 | | |
| · 古初间至允里先连义按 | 人日 | 0 | 0 | 10 | | |

図表 4-3-1 障がい児通所支援サービスの 1 か月あたりの見込み量

注 1. 利用人数は、各年度末の実利用者数です。

注 2. 人日は、利用見込み者数×1 か月あたりの平均利用日数で算出しています。

(2) 障がい児相談支援

年々、障がい児サービスを利用する障がい児が増えており、相談支援に対するニーズも引き続き増大していくことが見込まれますが、事業所数や担い手となる相談支援専門員の不足が継続した課題となっています。また、アンケート調査やヒアリング調査においても、障がい児相談支援に対するニーズが見られるほか、障がい児を取りまく家族の課題も多様化・複雑化しており、このような現状に対応するために、相談支援事業所や相談支援専門員の確保等、障がい児に関する相談支援体制の強化が必要となっています。

サービス量については、障がい児通所支援サービスの支給決定者数の動向や、支給 決定者数の内、相談支援事業所等を活用せず、障がい児の保護者自身が障がい児支援 利用計画を策定する「セルフプラン」の割合、今後の相談支援事業所の動向等を踏ま えつつ、本市の実情を考慮した上で見込みました。

図表 4-3-2 障がい児相談支援の年間見込み量

| 区分 | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|--------------------|----|--------------------|----------------------|----------------------|
| 障がい児相談支援 | 人 | 300 | 338 | 385 |
| (参考)相談支援専門員の必要見込み数 | 人 | 50 | 52 | 55 |

注. 障がい児相談支援の利用人数は、各年度末の実利用者数を示しています。

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケアの必要な障がい児が地域で日常生活を送るためには、保健、医療、障がい福祉等において、必要な支援が適切に受けられることが重要です。また、関係機関が連携して支援するためには総合的な相談への対応、及び調整が可能なコーディネーターの存在が必要となります。

本市においては、「総合支援協議会重度障がい者支援部会」とその分科会である「医療的ケア児等支援に関するコーディネート機能推進チーム」において、医療的ケア児等の支援に関する地域課題の把握や、関係機関等の連携推進、研修会の開催等の取組を実施し、医療的ケア児等コーディネーターを中心として医療的ケア児等の支援の推進を図っています。

県の実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の参加人数、及び実施状況を踏まえ、2023 年度(令和 5 年度)における医療的ケア児等コーディネーターを6人と見込みました。

| 区分 | 単位 | 2021 年度 (令和 3 年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|---|----|----------------------|----------------------|----------------------|
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を 調整するコーディネーターの配置人数 | Д | 0 | 6 | 6 |

図表 4-3-3 医療的ケア児等コーディネーターの年間見込み量

(4) 障がい児支援サービスの量と質の確保のための方策

近年、障がい児に対する支援ニーズの増加と質の多様化が見られ、障がい児支援サービスはその重要性を増しています。そのため、本市においても、地域共生社会をめざす中で、サービスの量と質の確保に向けた取組を積極的に進めます。

市内の障がい児通所支援サービスの事業所数は増加傾向にある一方、各事業所によるサービス内容等が多様であり、サービスの質を担保するための取組が引き続き求められています。

市内の障がい児通所支援事業所と連携し、児童発達支援ガイドラインや放課後等デイサービスガイドラインを活用した研修等を行い、障がい児や家族のニーズに対応した適切なサービスが受けられるよう支援内容の向上を図っていきます。また、保育所等の子育て支援に関連する施設と、児童発達支援センターを中心とした障がい児通所支援事業所との連携を推進し、支援ニーズの多様化へ対応していきます。

医療的ケアが必要な障がい児については、必要なサービスを利用できるよう、医療的ケア児等コーディネーターの配置や放課後等デイサービス事業所への看護師配置に対する助成等の取組を継続するとともに、「総合支援協議会重度障がい者支援部会」とその分科会である「医療的ケア児等支援に関するコーディネート機能推進チーム」を活用し、支援のあり方を検討していきます。

注. 医療的ケア児等コーディネーターの人数は、各年度末の配置人数を示しています。

専門職が障がい児支援利用計画の策定を行う障がい児相談支援については、障がい 児の保護者から、「障がい児」から「障がい者」への制度上の移行期における支援の 継続性の確保や、相談先が見つからないことによるやむをえないセルフプランの選択 などが問題として指摘されています。

そこで本市では、希望する障がい児やその保護者すべてが相談支援を受けられるよう、相談支援専門員の人材確保に向けた研修受講の呼びかけや、相談支援事業所を対象とした障がい児支援サービスや子育て支援サービスの理解を深めるための研修の実施、また、相談内容が困難と判断される場合に基幹相談支援センターと連携することにより、障がい児相談支援事業所を支援し、障がい児相談支援の利用しやすい環境の整備を進めていきます。

図表 4-3-4 障がい児支援サービスの見込み量一覧

| 区分 | 単位 | 2021 年度 (令和3年度) | 2022 年度 (令和 4 年度) | 2023 年度 (令和 5 年度) |
|--|----------|--------------------|----------------------|----------------------|
| 利用辛及法士 恒 | 人 | 407 | 427 | 448 |
| ①児童発達支援 | 人日 | 3,589 | 3,766 | 3,951 |
| ②如:= | 人 | 922 | 1,023 | 1,135 |
| ②放課後等デイサービス | 人日 | 10,944 | 12,143 | 13,472 |
| ② 医 | 人 | 0 | 0 | 1 |
| ③医療型児童発達支援 | 人日 | 0 | 0 | 4 |
| ◆ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 人 | 12 | 14 | 16 |
| ④保育所等訪問支援 | 人日 | 18 | 21 | 24 |
| | 人 | 0 | 0 | 1 |
| ⑤居宅訪問型児童発達支援 | 人日 | 0 | Ο | 10 |
| ⑥障がい児相談支援利用者数 | 人 | 300 | 338 | 385 |
| ⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援 を調整するコーディネーターの配置人 数 | \ | 6 | 6 | 6 |

注 1. ①~⑤の数値については、年間の見込み量とし、各年度3月の利用分を示しています。

注2. ⑥の利用者数の数値については、年間の見込み量とし、各年度末の実利用者数を示しています。

注3. 人日は、利用見込み者数×1か月あたりの平均利用日数で算出しています。

(参考) 【市内におけるサービス提供事業所数】

2020年(令和2年)11月現在のサービス提供事業所数を基に、2023年度(令和5年度)までのサービス見込み量の動向を考慮し、令和5年度のサービス見込み量を1事業所あたりの平均利用人数で除して、令和5年度のサービス提供事業所数を算出しました。

図表 4-3-5 障がい児支援サービス提供事業所数

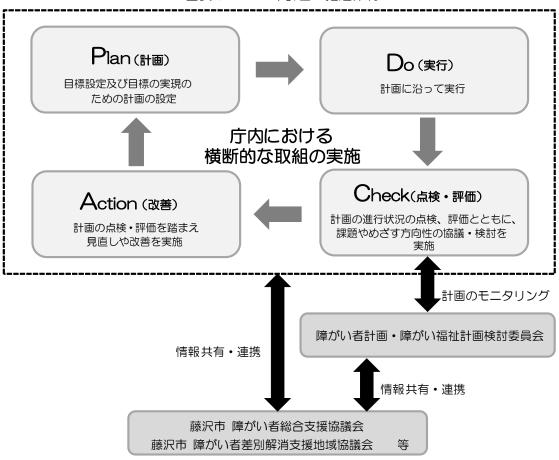
| 区分 | 令和2年11月時点 | 令和5年度の見込み | |
|-------------|-----------|-----------|--|
| 児童発達支援 | 28か所 | 32か所 | |
| 放課後等デイサービス | 47か所 | 63か所 | |
| 医療型児童発達支援 | 〇か所 | O か所 | |
| 保育所等訪問支援 | 3か所 | 4 か所 | |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 〇か所 | O か所 | |
| 障がい児相談支援 | 13 か所 | 19か所 | |

注. 令和5年度の見込み量については、年度末の事業所数を示しています。

第5章 計画推進のために

1. 計画の推進体制について

図表 5-1-1 本計画の推進体制



注. 実施事業、及び担当課については、第2章「施策の方向性と展開」に掲載

(1) 庁内における横断的な取組の推進

本計画の実現のためには、障がいのある人やその家族等へのきめ細やかなサービスを、庁内の各部署が一体的に提供できる体制が必要です。

障がいのある人を取り巻く地域課題の解決に向けて、障がい福祉分野のみならず、 あらゆる分野において障がい者施策を展開すべく、庁内の横断的な調整や取組を推進 します。

(2) モニタリング指標の設定と PDCA サイクルによる進行管理

本計画では、記載した事業や取組について、あらかじめ設定した指標のモニタリングを通じて、計画の達成状況や施策の効果の点検を行います。また、計画の進行管理においては、PDCA サイクルの手法を活用し、計画全体のマネジメントを行い、点検・評価、地域課題の共有等を実施するとともに、本市の障がい者施策のめざす方向性を関係者が相互に学習し合い、これらの成果を計画策定に活用していきます。

(3) モニタリングの実施体制

本計画のモニタリングは、「計画検討委員会」において毎年行い、地域における課題と照らし合わせ、改善の方向性について協議・検討を行います。加えて、全体的な総合評価と計画改定に向けた協議・検討については、2023年度(令和5年度)に実施します。

また、障がいのある人に必要な支援を提供するため、「計画検討委員会」において、 個別支援を通じて見えてきた課題の抽出・整理・分析を行うとともに、地域課題としてまとめ、関係機関と情報を共有しながら、今後の対策や取組の方向性等の協議を進めていきます。

さらに、その協議経過や取組内容、及び対応策等については、「総合支援協議会」 や「差別解消協議会」等と情報を共有し、随時連携しながら、障がい福祉の向上をめ ざし、協議・検討を進めていきます。

(4) モニタリングの実施スケジュール

本計画の進捗状況を確認する流れとしては、次のスケジュールを予定しています。 年度ごとに進捗状況を管理し、「計画検討委員会」への報告と意見聴取を実施する とともに、聴取した意見は事業を所管する関係各課へ報告し、必要とされる取組につ いて検討します。

| | 計画検討委員会(年間4回) |
|-----|---|
| 5月 | ・障がい福祉サービス・障がい児支援サービスの実施実績確認(速報値) |
| 7月 | ・障がい福祉関係事業の進捗状況確認、及び改善に向けた意見集約(→事業を所管する関係各課へ集約した意見報告) |
| 10月 | ・集約された意見に対する関係各課からの検討結果を会議にて報告し、施策への 反映について協議 |
| 1月 | ・障がい福祉サービス・障がい児支援サービスの実績確認(確定値)、及び施策 への反映状況の報告 |

図表 5-1-2 本計画の進行管理スケジュール(各年度)

注. 計画策定(見直しを含む)年度については、本計画の進行管理に加え、計画策定作業を行うため、 計画検討委員会の開催を年間6回とします。

(5) 計画の進捗状況等の公表

本計画は、障がいのある人や障がい者団体関係者の意見等を踏まえた上で、「総合支援協議会」、及び「計画検討委員会」と市が協働して策定したものであり、各主体が計画の進捗状況等の情報を共有し、協働して計画を推進することが不可欠です。そこで、計画の進捗状況等について、市民の皆様に公表します。

資料編

1. 前計画の実施状況(平成30年度~令和2年度)

基本目標1 「一人ひとりの障がいの状態や生活状況に応じた支援の充実」

| 施策の方向性 | 主な取組 |
|-------------------------------|---|
| | → 障がい児支援サービスの充実 児童発達支援、放課後等デイサービス等事業所の増加 (平成 30 年度~) |
| 障がい児の支援 体制の充実 | →小児在宅療養支援の充実に向けた協議 藤沢市母子保健推進協議会「小児在宅療養支援部会」での協議 (平成30年度~) |
| | →医療的ケアに対応した障がい児支援の充実 総合支援協議会重度障がい者支援部会の分科会として医療的 ケア児等支援に関するコーディネート機能推進チームを設置 (令和元年度) |
| 障がいのある人 の就労支援体制 の充実 | → 障がいのある人の就農支援 「農福連携トレーナー育成事業」を実施(令和元年度) |
| 障がいのある人 の高齢化に対応 した施策の充実 | →共生型サービス 障がい福祉サービスと介護保険サービスの一体的な提供を目 的とした共生型サービスの増加(平成 30 年度~) |
| さらに取組が必 要な障がいに対 する支援の充実 | → 藤沢市難病対策地域協議会の運営 指定難病医療受給者証を持つ人が受けることができるサービス一覧の改定、及び緊急時支援ノートの作成・活用 (平成30年度~) |
| | →発達障がいのある人への支援体制の充実・相談支援事業について心理士の配置(平成30年度)・藤沢市発達障がい地域支援会議の開始(令和2年度) |

基本目標2 「障がいのある人とその家族を地域の中で支える仕組みの充実」

| 施策の方向性 | 主な取組 |
|--------------------|--|
| 相談支援体制の 充実 | →相談支援体制等の整備 総合支援協議会相談支援部会において、地域に根差した相談支 援体制のあり方について協議検討(平成 30 年度~) |
| 障がいのある人 の社会活動支援 | →障がいのある人や家族等の活動拠点整備地域福祉プラザの供用開始に伴い、利用登録の支援等を実施 (令和元年度)→文化芸術活動の充実 |
| | 子どもや高齢者、障がいのある人等が、身近に文化芸術に触れる機会の提供(平成 30 年度~) |

基本目標3 「障がい福祉施策の充実に向けた基盤整備と人材育成の推進」

| 施策の方向性 | 主な取組 |
|-----------------------------|---|
| 必要とされてい る社会資源の確 保への取組 | →地域生活支援事業・居室確保事業を開始(平成30年度)・日中一時支援事業の事業類型を再編し、「夕方支援型」を新設(令和元年度) |
| 支援者間の連携・ 協働体制の強化 | →総合支援協議会の効果的な運用 ・ライフステージごとの支援課題についてアンケート実施 (平成30年度) ・障がい児・者相談支援体制の再構築について検討、及び将来 の不安に関するアンケートを実施(令和元年度) ・大規模災害に備えて課題チェックアンケートの実施 (令和2年度) |

基本目標4 「安心して生活するための保健医療の体制や災害・緊急時支援の充実」

| 施策の方向性 | 主な取組 |
|--------------------|--|
| 障がいのある人 の防災対策 | →避難生活支援 ・「要配慮者確認表」(振り分け基準表)を作成 (平成 30 年度) ・避難施設防災訓練において要配慮者振り分け訓練を実施 (令和元年度) |
| 緊急時における 支援体制の整備 | →緊急時における支援体制の整備 「居室確保事業」、及び「安全・安心プラン」の開始 (平成 30 年度) |

基本目標5 「一人ひとりの尊厳が守られる社会づくりの推進」

| 施策の方向性 | 主な取組 |
|--|---|
| バリアフリーの まちづくりとし ての環境整備 | →住宅確保要配慮者に対する支援の充実 藤沢市住宅マスタープランにおいて「居住支援協議会による住宅確保要配慮者への支援」を位置付け(平成30年度~) |
| 権利擁護に関する取組 | →障がいのある人への意思決定支援の促進に関する取組 ・「本人の意思決定を尊重した支援」に関するアンケート、及び実践事例報告書作成(平成30年度) ・総合支援協議会を通じて支援現場で行っている取組についてヒアリングを実施(平成30年度) |
| 障がいのある人 への差別の解消 と合理的配慮に 向けた取組 | →「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の普及 周囲に援助や配慮が必要であることを示す「ヘルプマーク」の 周知、及び自身の障がいについて周囲に知らせるための「ヘル プカード」の導入(平成 30 年度~) |

注. 前計画の実施状況については、年度ごとに実績、分析・評価・課題、次年度に向けた方向性をまとめ、計画検討委員会における意見を付した「モニタリングシート」を作成します。

2. 第5期ふじさわ障がい福祉計画・第1期ふじさわ障がい児福祉計画の進捗状況

(1) 障がい福祉サービス

| 50 | | 平成 30 | O 年度 | 令和元年度 | | 令和 2 | 2年度 | |
|---------|------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|----------------------|
| | 区分 | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 訪問系サービス | 同行援護 | | 18,586 時間 (826 人) | 18,396 時間 (813 人) | 20,218 時間 (880 人) | 17,546 時間 (791 人) | 21,874 時間 (935 人) | 18,423 時間 (799 人) |
| | | 生活介護 | 18,212 人日 (935 人) | 16,218 人日 (908 人) | 18,992 人日 (975 人) | 17,166 人日 (907 人) | 19,771 人日 (1,015 人) | 17,017 人日 (910 人) |
| | | 自立訓練 (機能訓練) | 104 人日 (6 人) | 159 人日 (11 人) | 121 人日 (7 人) | 189 人日 (16 人) | 138 人日 (8 人) | 204 人日 (17 人) |
| | | 自立訓練 (生活訓練) | 299 人日 (19 人) | 233 人日 (21 人) | 315 人日 (20 人) | 310 人日 (20 人) | 330 人日 (21 人) | 273 人日 (21 人) |
| | 通所系サ | 宿泊型自立訓練 | 208 人日 (14 人) | 233 人日 (8 人) | 223 人日 (15 人) | 148 人日 (6 人) | 238 人日 (16 人) | 174 人日 (6 人) |
| 日中活 | 1 | 就労移行支援 | 2,523 人日 (140 人) | 2,463 人日 (162 人) | 2,649 人日 (147 人) | 2,673 人日 (167 人) | 2,740 人日 (154 人) | 2,758 人日 (170 人) |
| 日中活動系サ | ビス | 就労継続支援 (A 型) | 1,196 人日 (61 人) | 1,248 人日 (64 人) | 1,274 人日 (65 人) | 1,325 人日 (70 人) | 1,372 人日 (70 人) | 1,505 人日 (77 人) |
| ービス | | 就労継続支援 (B型) | 10,215 人日 (622 人) | 9,039 人日 (599 人) | 10,741 人日 (654 人) | 9,371 人日 (615 人) | 11,266 人日 (686 人) | 9,856 人日 (617 人) |
| | | 就労定着支援 | 62人 | 28人 | 86人 | 56人 | 90人 | 67人 |
| | | 療養介護 | 32人 | 31 人 | 34 人 | 32人 | 35人 | 32人 |
| | 福祉 | 止型短期入所 | 1,345 人日 (271 人) | 1,332 人日 (276 人) | 1,429 人日 (288 人) | 889 人日 (205 人) | 1,508 人日 (304 人) | 973 人日 (205 人) |
| | 医療 | §型短期入所 | 78人日 (16人) | 117人日 (25人) | 83 人日 (17 人) | 62 人日 (15 人) | 83 人日 (17 人) | 62 人日 (15 人) |
| 居住 | 自立 | 江生活援助 | 9人 | 0人 | 9人 | 1人 | 11人 | 1人 |
| 系サー | 共同 | 5生活援助 | 321人 | 309人 | 338人 | 375人 | 356人 | 375人 |
| ビス | 施討 | 设入所支援 | 252 人 | 246人 | 252人 | 245人 | 252人 | 245人 |
| | 計画 | 回相談支援 | 1,153人 | 969人 | 1,378人 | 975人 | 1,603人 | 1,022人 |
| 相談支援 | | 参考) 炎支援専門員数 | 107人 | 56人 | 122人 | 58人 | 137人 | 60人 |
| 支援 | 地填 | 或移行支援 | 4人 | 1人 | 6人 | 1人 | 8人 | 2人 |
| 注 | 地填 | 或定着支援) 内は実 人物 実績 | 5人 | 0人 | 9人 | 1人 | 13人 | 2人 |

注. ()内は実人数、実績(月)は当該年度3月分の実績。ただし、(参考)相談支援専門員数は、当該年度3月末日における人数、また、地域移行支援、及び地域定着支援については、当該年度の年間の実績を示している。

(2) 地域生活支援事業

1) 必須事業

| | 57/\ | 平成 30 | O 年度 | 令和元 | 年度 | 令和 2 | 2 年度 |
|----|-----------------------------------|--------------------------|-----------------------|---------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 区分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 理 | 解促進研修・啓発事業 | | | | | | |
| | 理解促進、及び啓発に 関する事業 | 5事業 | 5事業 | 5事業 | 5事業 | 5事業 | 5事業 |
| É | 発的活動支援事業 | | | | | | |
| | 避難行動要支援者 名簿提供自治会数 | 421 件 | 417件 | 433 件 | 418件 | 446 件 | 487件 |
| | 避難行動要支援者 名簿提供割合 | 88.1% | 86.1% | 90.6% | 85.8% | 93.3% | 85.8% |
| 柜 | 訓談支援事業 | | • | | ' | • | |
| | 相談支援 | | | | | | |
| | 障がい者相談支援事 業所数 | 7か所 | 7 か所 | 7か所 | 7か所 | 8か所 | 7か所 |
| | 相談支援事業従事者 数 | 15人 | 15人 | 16人 | 15人 | 17人 | 15人 |
| | 障がい者総合支援協 議会 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 |
| | 住宅入居等支援事業 | 6か所 | 6か所 | 6か所 | 6 か所 | 7か所 | 6か所 |
| 成 | 年後見制度利用支援事業 | | | | | | |
| | 市長申立て件数 (障がい者分) | 9件 | 13 件 | 10 件 | 4 件 | 12件 | 8件 |
| | 報酬助成 | 12件 | 16件 | 16件 | 15件 | 20件 | 15件 |
| 成 | 在後見制度法人後見支援事業 | | | | | | |
| | 法人後見の活動支援 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 |
| | 法人後見受任件数 | 12件 | 13件 | 14 件 | 13件 | 16件 | 13件 |
| 意 | 思疎通支援事業 | | | | | | |
| | 手話通訳者数 | 19人 | 20人 | 20人 | 23人 | 20人 | 23 人 |
| | 要約筆記者数 | 30人 | 31 人 | 31 人 | 27人 | 32人 | 27人 |
| | 派遣件数 実利用者数 | 79人 | 74 人 | 81 人 | 80人 | 83 人 | 80人 |
| | 延利用件数 | 669 件 | 733 件 | 690 件 | 722件 | 711 件 | 722 件 |
| | 重度障がい者等入院時 コミュニケーション支 援利用者数 | 1人 | 1人 | 1人 | 0人 | 1人 | 1人 |
| | 常生活用具給付等事業 | | | | | | |
| | 介護・訓練支援用具 | 17件 | 26 件 | 17件 | 10件 | 17件 | 11 件 |
| | 自立生活支援用具 | 63 件 | 51 件 | 64 件 | 37件 | 64 件 | 38 件 |
| | 在宅療養等支援用具 | 58 件 | 57件 | 58 件 | 62 件 | 58 件 | 65 件 |
| | 情報・意思疎通支援用具 | 67件 | 75件 | 68件 | 78件 | 69件 | 80件 |
| | 排せつ管理支援用具 | 947件 | 887件 | 985件 | 985件 | 1,023件 | 959件 |
| | │ 住宅改修費 | 5件 | 7件 | 5件 | 6件 | 5件 | 6件 |
| Ŧ | 話奉仕員養成研修事業 | 5 コース | 57 7 | 5 コース | 5コース | 5コース | 5コース |
| | 手話通訳者養成講座 講座参加者数 | 5 コース (110 回) 96 人 | 5コース (110回) 94人 | 5コース (120回) 97人 | りコース (120回) 99人 | 5コース (120回) 98人 | 5コース (120回) 99人 |
| 天夕 | 」 | 30 // | 34 X | 91 八 | 99 八 | 30 X | 33 <u>X</u> |
| 13 | 実利用者数 | 691人 | 658人 | 714人 | 630人 | 736人 | 628人 |
| | 利用時間数 | 65,683 時間 | 66,630 時間 | 67,856 時間 | 61,202 時間 | 70,029 時間 | 60,838 時間 |
| 批 | 」がの問題 地域活動支援センター機能強 | | ,000 00100 | , 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | - :,======== | ,========= | ,000 00120 |
| | 地域活動実施か所数 | 9か所 | 8か所 | 9か所 | 7か所 | 9か所 | 6か所 |
| | 支援セン 実利用者数 | 141 人 | 135人 | 143人 | 108人 | 145人 | 110人 |

2) 任意事業

| | NΔ | 平成 3 | 0 年度 | 令和え | 元年度 | 令和 2 | 2年度 |
|--------|--------------------------|----------|---------|----------|------------|----------|---------|
| | 区分 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 訪 | 訪問入浴サービス | | | | | | |
| | 利用者数 | 40人 | 45人 | 42人 | 52人 | 44人 | 56人 |
| | 利用回数 | 2,822 🗆 | 3,231 🗆 | 2,963 🗆 | 3,547 🛽 | 3,104 🗆 | 4,060 🗆 |
| 社 | 会参加促進事業 | | | | | | |
| | ボランティア(奉仕 員)養成研修事業 | 132人 | 137人 | 134人 | 160人 | 136人 | 160人 |
| | 点字・声の広報等発行 事業 | 145人 | 129人 | 145人 | 118人 | 145人 | 118人 |
| ス | ポーツ・レクリエーショ | ン教室等事業 | | | | | |
| | 太陽の家体育館延利用 者数(自主事業のみ) | 1,255 人 | 1,264 人 | 1,265人 | 997人 | 1,275人 | 900人 |
| | 神奈川県障がい者スポ ーツ大会参加者数 | 90人 | 91人 | 92人 | 108人 | 94人 | 0人 |
| \Box | 日中一時支援事業 | | | | | | |
| | 利用者数 | 210人 | 142人 | 220人 | 72人 | 230人 | 108人 |
| | 利用回数 | 11,340 🛭 | 8,279 🗆 | 11,880 🗆 | 3,671 🛭 | 12,420 🗆 | 5,861 🛭 |

3) 障がい児支援サービス

| 区分 | | 平成 3 | 0 年度 | 令和え | 元年度 | 令和 2 | 2年度 |
|------|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| | | 計画(月) | 実績(月) | 計画(月) | 実績(月) | 計画(月) | 実績見込 (月) |
| | 児童発達支援 | 3,497人日 (405人) | 3,322 人日 (360 人) | 3,946 人日 (457 人) | 3,161 人日 (370 人) | 4,395 人日 (509 人) | 3,422 人日 (388 人) |
| 温 | 放課後等デイサービス | 8,698 人日 (773 人) | 8,935 人日 (748 人) | 9,531 人日 (847 人) | 9,039 人日 (749 人) | 10,363 人日 (921 人) | 9,863 人日 (831 人) |
| 通所支援 | 医療型児童発達支援 | 0人日 (0人) | 4 人日 (1 人) | 0人日 (0人) | 0人日 (0人) | 20 人日 (1 人) | 0人日(0人) |
| 援 | 保育所等訪問支援 | 16人日 (10人) | 11 人日 (7 人) | 26 人日 (16 人) | 5 人日 (4 人) | 35 人日 (22 人) | 15 人日 (10 人) |
| | 居宅訪問型児童発達 支援 | 26 人日 (3 人) | 0人日(0人) | 35 人日 (4 人) | 0 人日 (0 人) | 43 人日 (5 人) | 0人日(0人) |
| 相談支援 | 障がい児相談支援 | 280人 | 250人 | 355人 | 252 人 | 430人 | 252 人 |
| 支援 | (参考) 相談支援専門員数 | 61人 | 47人 | 66人 | 49人 | 71人 | 49人 |

注. ()内は実人数、実績(月)は当該年度3月分の実績。ただし、(参考)相談支援専門員数は、当該年度3月末日における人数。

3. 計画策定体制

(1) 「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」による協議・検討

学識経験者や障がい者関係団体、障がい者福祉施設の関係者に加えて、公募により 選ばれた市民の代表者で構成する「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」を設 置し、当初計画の施策に対する評価や、本市における障がい者を取り巻く地域課題の 整理、今後の施策のあり方等について協議・検討を行いました。

(2) 「藤沢市障がい者総合支援協議会」との連携

障がい福祉に係る地域の課題を共有し、今後の課題解決に向けた具体策の協議・検討を行うことを目的に、関係機関で組織される「藤沢市障がい者総合支援協議会」において、日頃の障がい福祉サービスの提供を通じて把握している障がいのある人のニーズや支援における課題、今後の事業展開の方向性等について、意見交換を実施しました。

(3) 当事者・家族団体等に対するヒアリング調査

市内で障がい福祉の向上のために活動している当事者・家族で構成される 12 の団体等を対象に聞き取り調査を行い、障がいのある人とその家族の困りごとや施策へのニーズ等を把握しました。

(4) 障がい福祉サービス事業所に対するヒアリング調査

障がいのある人の支援を行う障がい福祉サービス事業所を対象に聞き取り調査を実施し、支援現場での課題や、より効果的な支援のために必要と考える施策等について確認しました。

(5) 当事者、及び障がい児の保護者向けアンケート調査

市内の障がいのある人や障がい児の保護者を対象にアンケートを実施し、日常生活での困りごとや障がい者施策に対するニーズ等を把握しました。

(6) パブリックコメント(市民意見公募)の実施

市民の皆様への本計画の周知を図るとともに、ご意見やご提案を本計画に反映させることを目的に、パブリックコメント(市民意見公募)を実施しました。

4. 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会 委員名簿

【令和元年度】

| | | 氏名 | 所属等 | 選出区分 |
|-----|-----|-----|-------------------------|-------------------------|
| 代 表 | 髙山 | 由美子 | ルーテル学院大学 | 学識経験者 |
| 副代表 | 澤野 | 亮介 | 社会福祉法人 光友会 事務管理部 | 障がい福祉関係施設の代表 |
| 委員 | 大澤 | 健二 | 社会福祉法人 藤沢育成会 みらい社 | 専門部会の代表 (就労・進路支援部会) |
| | 齊藤 | 祐二 | NPO 法人 藤沢相談支援 ネットワーク | 専門部会の代表 (重度障がい者支援部会) |
| | 種田 | 多化子 | 藤沢市肢体障害者協会 | 障がい児者関係団体の代表 |
| | 都築 | 由美子 | 藤沢市自閉症児・者親の会 | 障がい児者関係団体の代表 |
| | 冨澤 | 啓 | 社会福祉法人 ひばり ひばりの宿 | 専門部会の代表 (権利擁護部会) |
| | 西村 | 玲子 | 全国手をつなぐ育成会連合会 | 専門部会の代表 (相談支援部会) |
| | 林 | 美智子 | 市民代表 | 市民代表 |
| | 伏見 | 康一 | 社会福祉法人 藤沢育成会 湘南だいち | 障がい福祉関係施設の代表 |
| | 向井 | 邦良 | 藤沢ひまわり会 | 障がい児者関係団体の代表 |
| | 山野上 | 浩己 | 藤沢市太陽の家 しいの実学園 | 障がい児関係施設の代表 |

(氏名については敬称略。委員の氏名のみ五十音順)

【令和2年度】

| | 氏名 | 所属等 | 選出区分 |
|-----|--------|-------------------------|-------------------------|
| 代 表 | 髙山 由美子 | ルーテル学院大学 | 学識経験者 |
| 副代表 | 澤野 亮介 | 社会福祉法人 光友会 事務管理部 | 障がい福祉関係施設の代表 |
| 表 | 大澤 健二 | 社会福祉法人 藤沢育成会 みらい社 | 専門部会の代表 (就労・進路支援部会) |
| | 齊藤祐二 | NPO 法人 藤沢相談支援 ネットワーク | 専門部会の代表 (重度障がい者支援部会) |
| | 種田 多化子 | 藤沢市肢体障害者協会 | 障がい児者関係団体の代表 |
| | 都築 由美子 | 藤沢市自閉症児・者親の会 | 障がい児者関係団体の代表 |
| | 富澤 啓 | 社会福祉法人 ひばり ひばりの宿 | 専門部会の代表 (権利擁護部会) |
| | 西村 玲子 | 全国手をつなぐ育成会連合会 | 専門部会の代表 (相談支援部会) |
| | 林 美智子 | 市民代表 | 市民代表 |
| | 伏見 康一 | 社会福祉法人 藤沢育成会 湘南だいち | 障がい福祉関係施設の代表 |
| | 前田 美恵子 | 藤沢市太陽の家 しいの実学園 | 障がい児関係施設の代表 |
| | 向井 邦良 | 藤沢ひまわり会 | 障がい児者関係団体の代表 |

(氏名については敬称略。委員の氏名のみ五十音順)

5. 藤沢市障がい者総合支援協議会 委員名簿

【令和元年度】

| | 氏名 | | 所属等 | 選出区分 |
|-----|-----|-----|-------------------------|----------------------------|
| 代 表 | 石渡 | 和実 | 東洋英和女学院大学 | 学識経験者 |
| 副代表 | 齊藤 | 祐二 | NPO 法人 藤沢相談支援 ネットワーク | 専門部会の代表 (重度障がい者支援部会) |
| | 青木 | 秀夫 | 市民代表 | 市民代表 |
| | 小野田 | 奈穂子 | 藤沢市歯科医師会 | 歯科医師会の代表 |
| | 加藤 | 悟美 | 藤沢市学校教育相談センター | 子ども発達支援連絡会議の代表 |
| | 加藤 | 葉子 | 藤沢市医師会 | 医師会の代表 |
| | 木村 | 靖子 | 藤沢市手をつなぐ育成会 | 障がい児者関係団体の代表 |
| | 久保 | 聡 | 市民代表 | 市民代表 |
| | 郡部 | 直子 | 社会福祉法人 創 | 専門部会の代表 (権利擁護部会) |
| | 小林 | 誠二 | 藤沢市社会福祉協議会 | 権利擁護ネットワーク連絡会の 代表 |
| | 櫻井 | 康則 | NPO 法人 藤沢市聴覚障害者協会 | 障がい児者関係団体の代表 |
| | 島村 | 孝子 | 藤沢市肢体不自由児者父母の会 | 障がい児者関係団体の代表 |
| | 志水 | 敦子 | 藤沢市立白浜養護学校 | 教育関係機関の代表 |
| 委 員 | 新城 | 直 | 藤沢市視覚障害者福祉協会 | 障がい児者関係団体の代表 |
| | 髙山 | 由美子 | ルーテル学院大学 | 障がい者計画・障がい福祉計画 検討委員会の代表 |
| | 田中 | 秀巳 | NPO 法人 藤沢相談支援 ネットワーク | 専門部会の代表 (相談支援部会) |
| | 戸髙 | 洋充 | 社会福祉法人藤沢ひまわり | 精神障がい者地域生活支援 連絡会の代表 |
| | 能勢 | 敏之 | 障がい者福祉対策部会企画部会 | 民生委員児童委員協議会 (障がい者部会)の代表 |
| | 濱坂 | 英則 | 藤沢市障がい者日中活動支援 事業所連絡会 | 障がい福祉関係施設の代表 |
| | 伏見 | 康一 | 社会福祉法人 藤沢育成会 湘南だいち | 障がい福祉関係施設の代表 |
| | 船山 | 敏一 | 社会福祉法人 藤沢ひまわり 藤沢ひまわり | 専門部会の代表 (就労・進路支援部会) |
| | 松井 | 正志 | 社会福祉法人 光友会 | 障がい福祉関係施設の代表 |
| | 三瓶 | 三絵 | 湘南地域就労援助センター | 労働関係機関の代表 |
| | 村松 | 敬章 | 日本 ALS 協会 神奈川支部 | 難病対策地域協議会の代表 |

(氏名については敬称略。委員の氏名のみ五十音順)

【令和2年度】

| | 1 | 氏名 | 所属等 | 選出区分 |
|-----|-----|-----|-------------------------|----------------------------|
| 代 表 | 石渡 | 和実 | 東洋英和女学院大学 | 学識経験者 |
| 副代表 | 齊藤 | 祐二 | NPO 法人 藤沢相談支援 ネットワーク | 専門部会の代表 (重度障がい者支援部会) |
| | 青木 | 秀夫 | 市民代表 | 市民代表 |
| | 小野田 | 奈穂子 | 藤沢市歯科医師会 | 歯科医師会の代表 |
| | 加藤 | 悟美 | 藤沢市学校教育相談センター | 子ども発達支援連絡会議の代表 |
| | 加藤 | 葉子 | 藤沢市医師会 | 医師会の代表 |
| | 木村 | 靖子 | 藤沢市手をつなぐ育成会 | 障がい児者関係団体の代表 |
| | 久保 | 聡 | 市民代表 | 市民代表 |
| | 郡部 | 直子 | 社会福祉法人 創 | 専門部会の代表 (権利擁護部会) |
| | 小林 | 誠二 | 藤沢市社会福祉協議会 | 権利擁護ネットワーク連絡会の 代表 |
| | 櫻井 | 康則 | NPO 法人 藤沢市聴覚障害者協会 | 障がい児者関係団体の代表 |
| | 島村 | 孝子 | 藤沢市肢体不自由児者父母の会 | 障がい児者関係団体の代表 |
| | 志水 | 敦子 | 藤沢市立白浜養護学校 | 教育関係機関の代表 |
| 委員 | 新城 | 直 | 藤沢市視覚障害者福祉協会 | 障がい児者関係団体の代表 |
| | 髙山 | 由美子 | ルーテル学院大学 | 障がい者計画・障がい福祉計画 検討委員会の代表 |
| | 田中 | 秀巳 | NPO 法人 藤沢相談支援 ネットワーク | 専門部会の代表 (相談支援部会) |
| | 戸髙 | 洋充 | 社会福祉法人藤沢ひまわり | 精神障がい者地域生活支援 連絡会の代表 |
| | 能勢 | 敏之 | 障がい者福祉対策部会企画部会 | 民生委員児童委員協議会 (障がい者部会)の代表 |
| | 濱坂 | 英則 | 藤沢市障がい者日中活動支援 事業所連絡会 | 障がい福祉関係施設の代表 |
| , | 伏見 | 康一 | 社会福祉法人 藤沢育成会 湘南だいち | 障がい福祉関係施設の代表 |
| | 船山 | 敏一 | 社会福祉法人 藤沢ひまわり 藤沢ひまわり | 専門部会の代表 (就労・進路支援部会) |
| | 松井 | 正志 | 社会福祉法人 光友会 | 障がい福祉関係施設の代表 |
| | 三瓶 | 三絵 | 湘南地域就労援助センター | 労働関係機関の代表 |
| | 村松 | 敬章 | 日本 ALS 協会 神奈川支部 | 難病対策地域協議会の代表 |

(氏名については敬称略。委員の氏名のみ五十音順)

6. 藤沢市障がい者総合支援協議会 設置要綱

第1章 総則

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、本市の障がい福祉事業を円滑かつ総合的に推進するため、藤沢市障がい者総合支援協議会(以下「総合支援協議会」という。)を置き、その運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(総合支援協議会の構成)

第2条 総合支援協議会の下に、障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会を置く。 (意見等の聴取)

第3条 総合支援協議会及び前条に掲げる組織(以下「総合支援協議会等」という。) において、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、 説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第4条 総合支援協議会等の委員は、会議において知り得た個人の情報については、他に漏らしてはならない。

(報酬)

第5条 総合支援協議会等の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則(昭和43年規則第22号)に定めるところによる。

(委員の任期)

第6条 総合支援協議会等の委員の任期は、2年以内とし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(代表及び副代表)

第7条 総合支援協議会等に代表及び副代表1人を置き、委員の互選によりこれを 定める。

- 2 代表は、会務を総理し、総合支援協議会等を代表する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第8条 総合支援協議会等は、市長の要請に基づき、代表が招集する。

2 総合支援協議会等は、必要に応じて開催するものとする。

(庶務)

第9条 総合支援協議会等の庶務は、福祉健康部障がい福祉課において総括し、及び処理する。

(会議の傍聴等)

第10条 総合支援協議会等の傍聴を認める者の定員は10人とする。

- 2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。
- 3 傍聴定員を超えた場合でも代表と委員が協議し、可能な範囲で傍聴できるよう努める。

第2章 総合支援協議会

(所掌事務)

- 第11条 総合支援協議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 障がい者支援のための体制整備に関すること
 - (2) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の案の策定に関すること
 - (3) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理に関すること
 - (4) 障がい当事者・家族・障がい福祉関係機関及び団体との連携に関すること
 - (5) 障がい者支援のための福祉サービス等の総合調整に関すること

(組織)

- 第12条 総合支援協議会の委員は、25人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 医師会の代表
 - (2) 歯科医師会の代表
 - (3) 学識経験者
 - (4) 民生委員児童委員協議会(障がい者部会)の代表
 - (5) 障がい児者関係団体の代表
 - (6) 障がい福祉関係施設の代表
 - (7) 労働関係機関の代表
 - (8) 教育関係機関の代表
 - (9) 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の代表
 - (10)専門部会の代表
 - (11)市民代表
 - (12)精神障がい者地域生活支援連絡会の代表
 - (13)子ども発達支援連絡会議の代表
 - (14)権利擁護ネットワーク連絡会の代表
 - (15)難病対策地域協議会の代表
 - (16)前各号に掲げる者のほか、市長が認めた者
- 2 総合支援協議会は、運営を円滑に行うために、運営会議を設置することができる。
 - 3 総合支援協議会は、必要に応じて、専門部会を設置することができる。

第3章 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会

(所掌事務)

- 第13条 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の案の作成に関すること
 - (2) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理の作業に関すること

(組織)

第14条 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の委員は、13人以内とし、

次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい児者関係団体の代表
- (3) 障がい福祉関係施設の代表
- (4) 障がい児関係施設の代表
- (5) 専門部会の代表
- (6) 市民代表
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が認めた者

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 藤沢市障がい者施策検討委員会設置要綱、藤沢市障がい者地域自立支援協議会設置要綱は、平成25年3月31日をもって、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

7. 「ふじさわ障がい者プラン 2026」策定経過

(1) 策定までの経緯

【令和元年度】

| | 策定に関する審議、及びニーズ調査等 | その他 |
|-----|-------------------------------------|-----------------------|
| 4月 | | |
| 5月 | • 令和元年度第 1 回計画検討委員会開催 | • 令和元年度第 1 回総合支援協議会開催 |
| 6月 | | |
| 7月 | • 令和元年度第2回計画検討委員会開催 | |
| 8月 | | • 令和元年度第 2 回総合支援協議会開催 |
| 9月 | | |
| 10月 | • 令和元年度第3回計画検討委員会開催 | |
| 11月 | | • 令和元年度第3回総合支援協議会開催 |
| 12月 | | |
| 1月 | ・令和元年度第 4 回計画検討委員会開催 ・ヒアリング調査の実施 | • 令和元年度第 4 回総合支援協議会開催 |
| 2月 | | |
| 3月 | | |

【令和2年度】

| | 策定に関する審議、及びニーズ調査等 | その他 |
|-----|--|-------------------------|
| 4月 | • 令和 2 年度第 1 回計画検討委員会開催 | |
| 5月 | | • 令和 2 年度第 1 回総合支援協議会開催 |
| 6月 | | |
| 7月 | ・アンケート調査の実施 ・令和 2 年度第 2 回計画検討委員会開催 | |
| 8月 | • 令和 2 年度第 3 回計画検討委員会開催 | • 令和 2 年度第 2 回総合支援協議会開催 |
| 9月 | | |
| 10月 | • 令和 2 年度第 4 回計画検討委員会開催 | |
| 11月 | パブリックコメントの実施令和2年度第5回計画検討委員会開催 | • 令和 2 年度第 3 回総合支援協議会開催 |
| 12月 | ・パブリックコメントの実施 | • 市議会定例会厚生環境常任委員会にて中間報告 |
| 1月 | • 令和 2 年度第 6 回計画検討委員会開催 | • 令和 2 年度第 4 回総合支援協議会開催 |
| 2月 | | • 市議会定例会厚生環境常任委員会にて報告 |
| 3月 | | |

(2) 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の開催状況

【令和元年度】

1) 第1回計画検討委員会

| 項目 | 内 容 |
|----|---|
| 日時 | 2019年(令和元年)5月20日(月) 9:30~11:30 |
| 場所 | 藤沢市本庁舎 7 階 7-1・7-2 会議室 |
| 議題 | ●令和元年度障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会について ●障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画について ●障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理について ●障がい者計画の進行管理について |

2) 第2回計画検討委員会

| 項目 | 内 容 |
|----|--|
| 日時 | 2019年(令和元年)7月22日(月) 9:30~11:30 |
| 場所 | 藤沢市本庁舎 7 階 7-1・7-2 会議室 |
| 議題 | ●計画モニタリング指標最終確認、及び平成30年度実績について ●次期計画策定に向けた聞き取り調査について① ●藤沢市相談支援体制について |

3) 第3回計画検討委員会

| 項目 | 内 容 |
|----|---|
| 日時 | 2019年(令和元年)10月8日(火) 9:30~11:30 |
| 場所 | 藤沢市本庁舎 5 階 5-1・5-2 会議室 |
| 議題 | ●平成30年度事業実績について●令和元年度上半期中間報告について●次期計画策定に向けた聞き取り調査について②●居室確保事業の「平日・日中」「夜間・土日・休日」の対応について |

4) 第4回計画検討委員会

| 項目 | 内 容 |
|----|---|
| 日時 | 2020年(令和2年)1月14日(金) 9:30~11:30 |
| 場所 | 藤沢市本庁舎 7 階 7-1・7-2 会議室 |
| 議題 | ●計画モニタリングシート(確定値)について ●次期計画策定に向けた聞き取り調査について③ ●障がい者総合支援について(将来の不安に関するアンケート実施結果) ●藤沢市障がい者差別支援地域協議会について ●藤沢市行財政改革 2020 について ●ふれあいフェスタについて ●藤沢市役所分庁舎落成式について |

【令和2年度】

1) 第1回計画検討委員会

| 項目 | 内 容 |
|----|---|
| 日時 | 書面開催 |
| 場所 | |
| 議題 | ●次期障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定スケジュールについて ●令和2年度年間スケジュールについて ●次期計画に向けた聞き取り調査について ●次期計画に向けたアンケート調査について |

2) 第2回計画検討委員会

| 項目 | 内 容 |
|----|---|
| 日時 | 2020年(令和2年)7月20日(月) 9:30~11:30 |
| 場所 | 藤沢市役所本庁舎 5 階 5-1・5-2 会議室 |
| 議題 | ●「『きらり ふじさわ』中間見直し」モニタリング指標、及び令和元年度実績について ●次期計画策定進捗状況について ●今後の障がい者相談支援体制について |

3) 第3回計画検討委員会

| 項目 | 内 容 |
|----|---|
| 日時 | 2020年(令和2年)8月24日(月) 9:30~11:30 |
| 場所 | 藤沢市役所本庁舎 5 階 5-1・5-2 会議室 |
| 議題 | ●次期計画策定に向けたアンケート調査 単純集計(速報値)について ●次期計画骨子について |

4) 第4回計画検討委員会

| 項目 | 内 容 |
|----|---|
| 日時 | 2020年(令和2年)10月6日(火) 9:30~11:30 |
| 場所 | 藤沢市役所本庁舎8階8-1・8-2会議室 |
| 議題 | ●調査結果からの課題整理、及び次期計画素案について(グループワークによる検討) |

5) 第5回計画検討委員会

| 項目 | 内 容 |
|----|---------------------------------|
| 日時 | 2020年(令和2年)11月30日(月) 9:30~11:30 |
| 場所 | 藤沢市役所本庁舎 5 階 5-1・5-2 会議室 |
| 議題 | ●次期計画素案について ●次期計画の名称について |

6)第6回計画検討委員会

| 項目 | 内 容 |
|----|---|
| 日時 | 書面開催 |
| 場所 | |
| 議題 | ●ふじさわ障がい者プラン 2020「きらり ふじさわ」中間見直し令和元年度実績報告について ●次期計画最終案について |

(3) 藤沢市障がい者総合支援協議会の開催状況

【令和元年度】

1) 第1回総合支援協議会

| 項目 | 内 容 | | | |
|----|---|--|--|--|
| 日時 | 2019年(令和元年)5月28日(木) 9:30~12:00 | | | |
| 場所 | 藤沢市役所本庁舎 5 階 5-1・5-2 会議室 | | | |
| 議題 | ●藤沢市障がい者総合支援協議会について ●計画検討委員会、及び専門部会の実施内容、及び実施報告について ●令和元年度の通年議題について ●日中サービス支援型グループホーム設置について | | | |

2) 第2回総合支援協議会

| 項目 | 内 容 | | | |
|---|--------------------------------|--|--|--|
| 日時 | 2019年(令和元年)8月20日(木) 9:30~12:00 | | | |
| 場所 | 藤沢市役所本庁舎 7 階 7-1・7-2 会議室 | | | |
| ●計画検討委員会、及び専門部会の実施内容、及び実施報告について ●次期障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児計画策定スケジュールについて ●今後の相談支援体制について ●将来の不安に関するアンケートについて | | | | |

3) 第3回総合支援協議会

| 項目 | 内 容 | | | |
|----|--|--|--|--|
| 日時 | 2019年(令和元年)11月5日(火) 9:30~12:00 | | | |
| 場所 | 藤沢市役所本庁舎 7 階 7-1・7-2 会議室 | | | |
| 議題 | ●障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会、各専門部会、及び差別解消協議会の実施内容、及び実施報告について ●日中サービス支援型グループホームの開設について ●発達障がいに関する協議の設置に向けた準備会の進捗状況について ●藤沢市行財政改革 2020 について | | | |

4) 第4回総合支援協議会

| 項目 | 内容 | | | |
|----|--|--|--|--|
| 日時 | 2020年(令和2年)1月21日(火) 9:30~12:00 | | | |
| 場所 | 藤沢市役所本庁舎 7 階 7-1・7-2 会議室 | | | |
| 議題 | ●計画検討委員会、及び専門部会の実施内容、及び実施報告について ●将来び不安(親なきあと)に関するアンケート結果について ●藤沢市行財政改革 2020 について | | | |

【令和2年度】

1) 第1回総合支援協議会

| 項目 | 内 容 | | | |
|----|---|--|--|--|
| 日時 | 書面開催 | | | |
| 場所 | | | | |
| 議題 | ●令和2年度総合支援協議会年間予定、及び令和元年度計画検討委員会・各専門部会の実施報告について ●令和2年度の通年議題について ●将来の不安に関するアンケート調査について ●次期計画策定に関する聞き取り調査の結果について ●次期計画の策定に向けた当事者・保護者向けアンケート調査について ●災害時における障がいのある方の避難(生活)について ●日中サービス支援型グループホームの開設について | | | |

2) 第2回総合支援協議会

| 項目 | 内 容 | | | |
|----|---|--|--|--|
| 日時 | 2020年(令和2年)8月17日(月) 9:30~12:00 | | | |
| 場所 | 藤沢市役所本庁舎 5 階 5-1・5-2 会議室 | | | |
| 議題 | ●令和2年度第1回・第2回計画検討委員会の結果報告について ●各専門部会の結果報告について ①相談支援部会 ②重度障がい者支援部会 ③就労・進路支援部会 ④権利援護部会 ●次期計画策定の進捗状況について ●「『きらり ふじさわ』中間見直し」令和元年度実績について ●災害時における障がいのある方の避難(生活)について ●今後の障がい者相談支援体制について | | | |

3) 第3回総合支援協議会

| 項目 | 内 容 | |
|----|--|--|
| 日時 | 書面開催 | |
| 場所 | | |
| 議題 | ●次期計画の素案について ●災害時における障がいのある方の避難(生活)について ●計画相談支援・障がい児相談支援について | |

4) 第4回総合支援協議会

| 項目 | 3 | 内容 |
|-----|---------|---|
| 日時 | 寺 | 書面開催 |
| 場が | 沂 | |
| 議 題 | | ●ふじさわ障がい者プラン 2020「きらり ふじさわ」中間見直し令和元年度実績報告について ●次期計画最終案について |

8. ヒアリング調査 実施概要

(1) ヒアリング調査の目的

本市では、障がいのある人、及び障がい児の保護者の日常生活上の困りごと、施策ニーズ、福祉サービスの利用状況や今後の利用意向、利用上の問題などについて、アンケート調査だけでは把握することが難しい当事者や障がい福祉サービス提供事業者の詳細な実態を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、ヒアリング調査を実施しました。

(2)調査項目

| 当事者・ 家族団体等 向け | ①生活を送る上での困りごとについて ②生活をする上での困りごとについて相談する相手・団体について ③日常生活を送る中で応援してくれる人・団体について ④緊急時における不安と必要な支援について ⑤差別解消法による変化は感じるか、感じた際の内容や課題について ⑥藤沢市で不足していると感じる支援や問題について ⑦藤沢市で「利用しやすい」や「有効だ」と感じることについて ⑧家族(親族)からの支援が得られなくなる可能性を考慮した準備やその不安、または必要な支援について ⑨ご本人を中心とした地域での交友関係について ⑪藤沢市に期待する障がい者施策について |
|--------------------------|---|
| 障がい福祉 サービス提供 事業者向け | ①サービス提供において感じている課題について ②各サービスにおける直近のニーズ、及び将来動向について ③藤沢市に不足していると感じる支援施策、充実が必要な施策について ④藤沢市に期待する障がい者施策について |

(3) 実施団体一覧

1) 当事者・家族団体等

| | 団体名 | 人数 | 実施日 |
|----|--------------------------------|----|------------------|
| 1 | 藤沢市肢体障害者協会 | 4人 | 2020年(令和2年)1月29日 |
| 2 | 藤沢市視覚障害者福祉協会 | 3人 | 2020年(令和2年)2月4日 |
| 3 | 藤沢市聴覚障害者協会 | 4人 | 2020年(令和2年)2月5日 |
| 4 | 藤沢市肢体不自由児者父母の会 | 7人 | 2020年(令和2年)2月3日 |
| 5 | 藤沢市手をつなぐ育成会 | 4人 | 2020年(令和2年)2月5日 |
| 6 | 藤沢市自閉症児・者親の会 | 5人 | 2020年(令和2年)1月27日 |
| 7 | 藤沢ひまわり会 | 3人 | 2020年(令和2年)2月7日 |
| 8 | 藤沢市オストメイト(人工肛門・人工膀胱保有者又は造設者)の会 | 3人 | 2020年(令和2年)1月24日 |
| 9 | 藤沢市腎友会 | 3人 | 2020年(令和2年)1月23日 |
| 10 | 藤沢言語友の会 | 2人 | 2020年(令和2年)1月30日 |
| 11 | 藤沢市ALS/神経難病患者の会 (オリーブの会) | 6人 | 2020年(令和2年)1月30日 |
| 12 | チャレンジⅡ 日中活動(家族会) | 6人 | 2020年(令和2年)1月15日 |

2) 障がい福祉サービス提供事業者

| | 団体名 | 人数 | 実施日 |
|---|---|----|------------------|
| 1 | 相談系サービス提供事業者 | 3人 | 2020年(令和2年)1月31日 |
| 2 | 居宅系サービス提供事業者 | 3人 | 2020年(令和2年)1月30日 |
| 3 | 日中活動系サービス提供事業者 | 4人 | 2020年(令和2年)1月24日 |
| 4 | 居住系サービス提供事業者 | 3人 | 2020年(令和2年)1月22日 |
| 5 | 就労系サービス提供事業者 | 4人 | 2020年(令和2年)1月27日 |
| 6 | 児童通所系サービス提供事業者(幼児期、学齢 期別に実施) (児童通所系事業所連絡会) | 4人 | 2020年(令和2年)1月23日 |

9. アンケート調査 実施概要

(1) アンケート調査の目的

本市では、障がいのある人や、障がい児、及びその保護者の日常生活の困りごと、施策ニーズ、福祉サービスの利用状況や満足度、今後の利用意向、利用上の問題点などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的とし、アンケート調査を実施しました。

(2) 実施期間、及び配布・回収方法

| 実施期間 | 2020年(令和2年)7月3日~2020年(令和2年)7月27日 ※実施期間後に回収した調査票についても、可能な限り集計に反映した。 |
|---------|---|
| 配布•回収方法 | 下記(4)に記載されている各対象者から無作為抽出した方に、郵送により配布・回収を行った。 (発達障がいのある人・高次脳機能障がいのある人の一部については、相談支援事業所に配布・回収を依頼) |

(3)調査票の種類

「障がい当事者向け」、及び「障がい児の保護者向け」の2種類

(4)調査票の配布数

| 調査票の種類 | 対象者 | 配布数 |
|----------------|---|---------|
| 障がい当事者 向け | 18歳以上で市内に住民票があり、障がい者手帳をお持ちの方、 自立支援医療を受給されている方、発達障がい、高次脳機能障が い、難病の方 | 1,250 件 |
| 障がい児の 保護者向け | 18 歳未満で市内に住民票があり、障がい者手帳をお持ちの方、 自立支援医療を受給されている方、発達障がい、高次脳機能障が い、難病の方の保護者 | 250 件 |

(5)調査項目

| 調査票の種類 | 調査項目 | | | |
|----------------|--|--|--|--|
| 障がい当事者 向け | 生活の状況、障がい等の状況、福祉サービス、日常の活動や就労、医療・保健、日常の活動・就労意向、外出・地域活動、権利擁護、防災、相談や福祉情報の入手、今後に向けて | | | |
| 障がい児の 保護者向け | 療育・教育、福祉サービス、外出・地域活動、権利擁護、防災、相談や福祉情報の入手、今後に向けて | | | |

(6)回収件数(回収率)

| 調査票の種類 | 配布件数 | 回収件数 | 有効回収件数 | 有効回収率 |
|------------|---------|-------|--------|-------|
| 障がい当事者向け | 1,250 件 | 603 件 | 603 件 | 48.2% |
| 障がい児の保護者向け | 250 件 | 148件 | 148件 | 59.2% |
| 全 体 | 1,500 件 | 751 件 | 751 件 | 50.1% |

10. パブリックコメント(市民意見公募)の実施概要

「計画検討委員会」や「総合支援協議会」での意見等を踏まえて策定した「ふじさわ障がい者プラン 2026 (素案)」について、広く市民の皆様に周知を図るとともに、市民の皆様からのご意見やご提案を「ふじさわ障がい者プラン 2026」に反映させることを目的に、パブリックコメント(市民意見公募)を実施しました。

(1) 実施方法等

1) 実施方法

| 実施主体 | 藤沢市長 |
|------|--|
| 実施期間 | 2020年(令和2年)11月25日(月)~2020年(令和2年)12月24日(木) |
| 周知方法 | 「広報ふじさわ」に募集記事を掲載 募集チラシ等を配布 藤沢市ホームページに募集チラシを掲載 |
| 配布場所 | 障がい福祉課、子ども家庭課、市役所総合案内、市民相談情報課市政情報コーナー、 各市民センター・公民館 |
| 対象者 | 市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、及びその他利害関係者 |
| 提出方法 | 所定又は任意の用紙に意見と住所、氏名(法人等の団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名)を記載した上で、障がい福祉課への持ち込み、郵送、FAXによる提出、市ホームページ上の専用提出フォームにより受付 |

2) 提出数•意見総数

| 提出数 | 4 通(うち有効提出数:4 通) (有効提出数の内訳、インターネット:3 通、持参:1 通、FAX:0 通) |
|------|---|
| 意見総数 | 7件 |

(2) 提出された意見と市の考え方

| 項目 件数 | | 類型化した意見※ | 市の考え方 |
|--------------|---|---|---|
| 計画の考え方について | 1 | (1)「障がい者プラン」であり、 地域福祉計画よりも障がい者の 側に立つ計画であるべき。「地域 共生社会」の考え方について言え ば、「個人の存在(尊厳)が認め られ尊重される」という前提があ り、それから「助け合う」という 他者とのかかわりに言及すて「その 人らしく生きる権利」を保障する 障がい者福祉により、合理的配で、 共生社会の実現につなが、「公助」の計画なのでは。「本計画のではる。 助・互助も必要であるが、「公助」の計画なのでは、「摩がい者などすずで し、)地域、暮らし・・」、「 類し、(一人のでは、「なりを し、)地域、暮らし・・」、「 類にしているが、「 は、「すべての人が、 いの有無に関わらず、(尊厳を認 め合い、)お互いに助け合い・・」 というように、助け合いの前に個 人の尊重の文言を入れてほしい。 | (1)市は、障がいの有無、年齢、性別等による違いを含め、あらゆる人が尊厳を守り合い、尊重し合うべきとの考え方に基づき、あらゆる計画を策定しています。本計画は、障がい者福祉分野の計画として、施策内容を通じて障がいのある人やお子さんの尊厳と尊重が守られるようになることをめざすものです。 |
| 共生の基盤づくりについて | 3 | (1) 高齢になると腰・膝が悪くなり、杖や手押し車を使う人も多い。道路の段差解消は進んでいるが、横断歩道の道路標識や信号も少ない。歩道橋はあっても、高齢で身体障がいのある人は利用できない。 (2) 地域で暮らす障がい者の方の情報は、プライバシーもあり不明。実態として交流もなく、何の支援もできず、申し訳なく思う。地区社協からボランティアの誘いがあっても高齢のため難しい。 (3) 藤沢市の障がい者支援は充実していると思うが、障がい者と健常者を分け隔てなく支援する政策が課題である。障がい者と健常者が共に生活する施設のような、政策のさらなる発展を期待して | (1) 藤沢市バリアフリー化基本方針等に基づき、街や道路の整備等について、計画段階から望ましい整備が進むよう、関係部署・関係機関との連携を図ります。 (2) 地域での生活を支える支援の充実を図るため、関係機関と連携し、地域共生社会の実現をめざします。 (3)「すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに助け合い、自分らしく、生活できるまちへ」の基本理念のもと、様々な取組を推進してまいります。 |

| 項目 | 件数 | 類型化した意見 | 市の考え方 |
|--------------|----|--|---|
| 支援の基盤づくりについて | 3 | (1) 障がいのある人の自宅以外の暮らしの場としてグループホームが主流となりつつあるが、医療的ケアの必要な人も利用できるようにするためには、医療との連携強化が必要。入所施設も含め、医療的ケアや常時介助の必要な人の生活の場をどのようにとかいくのか、具体的に分かるようにしてほしい。 (2) 短期入所は福祉型・医療型ともに、在宅で常時介護が必要な障がい児者と家族にとって重要であるが、使える資源、医療やケアを必要とする人の利用には制かがある。(利用の)見込み量の増加とと思う。 | (1) 一人ひとりの必要に応じた支援を推進するため、市内の障がい福祉サービス事業所や医療機関、及び広域の支援機関と連携し、重度障がい児者や医療的ケアを必要とする方が、自分らしい生活をういくことができるような支援体制をめざします。 (2) 人材を確保するため、介護保険分野等と連携し、多様な方法、民間企業等と連携して、AI・ICT等を活用した介護ロボット・自助機器等の導入、相談やモニタリング等へのリモートシステム導入等の検討を行います。 |
| | | (3) 医療的ケアは、個々に内容や程度が異なるものの、児と者で異なるものではなく、生活に困難さを抱えていることは同じである。藤沢市は国に先駆けて医療的ケア児者のための支援と言い換えて対策してほしい。 | (3)施策・事業名等の変更については、今後検討させていただきます。 |

※いただいたご意見は内容に応じて類型化し、趣旨を損なわない範囲で表現の一部を変更しています。

11. 用語解説

用語については各種資料を参考に整理し、趣旨を損ねないように掲載しています。

【あ】

アクセシビリティ

障がいの有無等にかかわらず、誰もが必要とする情報を平易に利用できること。

安全・安心プラン

藤沢市の施策。障がいのある人が、緊急時や困った時に、どこに相談したらよいか、 どのような支援が利用できるのかを記したプランで、記載内容は、支援者全員で確認 して支援に役立てる。障がい福祉サービス等利用計画を補完するプラン、地域定着支 援台帳としても活用できる。

● 移動支援

移動が困難な障がいのある人が円滑に外出できるように支援するサービス。地域生活支援事業に含まれる。

いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)

住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、様々な方面から高齢者の方々を支える機関のこと。主な業務は、保健師による要支援者や事業対象者の介護予防マネジメント、社会福祉士による総合相談・支援や権利擁護事業、主任ケアマネジャーを中心としたケアマネジメントの後方支援等である。

意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、日常生活や社会生活において自分自身の意思に沿った生活を送ることができるように、支援者等が意思決定を支援する行為、及びその仕組みのこと。

● 医療的ケア

たんの吸引や鼻等から管を通して栄養剤を流し込む経管栄養等、家族や看護師等が 行う医療的介助行為のこと。医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼 ぶ。

オストメイト

手術によって、腹壁にストーマ(便や尿の排泄孔)を造設した人のこと。人工肛門保有者、人工膀胱保有者とも呼ばれる。

【か】

● 介護保険制度

市町村が保険者となって運営し、40歳以上の人が加入する社会保険制度のこと。加入者は、保険料を負担し、要介護認定を受けた場合には、在宅サービスや施設サービスのサービスが利用できる。

● 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

老人福祉法に規定する特別養護老人ホームであって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、及び療養上の世話を目的とする施設のこと。介護保険法に基づき、都道府県から指定を受けることにより、「指定介護老人福祉施設」となり、介護保険による施設サービスの対象となる。

介護老人保健施設

要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設のこと。

基幹相談支援センター

地域における中核的な相談機関として、主に困難なケースに関する事業所支援や、 人材育成に関する取組などを実施する相談支援事業所のこと。

虐待

障がいのある人が他者からの不適切な扱いにより、人権を侵害されること。分類として、①身体的虐待(身体に暴行を加えること)、②性的虐待(わいせつな行為をすること、させること)、③心理的虐待(著しい暴言や著しい拒絶対応等)、④ネグレクト(心身の正常な発達を妨げるような放置)、⑤経済的虐待(財産の不当な処分を行うこと)などがあげられる。

共生型サービス

同一の事業所で一体的に介護保険と障がい福祉のサービスを提供する取組。

居宅介護(ホームヘルプ)

障がい福祉サービスの1つであり、在宅において、障がいのある人に対し、身体介護(食事・排泄・衣類着脱・入浴等の介護、肢体の清拭・洗髪)、家事援助(調理、衣類の洗濯・補修、住居等の清掃・整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関等との連絡)、相談助言等を行うこと。

通院時の付き添い等、社会生活上不可欠な外出時の移動に係る支援も含まれる。

グループホーム(共同生活援助)

居住系サービスの1つである共同生活援助の通称。障がいのある人が、地域において支援員の相談・助言等を受けながら共同生活を送る居住の場のこと。

• ケアマネジャー

介護保険法において、要支援や要介護認定を受けた人から相談を受け、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した上で、サービス介護事業者との連絡や調整等を行い、取りまとめる人。別名「介護支援専門員」ともいう。

ケアマネジメント

生活ニーズに基づいたケア計画にそって、様々なサービスを一体的・総合的に提供する支援方法。障がい者の自己選択や自己決定を支援し、質の高い地域生活が得られるような援助が求められる。

高次脳機能障がい

病気や交通事故等が原因で、脳が損傷を受けたことによる後遺症で、記憶、行動、 言語、認知等に障がいが残っている状態のこと。

• 合理的配慮

障がいのある人が生活している状況や環境を踏まえ、その人にとって、特定の場合に必要な変更や調整を、無理のない範囲で行うことにより、障がいがあっても、人としての権利や義務を行使できるようにすること。

コミュニケーション

意思伝達・通信のこと。文字言語や音声装置、平易な言葉、情報通信技術、文字表記、点字、拡大文字等が用いられる。

子どもサポートファイル

藤沢市では、障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもを対象に、ライフステージに応じた一貫した支援が受けられるよう、保護者と関係機関が情報を共有するための記録ファイルを配布している。相談時等に持ち運びしやすいよう携帯版もある。

子ども成長記録ツール

藤沢市では、保護者が子どもの成長を確認する又は育児について考える際、また、 支援が必要になった際に活用できるよう、乳幼児期からの成長過程を記録・保管する 「子ども成長記録ノート」を配布している。また、神奈川県が開発した母子手帳アプ リ「子育てアプリふじさわ(母子モ)」を利用すると、スマートフォンで子どもの成 長記録を写真と一緒に記録することができる。

● コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人(個別支援)や、地域に対しての援助(地域支援)を通じて、地域と人とを結び付ける、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティ・ソーシャルワーク」などを実践する専門職のこと。

[さ]

サービス等利用計画(障がい児支援利用計画)

サービス利用者を支援するための総合的な計画のこと。計画の中には、本人の困っていること、利用する支援の種類や量、目標等が記載される。

利用する支援やサービスの内容については、障がい福祉だけでなく、医療や教育といった幅広い支援から、本人にとって適切に必要なものを組み合わせて記載する。

● 差別

偏見や先入観等に基づき、特定の人に対して、不利益や不平等な扱いを行うこと。 現在では大きく分けると次の3つがあげられる。

• 直接差別(異なる取扱い)

瞳がいに基づいて他の人と違う取扱い(区別)を行うこと。

・間接差別(異なる効果・結果)

表面的には中立のように見えて、実は障がいのある人だけに不利益な効果が生じるような基準を設けること。

• 合理的配慮の欠如

実質的な平等を確保するために必要な、一定の配慮をしないこと。

● 指定難病

2015 年(平成 27 年)に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定された、医療費の助成対象となる疾病のこと。2019 年(令和元年)7月1日現在、333 疾病が指定難病に指定されている。

● 児童福祉法

1948年(昭和23年)に施行された、0歳以上18歳未満の子ども(児童)の福祉に係る基本的事項について規定した法律。2018年(平成30年)4月からは、市町村障害児福祉計画の策定など、障がい児支援ニーズの多様化へのきめ細やかな対応を盛り込んだ改正児童福祉法が施行された。

社会資源

福祉にかかわる施設や機関のほか、ホームヘルパーやボランティアといった人的な 資源、資金やノウハウなど、福祉のニーズを満たすために活用され得るあらゆる資源 の総称。

● 社会的障壁

障がいのある人が日常生活や社会生活上で妨げるとなるような社会的な制度や慣行のこと。

● 社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、地域の福祉推進、向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された公共性・公益性の高い民間福祉団体。

● 社会福祉法

わが国の社会福祉の目的や理念、原則と、各種の社会福祉関連法における福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律のこと。2021 年(令和3年)4月以降は、地域共生社会の実現に向けて地域住民等や市町村が取り組むべき事項等を規定した改正社会福祉法が施行される予定となっている。

住宅セーフティネット法

住宅確保要配慮者(高齢者や障がい者等の住宅の確保に特に配慮を要する者)に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とした法律。2017年(平成29年)に一部改正され、民間の空き家・空き室を活用して、住宅確保要配慮者(高齢者や障がい者等の住宅の確保に特に配慮を要する者)の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設等、住宅セーフティネット機能が強化された。正式な名称は「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」。

重症心身障がい児者

重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複した状態をいい、その状態の子どもを「重症心身障がい児」、成人した人を含めて「重症心身障がい児者」と呼ぶ。医学的診断名ではなく、児童福祉での行政上の措置を行うための概念である。

主任相談支援専門員

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、 困難事例に対する支援方法について修得しており、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす。

● 手話诵訳者

聴覚障がい者のコミュニケーション手段である手話を通訳する技能者。

● 障害者基本計画

障害者基本法に基づいて、障がいのある人の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るために、行うべき障がい者施策の基本的な方向性を定めた国の計画である。

● 障害者基本法

障がいのある人が自立、及び社会参加できるための支援等の施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者福祉を増進することを目的に定められた法律である。

障害者権利条約

2006年(平成 18年)に国連総会本会議で採択された「障害者の権利に関する条約」の略称。わが国においては、2014年(平成 26 年) 1 月に批准した。

障害者差別解消法

障がいがあるがゆえに生じる差別の解消を推進する基本的な事項や、行政機関や民間事業者に対して、障がいを理由とした差別を解消するために義務付ける措置などについて定めた法律であり、2013年(平成25年)6月に成立、2016年(平成28年)4月に施行。正式な名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

● 障害者総合支援法

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることを目的とする法律である「障害者自立支援法」に代わる法律であり、障がい者の範囲の拡大等を新たに盛り込んでいる。 2012年(平成24年)6月に成立し、2013年(平成25年)4月に施行された。 正式な名称は「障害者の日常生活、及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

障がい者総合支援協議会

自治体の障がい福祉事業を円滑かつ総合的に推進するため、医師や学識経験者、当事者・家族等団体、福祉サービス事業者、市民等を委員として、地域の障がい福祉の課題等について協議・検討を行う組織。「自立支援協議会」という名称で設置されている自治体もみられる。

障がい者差別解消支援地域協議会

差別解消法第17条第1項に基づき、国及び地方公共団体の機関が、障がい者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するために組織する協議会。

スキルアップ

訓練して技能を身に付けること。

● 成年後見制度

判断能力が不十分なため、契約等法律行為における意思決定が難しい成年者(認知症や知的障がいのある人等)を支援する制度で、必要に応じて代理権や同意権等を行使する後見人等が、当事者の権利を守るために各種手続きや財産管理等を行う。

セルフプラン

障がいのある人やその保護者等が、自身で障がい福祉サービス等利用計画案を策定すること。

● 相談支援事業

障がいのある人や家族からの相談に応じ、情報提供や助言、サービス提供事業者のあっせん・調整等を行い、相談を通じて障がいのある人の支援を行う事業。

● 相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う。

ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)

特定の対象者を社会的に排除するのではなく、差異や多様性を認め合い、地域全体で包み込み支え合うという相互の連帯や心のつながりを築く考え方。

【た】

短期入所(ショートステイ)

在宅で介護を受けている人が一時的に施設等を利用して、日常生活上の世話を受ける宿泊を伴うサービスのこと。

• 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしを豊かにする生きがいのある地域を共に創っていく社会のこと。

地域ケア会議

個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、 地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。介護保険事業の中で取り組まれてきたが、 障がいのある人等も含む課題解消に向けた支援のあり方や地域づくりを考える場と もなってきている。

● 地域生活支援拠点等

地域において、障がいのある人の相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能 を備えた社会資源や仕組み等のこと。

地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」

本市において、生活困窮者自立支援法に基づき実施される、生活困窮者自立支援制度に係る相談窓口。生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立に向けた包括的な支援として、自立相談支援、就労準備支援、家計相談支援、学習相談支援等を行う。

地域生活支援事業

総合支援法に位置付けられた自治体独自の取組であり、相談支援事業の設置や移動 支援事業、日常生活用具の給付等、地域の特性や利用者の状況等に応じて、障がいの ある人の日常生活又は社会生活を支援する事業のこと。

● 地域福祉計画

社会福祉法第 107 条第 1 項第 1 号から 5 号に基づき、市町村が、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「各種事業の実施にあたっての事業に関する事項」を一体的に定める計画のこと。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じて、介護、 医療、予防、生活支援、住まい等に係るサービスを、一体的に提供できる体制のこと。 藤沢市は、福祉健康部に地域包括ケアシステム推進室を設置(平成 29 年度~令和2 年度)し、「藤沢型地域包括ケアシステム」の推進に取り組んでいる。

● 特別支援学校

障がいのある子どもや病弱の子どもに対する教育、及び知識技能を授けることを目的とした学校。藤沢市立の学校では、白浜養護学校が該当する。

【な】

難病

昭和47年の厚生省(当時)の「難病対策要綱」において、「(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されるもの。また、2015年(平成27年)に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」において、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と規定されている疾病のこと。

ニーズ

必要な生活水準を満たすために求められる要望や必要性のこと。顕在化しているものと潜在化しているものがあり、支援を行う際には両方を把握する必要がある。

● 入所施設

様々な理由で在宅での生活が困難で、日常生活に支援や介護が必要な障がいのある 人に対し、食事や排泄、入浴等ができる生活環境とその人にとって必要な支援を提供 する居住できる場所。

● 日中一時支援

障がいのある人の在宅における介護が一時的に困難になった場合に、日中活動の場を提供することで、家族の介護負担の軽減を図ることを目的とする事業。

● 日常生活用具

障がいのある人や高齢者が日常生活を円滑に送ることを目的に、容易に使用できるよう製作された用具。

ノーマライゼーション

障がいの有無にかかわらず、お互いに特別に区別されることなく社会生活を共にすることが正常な状態であり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策等も含まれる。

[は]

発達障がい

2005年(平成 17年)に施行された「発達障害者支援法」において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている障がいのこと。

• バリアフリー

生活・行動の妨げとなる障壁(バリア)を取り除くこと。

ハードのバリアフリーとソフトのバリアフリーがあり、前者では「公共の建築物や 道路、個人の住宅等における設計の場面といった物理的な障壁を取り除くこと(例: 車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の 案内板の設置等)」を意味する。

一方、後者は、「差別的・固定的なイメージ等意識の上での障壁を取り除くこと」 を意味する。

ピアサポート

日常生活を送る上でわからないことや困っていることがあったときに、同じような立場の人が、相談相手となり、一緒に考えたり、不安に思っていることに耳を傾けたりすることにより、困っている人を支えていく支援活動のこと。同じような立場の人が相談相手となることを、特に「ピアカウンセリング」と呼ぶ。

● 避難行動要支援者

高齢者や障がいのある人など、災害が発生した場合にひとりで避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人。

● 福祉避難所

地震等の災害が発生した際に、一般の避難施設での避難生活が困難な避難行動要支援者等が、専門的なケアを受けられる福祉施設や病院等の受け入れ先を見つけるまでの間、一時的に避難する施設のこと。市内 13 地区ごとの防災拠点である市民センター・公民館がこの役割を兼ねている。

● 福祉有償運送

介護を必要とする高齢者や障がいのある人等、単独で公共交通機関を利用することが困難な人を、NPO 法人等が自動車を使用して、有償で移送するサービスのこと。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された学習プログラム。

ヘルプマーク・ヘルプカード

「ヘルプマーク」は、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、 周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、 東京都が作成したマークで、全国的に普及が進んでいる。「ヘルプカード」は、 援助 を必要としている障がいのある人などが携帯し、いざ というときに必要な支援や配 慮を周囲の人にお願いするためのカード。

● 保健師

所定の専門教育を受け、地区活動や健康教育・保健指導等を通じて疾病の予防や健康増進等の公衆衛生活動を行う地域看護の専門家のこと。主な勤務先は企業、市町村の保健センター、保健所、学校、訪問看護ステーション等で、働く場所によって対象となる人々の特性は異なるが、個人と集団の視点から人々の健康問題を捉えて支援する活動を行う。

• ポッドキャスト

インターネット上で音声や動画のデータファイルを公開する方法の1つ。

【ま】

モニタリング

サービス等利用計画や行政の事業・取組、施策等について、計画の達成状況を定期 的に点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを実施すること。達成状況の点検・評価の目安として、数値的な指標(モニタリング指標)を設けることがある。

【か】

● 優先調達

2013年(平成25年)に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者雇用を推進することを目的として、障がいのある人が働く就労施設等に対して、国や自治体等が優先的に物品等の発注を行うこと。

ユニバーサルデザイン

調整又は特別な設計を必要とせずに、最大限可能な範囲で、すべての人が使用する ことのできる製品、環境、計画、及びサービスの設計のこと。

● 要約筆記

話の内容を要約し、文字に起こして伝えること。聴覚障がいのある人の意思疎通に 対する支援の一環として実施される。

要約筆記を行う人は、要約筆記者、要約筆記奉仕員などと呼ばれる。

[5]

ライフステージ

出生から、幼年期、就学、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等の人生の節目に着目した区分のこと。

● 理学療法士

理学療法(身体に障がいのある者に対し、基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせる療法)による指導、援助を行う専門職のこと。別名「PT (Physical Therapist)」とも呼ばれる。

リハビリテーション

障がいのある人等がライフステージのすべての段階において主体性、自立性、自由 といった人間本来の生き方を回復、獲得することを目的として実践される、専門的な 援助のこと。

療育

障がいのある児童のために行う医療と教育のこと。

• レスパイト

一時的中断や延期、小休止などを表しており、具体的には、障がいのある人等を在宅でケアしている家庭において、家族等の入院等の際に一時的にケアを代替したり、家族等に休息の機会を提供したりしてリフレッシュを図ってもらうことを目的とする家族支援の方法である。「レスパイト・ケア」と同義。

【わ】

ワンストップ

行政サービス等において、利用者の相談や申請、届出等を、1ヶ所の窓口で一元的 に受け付ける仕組みのこと。ワンストップサービスとも呼ばれる。

【アルファベット】

ADL (エーディーエル)

日常生活動作(Activities of Daily Living)とは、日常生活を送るために最低限必要な、起居、移動、食事、更衣、排泄、入浴などの日常的な動作のこと。

■ AI (エーアイ) • ICT (アイシーティー) • IoT (アイオーティー)

AI(Artificial Intelligence)は「人工知能」とも言い、コンピュータシステムで人間の知的能力を模倣する技術で、産業、生活、自助機器等様々な分野で開発・導入が進められている。ICT(Information and Communication Technology)とは、「情報通信技術」とも言い、パソコンやモバイル通信機器、これらを活用したインターネット等のコミュニケーション技術のこと。IoT(Internet of Things)とは、「モノのインターネット」と訳され、機械・機器をインターネットにつないで操作すること。藤沢市は、介護ロボットやリモートシステム、生活環境づくりにおいて、これらの技術の活用に取り組む方向にある。

● NPO (Non Profit Organization) 特定非営利活動法人。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利団体のこと。

PDCA サイクル

計画を設定し(Plan)、実行し(Do)、検証、及び評価(Check)を行うとともに、課題の改善を次の計画に活かして実施する(Action)という工程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

SDGs (エスディージーズ)

「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」とは、地球上の「誰一人取り残さない」ために、2030年までの15年間で世界が達成するべき17のゴール(目標)と169のターゲット(達成基準)で、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された。各国、地方自治体、企業、市民社会等のあらゆる主体の全員参加型で取り組むものとされている。

ふじさわ障がい者プラン 2026

ふじさわ障がい者計画 第6期ふじさわ障がい福祉計画 第2期ふじさわ障がい児福祉計画

発行 2021年(令和3年)3月

藤沢市 福祉健康部 障がい福祉課

〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1
TEL 0466-25-1111 FAX 0466-25-7822
藤沢市のホームページアドレス:
http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/